

平成24年 4月 27日

三重県議会議長 山本 教和 様

氏名 村林 聡



平成23年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定により、別紙のとおり23年度政務調査費収支報告書を提出します。

24300001

平成23年度 政務調査費収支報告書

1 収入

氏名 村林 聡

政務調査費 1,980,000 円

2 支出

(単位:円)

| 項 目 | | 内 容 | 額 | 備 考 |
|-----------|-----------|------------------------|---------|-----|
| 調査研究費 | 455,000 | 旅 費 | 0 | |
| | | 需 用 費 | 0 | |
| | | 委 託 料 | 455,000 | |
| | | 負 担 金 | 0 | |
| | | そ の 他 | | |
| 研 修 費 | 0 | 旅 費 | 0 | |
| | | 報 賞 費 | 0 | |
| | | 需 用 費 | 0 | |
| | | 使 用 料 | 0 | |
| | | 負 担 金 | 0 | |
| 会 議 費 | 0 | そ の 他 | 0 | |
| | | 旅 費 | 0 | |
| | | 需 用 費 | 0 | |
| | | 使 用 料 | 0 | |
| 資 料 作 成 費 | 0 | そ の 他 | 0 | |
| | | 需 用 費 | 0 | |
| | | 手 数 料 | 0 | |
| 資 料 購 入 費 | 66,553 | 図 書 購 入 費 | 18,440 | |
| | | そ の 他 資 料 購 入 費 | 48,113 | |
| 広 報 費 | 143,552 | 旅 費 | 0 | |
| | | 需 用 費 | 64,219 | |
| | | 通 信 運 搬 費 | 79,333 | |
| | | そ の 他 | | |
| 事 務 所 費 | 137,500 | 賃 借 料 | 137,500 | |
| | | 管 理 運 営 費 | 0 | |
| | | そ の 他 | 0 | |
| 事 務 費 | 28,470 | 需 用 費 | 0 | |
| | | 通 信 運 搬 費 | 28,470 | |
| | | そ の 他 | | |
| 人 件 費 | 657,500 | 職員の給料、手当、 社会保険料、賃金等 | 657,500 | |
| 合 計 | 1,488,575 | | | |

3 残余

491,425 円

24300003

平成23年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 村林 聡

調査研究活動の主な内容、成果等

本年度も昨年度に引き続いて事務所を開いています。事務所とは地域の声を受ける拠点、政務調査研究の拠点です。年2回の会期制となり議会活動については充実しているところですが、反面それによって私自身が事務所内に常駐することは益々難しくなっているのが現状です。そこで引き続き職員を雇用し、業務をサポートして頂いています。事務所の存在が地域に浸透しつつあり、その重要性は年々増してきています。また書籍や、その他資料等を購入し、その事務所機能と合わせて、調査研究活動に役立てています。

事務所内での仕事のほか、地域との連絡や情報収集の必要もあり、職員の定数として2人は必要だと考えています。適当な人材を得られなかったために年度後半からは3人を雇用しておりますが、政務調査費からは2人分の人件費のうち25%を支出いたしました。

本年度は新しく、民間の会社に海外調査を委託するという試みを行いました。海外の先進事例があっても、英語に翻訳されていなければ、なかなか日本に伝わってこない、という現状があるように思います。欧州の資料翻訳および現地調査をしてもらえる今回のような委託調査は貴重であると考えます。また、今回の調査によって更に深めるべき課題がみえてきましたため、次年度以降に追加調査の依頼を検討しているところです。

本年度は県政広報紙を2回にわたって発行しました。度会郡地域の世帯数に合わせて約1万9千部印刷し、新聞折り込みにて配布しました。広報紙の内容は別添の通りであります。地域の声を受け取る、広聴の仕組みを重視して作成しています。実際に電話やFAXを頂いているところです。

以上です。

調查研究費

24300004

收 証

材料受取事務所 様

No. 1

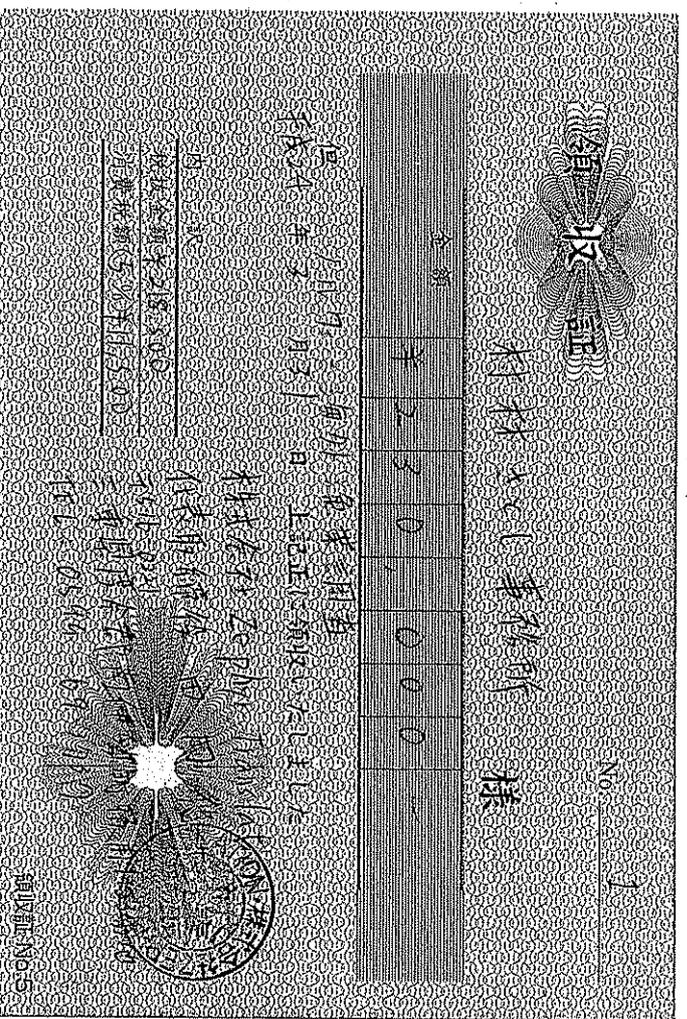
| | | | | | | |
|----|---|----|---|---|---|---|
| 金額 | ¥ | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|----|---|----|---|---|---|---|

材料受取事務所 様
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1



24300005

海外漁業調査報告書

(2012年3月)

対象国:ノルウェー

株式会社 Zephyr Translation

〒516-0021 三重県度会郡南伊勢町宿浦 1183

TEL : 0599-69-3737 FAX : 0599-69-3737

Email : yuichi-taoka@zephyr-translation.com

HP : <http://www.zephyr-translation.com>

24300006

1. ノルウェー王国の漁業基盤概要

- ノルウェーは漁業海域に大変恵まれており、西はノルウェー海、北はバレンツ海、南は北海に囲まれている。
- 三方を海に囲まれ、豊富な水産資源に恵まれたノルウェーの水産業は常に世界をリードしている。特に水産養殖物に関しては、世界の魚類輸出量の3分の1を占めており、アトランティックサーモンの生産は世界最大量を誇る。
- 漁獲や養殖に関して、国の徹底した管理の下に環境規制や品質管理が行われ、養殖や加工、輸送技術に関しても常に研究開発が進められている。

2. 資源管理

■ ノルウェーの資源管理の安定的な成功の基盤となっている5点の要因

1. 包括的な統治
2. 海洋資源の科学的な分析及び定期的な統計の更新
3. 漁業領域の安全管理
4. 稚魚（幼魚）の管理
5. 近隣諸国との友好的な連携体制

2-1. 漁業管理団体による統制

- ノルウェーはEU加盟国ではないが、EFTA（欧州自由貿易連合／European Free Trade Association）のメンバーである。
* 欧州自由貿易連合加盟国：ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン
- しかし、ノルウェーをはじめとする EFTA 加盟国の食品（水産物含む）や養殖等に関しては、EUの管轄下であり、EUが発令する規制（TAC制度等）に準拠している。
- EUはEFTA加盟国に対してEU圏内の市場への自由な参入権を与えている。それによりノルウェーはEU圏外への国への輸出だけでなく、ヨーロッパ（EU及び欧州自由貿易連合）内への輸出でも成功している。
- ヨーロッパ内でのノルウェー水産物の輸出量が多い国は、フランス、ポーランド、デンマーク、イギリス、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル、オランダ、スペイン、フィンランド等多国にわたる。

<EU (EFTA 含む) の漁業統治>

- EU では国際漁業管理組織である国際海洋調査委員会 (ICES) によって北東部大西洋に於ける漁業資源について魚種別・漁場別の資源評価が毎年行われている。
 - この資源評価に基づいて漁獲可能量 (TAC) が各国に対して勧告される。流れとして、EU→欧州自由貿易連合→ノルウェー。
 - 該当の漁業資源が EU 加盟国と非加盟国で共有されている場合は欧州委員会が非加盟国と交渉し、漁獲可能量の配分が決定すると欧州委員会は EU 全体としての漁獲可能総量及び各加盟国への配分に関する案を欧州理事会に提出する。
 - 理事会は案に対して可・否決或いは修正を行い、その後各国へ漁獲可能量の配分が通知される。
 - 常時、近隣諸国と友好的に連携を取り、各国の市場バランスが崩れないように密に協力し合っている。
- EU 北東部大西洋の漁獲量は、共通漁業政策 (CFP) によって方向付けされている。
- ✓ 共通漁業政策 (Common Fisheries Policy)

EU の漁業政策で、様々な市場介入によって漁業を振興しているほか、加盟国に対して魚の種類ごとの漁獲制限を設定している。2004 年において共通漁業政策には 9 億 3100 万ユーロの予算が充てられており、これは予算全体のおよそ 0.75% を占めている。

・ TAC 制度

(Total Allowable Catch : 総漁獲可能量)

魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持または回復を図ろうとするもの。この総量は、その年の資源量によって毎年変更される。

✦ TAC 制度の詳細

(1) ノルウェーと他国の漁獲割当

他国と共有している魚種の漁獲可能割当は、各水域、魚種等に応じて関連する協定等に従い、国際海洋探査委員会 (ICES) による資源調査結果に基づく持続可能な漁獲可能量の勧告に基づき、ノルウェーの漁獲割当が決定する。

2010 年の主な割当は次の通りである。

① ノルウェー・ロシア共有魚種

(ノルウェー・ロシア漁業協定、分配割合は近年変更なし)

- ア) 北緯 62 度以北 (バレンツ海含む) のタラ : 第三国への割当の残りをロシアと等分
- イ) 北緯 62 度以北 (バレンツ海含む) のコダラ : ①に同じ
- ウ) バレンツ海のししゃも : ノルウェー 60% , ロシア 40%

24300008

② ノルウェー・EU 共有魚種
(ノルウェー・EU 漁業協定)

- ア) タラ：ノルウェー17%，残り EU
- イ) コダラ：ノルウェー23%，残り EU
- ウ) シロイトダラ：ノルウェー53%，残り EU
- エ) ニシン：ノルウェー29%，残り EU
- オ) サバ：ノルウェー65%，残り EU

③ ノルウェー・EU・フェロー諸島・アイスランド・ロシア共有魚種
(関係国漁業協定)

春産卵のニシン（北大西洋最大の魚資源）：ノルウェー61%

(2) ノルウェー国内での漁獲割当

- ノルウェーの漁獲量の調整は、努力量規制に加え 1952 年に最初の漁獲量割当制度が導入され、現在水揚げの 95%が漁獲可能割当制度（TAC）により決定されている。
- ノルウェーの漁獲割当の国内配分は、漁業庁長官が、漁業組合代表、船員組合、食品産業組合、自然管理庁、海洋研究所、サーミ議会等からなる漁獲割当評議会の勧告を受け、最終割当案を漁業沿岸省へ提案、同省が承認し公示する。
- 魚種別に定められる割当量は、グループ別に配分され、管理される。

✦ TAC 制度の船舶毎の割当（2010 年のサバの場合）

- 大型まき網：71.3%
- 沿岸漁船：19.1%
- 小型まき網：6.4%
- トロール：3.2%

- TAC は漁船ごとに定められており、漁船を売買した場合、TAC も同時に譲渡され、TAC のみの売買は不可。

(3) ノルウェーにおける漁獲割当のコントロール

- ノルウェー国内では、鮮魚法（1951 年）に基づき、全ての漁獲物は地域、魚種別に組織された販売組合を通して流通（第一次販売）することが義務付けられており、漁業者は漁獲物を自由に販売することが出来ない。
- 衛星追跡装置が搭載された漁船は、漁獲場所、漁獲量、販売先等が一元的に管理・記録され、インターネットで閲覧可能。
- 漁獲割当は、資源状況の変化があった場合漁期中でも見直される。
- 違反操業等の取締は、沿岸警備隊、漁業庁の漁業取締船が行っており、漁獲量オーバー等の違反があった場合には野生資源管理法（2008 年）に基づき罰金または懲役刑が定められている。

24300009

運行漁船数(2010年)

| 群(縦)／船舶サイズ(横) | 0～11m | 11～14.9m | 15～20.9m | 21～27.9m | 28m及び28m以上 | 合計数 |
|-----------------------|-------|----------|----------|----------|------------|------|
| Finnmark | 640 | 100 | 22 | 20 | 16 | 798 |
| Troms | 648 | 104 | 29 | 18 | 16 | 815 |
| Nordland | 1028 | 231 | 87 | 52 | 34 | 1432 |
| Nord-og Sor Trondelag | 353 | 57 | 7 | 6 | 4 | 427 |
| More of Romsdal | 423 | 80 | 9 | 16 | 76 | 604 |
| Sogn og Fjordane | 174 | 21 | 9 | 17 | 29 | 250 |
| Hordaland | 264 | 24 | 7 | 10 | 45 | 350 |
| Rogaland | 205 | 33 | 6 | 13 | 16 | 273 |
| 他の群 | 386 | 62 | 12 | 15 | 3 | 478 |
| 合計数 | 4121 | 712 | 188 | 167 | 239 | 5427 |

↓ ノルウェー漁業関連主要団体及び役割

- ・ 調査及び改善策、問題対処方法の提示
 - ノルウェー海洋調査研究所 (IMR)、国際海洋調査委員会 (ICES) 諮問委員会 (ACOM) (国際海洋調査委員会管轄)
- ・ 規制関連
 - 水産庁、漁業・沿岸問題省
- ・ 管理
 - 沿岸警備委員会 (漁業・沿岸問題省管轄)、水産庁管理部門、各販売団体

<ノルウェー国内に於ける資源管理の取り組み>

- EUから配分された漁獲許容量の中から、水産省が国内の漁業団体に漁獲量の割り当てを行う。
- ノルウェーの漁獲量の約90%が、国内の州それぞれが資源を共有し合いもたらされているものである。
- 一つの州で割当分以上の漁獲量が得られた場合、割当量に満たない他州に配分する。
- 魚種別で年度毎に州によって漁獲量に差が出た場合、A州にB州が漁業に赴くといったような協力体制が出来上がっている。

2-2. 科学的な海洋資源維持対策

- 国際海洋調査委員会 (ICES) は、長期的且つ安定的な漁業資源を保つため、魚類の成長過程に於けるサイズ、魚類それぞれの特性、並びに生息環境の分析を重点的に行っている。
- 魚類の稚魚や卵の安全な生息を促すため、稚魚や魚類の卵を餌とするクジラに関するデータ (生息海域、多くの餌を求める活発な生命維持活動の時期、等) を採取している。

- 国際海洋調査委員会 (ICES) の関連機関である漁業管理委員会 (ACOM) は、ノルウェーの水産業にとって有益となる魚種およそ 80 種の内、約 20 種の監視強化に努めている。又、別の 20 種についても捕獲量の統計を随時作成し更新している。
- 安定的な漁獲量を維持するため、ノルウェーが注視している 3 点の業務がある。
 - a) 生態系の永続を見据え、捕獲量は常に資源量を把握した上で調整する。
 - b) いかなる場合・時期でも、漁獲することの出来る量は予め科学的に算出された捕獲許容量に準拠しなければならない。
 - c) 漁獲量は随時、農林水産省や水産庁等のノルウェー王国の管轄機関に報告しなければならない。

2-3. 漁業領域の警備

- ノルウェーの漁業産業はここ数十年の間で近隣諸国との連携強化に成功し、資源管理体制を強固なものとした。ノルウェーの水産業に於けるおよそ 90% の収穫量は他国との密な協力体制によってもたらされている。
- ノルウェー漁業の資源管理の成功の要因として切っても切れない水産業上の提携を強く結んでいる国は、ロシア、アイスランド、フェロー諸島、グリーンランドが挙げられる。
- 安定的な資源を保つため、ノルウェーは他国との連携の下、徹底的な漁業領域管理体制を敷いている。ノルウェーの漁業領域が安全性を維持することが出来る様、ノルウェー及び連携国の監視船の配備に傾注しており、ノルウェーの領海に於ける監視船は年間 1,800 隻にも上る。365 日 24 時間の監視を行っており、特に 24 メートル以上の船体の監視船には最新鋭の衛星レーダーを装備させ、沿岸警備に注力している。

2-4. 稚魚

- ✦ 稚魚の乱獲及び成魚との混同漁獲には制限が設けられている。
- ✦ 制限を超えた場合は、漁業水域を他に変えることが求められている。
- ✦ 1984 年から、稚魚の安全性が保たれないと判断された場合、即座にその漁業水域を閉鎖する規制が発令された。
- ✦ 稚魚の種類によっては、生息する水域での永続的な漁獲禁止が定められている。

2-5. 近隣諸国との連携

- ✦ 資源管理や漁業領域の警備等の色々な面でノルウェーは近隣諸国との連携を密に取り、漁業の安定化と活性化に成功している。
- ✦ ロシアやアイスランド、フェロー諸島等と海洋領域を分け合い、各国が資源や警備の面で助け合い漁業の安定化を持続させている。
- ✦ その連携の継続の成功の基になっているのは、管轄している団体が EU や欧州貿易協会といったヨーロッパ随一の組織であり、トップダウンの発令法にノルウェーを筆頭に各国が準じているからである。

3. 価格管理

- ノルウェーの水産物の価格は、一定されておらず常時変動している。
- 市場価格破壊を防止するため、各漁師及び漁業団体は魚類及び他の水産物の卸価格の販売統計を随時記録、更新している。
- 漁業組合は水産物の卸価格の独占決定権を持っている為、国内で販売された水産物の価格全てを記録することが義務付けられている。漁業組合はその価格データを漁業連盟に報告し、その価格統計を作成し、市場に於ける価格を統制・調整している。
- 水産物の価格は、その年、季節、月、自然災害等の諸々の事情によって漁獲量変動する為、一定の価格設定は行われておらず、基本的に「時価」設定手段を採択している。

4. 新しい最低価格に関する協定

価格に関しての長く困難な協議会の期間終了に伴い、水産養殖業協会(FHL)及びノルウェー漁師販売組合(NR)はタラやタラの卵、肝臓に関する最低価格に関して合意に達した。

新価格は以下の通りである。

| 品目 | 重量 | 価格(クローネ) | 日本円 |
|-------|------------|----------|----------------------------------|
| | | | (レート換算: ¥14.5/クローネ、2012年3月30日時点) |
| タラ | 6 kg 以上 | 17.25 | ¥250 |
| タラ | 2,5~6kg | 14.5 | ¥210 |
| タラ | 1,0~2,50kg | 12.5 | ¥181 |
| タラ | 1kg 以下 | 10 | ¥145 |
| タラの卵 | | 7 | ¥102 |
| タラの肝臓 | | 3 | ¥44 |

最低価格は 昨年度の価格とほぼ同じである。
新しい価格は 2012年1月9日から適用されている。

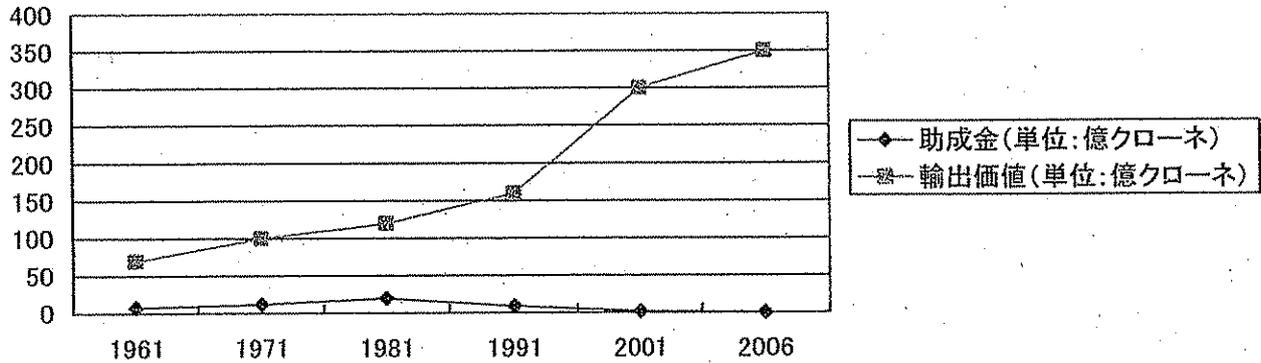
5. 助成金

- ✦ 近年、助成金は少額が続いている。理由は、1990年代からノルウェー産水産物の輸出価値が高まり、現在も漁業業界が安定しているからである。
- ✦ 1980年代初頭の助成金の額はおよそ25億クローネ(約360億円、¥14.4/クローネ、2012年4月19日時点のレートで換算)にも昇った。同時期の輸出価値はおよそ120億クローネ(約1,728億円)であった。しかし、1990年代に入ってから輸出価値の高騰が続き、それに反比例して助成金額も減少していった。2001年には輸出価値が200億クローネ(約2,880億円)を超え、助成金額はおよそ2億クローネ(約28.8億円)まで減少した。2006年には輸出価値が350億クローネ(約5,040億円)を突破し、助成金額は2000年代初頭から継続して1~2億クローネ(約14.4億円~28.8億円)で推移している。

- ノルウェー政府が1980年代に漁業を一大産業として捉え、重点的に漁業活性化に努めた成果が1990年代から如実に表れ始め、現在も安定且つ上昇推移を辿っている。1980年代に漁業促進のための研究（資源管理や養殖等）や漁業関連団体の運営力強化に助成金を投資し成功した証である。

<助成金と輸出価値の推移>

*¥14.4/クローネ (2012年4月19日時点のレート)



- 漁協では水揚げされた水産物に対し種類毎に最低定価がある。最低安価を設定する目的は、漁師の生計面にある程度の安定性をもたらすため、漁業産業全体にとって国からの関与及び管理は可也のものである。
- 助成金の政治的な用途としては、漁業技術や研究を進めるための予算編成が最優先されている。
- 漁業に関係している省庁は漁業研究を促進させるための援助を固定化したプロジェクト及び漁業施設への投資を行っている。2007年には約1億1千万クローネをこういった研究に投資した。他にも、漁業に携わる中小企業間に相互協力のためのネットワークを作るために750万クローネを2007年の予算で投資した。

2009年漁業向け研究・開発の助成金源 (単位:百万円)

| 投資分野(横)／投資元(縦) | 大学 | 研究所 | 産業及び貿易 | 合計 | 比率 |
|----------------|--------|---------|--------|---------|-----|
| 政府 | 6566.4 | 18460.8 | 720 | 25747.2 | 63 |
| 民間 | 691.2 | 5702.4 | 8870.4 | 15264 | 37 |
| 合計 | 7257.6 | 24148.8 | 666 | 41011.2 | 100 |

6. 観光招致

- 近年、観光者が漁船に乗り込み、釣りに参加するフィッシングツーリズムが事業として増えてきている。釣りを楽しみながらノルウェーの沿岸の景色や自然を体験することも大きなセールスポイントとなっている。新しく立ち上がっている産業として、未だに規制が少ない事にも起因し、関係省庁からも注目されている。
- 観光業界の総合組合(NHO Reiseliv)の主導でフィッシングツーリズムのサイトが立ち上げられ、現在は約30社がリストに掲載され大々的に情報発信されている。

観光組合 URL: <http://www.fisketurisme.no/Default.aspx?pageid=756&sid=fisketurisme>

世界的にも普及しているビジネスだが、ノルウェーでも鯨ウォッチングの人気の高い。ノルウェーのホエールウォッチングが観光的に集客力が高い理由の一つとして、出航地の港のレストランにて伝統的且つモダンな魚介料理を提供していることもセールスポイントの一つである。

7. 水産物輸出額の概況

- ノルウェーの水産物の年間輸出額はおよそ500億クローネ(約7,200億円)に達する。
- 2011年の11月、ノルウェーはおよそ51億クローネにも上る輸出額を記録した。前年同月比で、約3億9千万クローネ(7%)減少したことになる。
- ノルウェー水産物輸出協議会は、2011年には484億クローネの水産物を輸出し、その額は2010年と同等の数値であると公表している。

8. ノルウェーの水産物養殖概況

- サーモン及びサーモントラウトは養殖によって生成され、その他の魚類は天然のものを漁獲している。
- 気温が一年を通して低く、比例して水温が低い為、冷たく澄んだ魚類を育むために最適な自然環境と伝統的な手法を用い、尚且つ最新技術を駆使する熟練された漁業関係者及び政府機関が定めた厳しい品質管理に基づいて生成されている。
- ノルウェーの国土の半分以上が水深及び奥行きが深いフィヨルドに接しているうえに、山から溶け出す雪が冷たく澄んだ海に混じり、魚類が育つ絶好の塩分濃度となる。
又、近海を流れるメキシコ湾の恩恵も享受しており、冬期での海水は凍結することなく安定した水温を保っている。

9. 品質管理

- 理想的な魚類生成環境に加えて、徹底した品質管理が行われている。サーモンやトラウト等は水揚げから梱包までの工程時間を極力短縮させることによって鮮度が高く高品質な商品を安定的に提供することが出来ている。
- ノルウェー近海の冷温で澄んだ海で水揚げされたサバやししゃも等の魚類も高い鮮度と品質を維持させながら輸送作業を行える様に殆どの漁船には冷却装置を装備させ、この装置のおかげで魚体の中心温度を0~1℃に保ったまま加工工場まで輸送することが出来るので、新鮮さを失わずに工場へ運ぶことが出来る。
- 加工工場では、サイズの選別作業から包装作業までを短時間でやり繰りし、マイナス40℃の急速冷凍室で迅速な冷結作業を行っている。

■ ノルウェーサーモン（アトランティックサーモン）の養殖

- サーモンは産卵のために海から川に戻る習性があり、川で育った稚魚は再度海に戻り成長する。この淡水から海水に戻る習性はノルウェーサーモンを養殖する生産過程に於いて十分に活かされている。
- 秋口に、養殖場ではサーモンの受精作業が始まる。健康で成熟したメスの卵は厳選された健康なオスの魚精で丁寧に受精され、その後受精卵は入念な管理の下で孵化する。稚魚は腹部に卵黄嚢を付けた状態で孵化する。この卵黄嚢が稚魚の栄養分となり、数週間が経過して初めて慎重に餌付けが開始される。生後7~18ヶ月で稚魚は50~300グラムになり、海で暮らす時期を迎える。

■ ノルウェーサーモンの管理

- 海での養殖が開始されてから1~2年間、サーモンは海中のいけすで育てられる。いけすには潮流によって常に正常な海水が流れ込む。この時期もサーモンは徹底的に厳しく管理され、餌の質や量は水温及び生育条件に合わせて注意深く管理される。生後1年半~3年をかけて出荷に適した大きさ（通常3~6キロ）に成長し、初めてサーモンは水揚げされる。
- 徹底した品質管理の下で養殖されるサーモンには多くのメリットがある。受精から水揚げまで、水質や餌の質、品質等を徹底的に管理されて生成されるので品質が安定する。更に、水揚げから梱包までに掛かる時間が短く、その結果高い鮮度が保たれる。こういった理由から養殖のサーモンは、季節や水揚げ高を問わずに新鮮で高品質なものを安定して市場に提供することが可能となっている。

■ ノルウェーサーモンの養殖場の管理

- サーモンの養殖業者は全ての生産過程に於いて徹底した品質管理を行い、養殖の規制が遵守されるようにノルウェー政府が厳しい管理システムを敷いている。
- ノルウェーでは養殖業と農業に於いて遺伝子組み換え作物の生産は固く禁じられており、関係当局による定期的な立ち入り検査を通して、餌も厳しく管理されている。
- ノルウェーの養殖業者がサーモンの養殖に携わるためには漁業庁の特別免許を取得しなくてはならない。環境に悪影響を及ぼさないことを保証することが出来る養殖業者のみが認可を受けることが出来る。

■ ノルウェーサーモンに関する概要

- 漁法は網を用いての手法が主流である。
- 食用用途としては、新鮮、冷凍、燻製、マリネ等が挙げられる。
- 栄養価の点では、養殖のサーモンは非常に優れており、不飽和脂肪酸を大量に含んでおり、脂溶性のビタミンA及びDが豊富である。又、水溶性のビタミンB12とピリドキシン（ビタミンBに分類される化合物の一種）も多く含まれている。

■ サーモントラウトの養殖

- サーモントラウトの養殖プロセスは、1月から2月にかけて開始される。健康で成熟したメスから採卵し受精させる。最高の品質を確保するため、この作業は高度にシステム化されている。
- 稚魚は腹部に大きな卵黄嚢を付けて淡水中に孵化する。この卵黄嚢には孵化後の数週間に必要な栄養分がある。その後、最新の注意を払って給餌が開始され、6カ月後から1年後、稚魚は海水に移される。その後、海水に設けられたいけすで約2年間過ごす。いけすには潮流によって常に新しい海水が流れ込み、この間、サーモントラウトの成長は慎重に管理され、水温や生育条件に合せ餌の種類や量を継続的に調整される。サーモントラウトは消費者に需要に合わせ、生後1年半～3年で水揚げされ、高品質を維持するために水揚げ後は迅速且つ丁寧に梱包される。

■ サーモントラウトの管理

- サーモントラウトには管理上多くのメリットがある。それはノルウェーサーモンの管理メリットと重複するが、受精から水揚げまで、水質や餌の質、品質等を徹底的に管理されて生成されるので品質が安定する。更に、水揚げから梱包までに掛かる時間が短く、その結果高い鮮度が保たれる。こういった理由から養殖のサーモンは、季節や水揚げ高を問わずに新鮮で高品質なものを安定して市場に提供することが可能となっている。

■ サーモントラウトに関する概要（*ノルウェーサーモンとほぼ同様）

- 漁法は網を用いての手法が主流である。
- 食用用途としては、新鮮、冷凍、燻製、マリネ、発酵等が挙げられる。
- 栄養価の点では、養殖のサーモンは非常に優れており、不飽和脂肪酸を大量に含んでおり、脂溶性のビタミンA及びDが豊富である。又、水溶性のビタミンB12とピリドキシン（ビタミンBに分類される化合物の一種）も多く含まれている。

10.サーモンの輸出量及び輸出額

- 2011年11月にノルウェーは90.782トンのサーモンを輸出した。これは前年同月比より13.011トン増加している。
- 一昨年、サーモンの市場価値は5億1千9百万クローネ減少しており、全体に於いて25億クローネ程の減少を意味する。
- 2011年には746.644トンのサーモンを輸出した。この数量は前年と比較し42.191トンの増量を意味する。
- 上記の数量の価格価値は265億クローネに値し、前年との比較に於いて14億クローネの減少となった。
- ノルウェー産サーモンの最も大きな輸出先市場はフランスであり、およそ40億クローネの輸出額を誇る。二番目の市場はロシアであり、その価値はおよそ27億クローネに上る。

11.サーモンの価値の低減及び数量の増加

- 2012年の1月、ノルウェーは67トンのサーモンを輸出した。
- この数量は前年同月比で22%の増加を表している。
- ノルウェー産サーモンの価値は18%増加し、更に価値の上昇は続いている。
- この現象は、ノルウェー産サーモンの輸出価格が25.99クローネ/キロから13.48クローネ/キロまで減少したことに起因している。
- ノルウェー産サーモンの最も大きな市場は2011年時点ではロシアであり、フランスが追随している。

■ ニシンの漁獲

- ニシンの漁獲量は、1960年代に於ける漁具の技術の進歩により70年代初頭には資源が殆ど枯渇状態になってしまい「禁漁」措置がとられた。後年には漁獲割当てでノルウェーの春産卵ニシンの漁獲が再開された。漁業地域としては主にモーレ及びノーラン地方のフィヨルド。北海及びスカゲラク海峡に生息するニシンは一年を通して捕獲することが出来る。2000年初旬、海洋科学者の推定によると、ノルウェー春産卵ニシンの生息量は約900万トンといわれている。

■ ニシンに関する概要

- 漁法は巻網、トロール、刺し網を用いての手法が主流である。
- 食用用途としては、新鮮、冷凍、燻製、マリネ、酢漬け等が挙げられる。
- 栄養価の点では、ビタミンA、D、B12が豊富であり、不飽和脂肪酸を大量に含んでいる。含有量は脂肪量に大きく左右される。

12. ニシンの輸出量及び輸出額の増加

- ニシンの輸出量は前年と比較し4%増加しており、合計輸出額は6億4千6百万クローネに上る。
- ノルウェーのニシン漁業にとって最も重要な市場はドイツであり、合計輸出額は1億6千6百万クローネに上る。

■ サバの漁獲

- ノルウェーで陸揚げされるサバは、年間14万から16万トンで、その殆どが北海やスカゲラク海峡で夏を過ごすために移動してくる大西洋サバである。
- 年が押し迫ってくると十分に成熟した魚は北海から産卵場所であるアイルランドの西部や南西部へと移動し、3月になると産卵を始める。
- サバの商業漁業がおこなわれるのは主に秋の間である。沿岸で網を使って操業する船から大型の海洋漁船まで様々な船舶が操業する。

■ サバに関する概要

- 漁法は巻網、トロール、網、刺し網を用いての手法が主流である。
- 食用用途としては、新鮮、冷凍、塩蔵、燻製、缶詰等が挙げられる。
- 栄養価の点では、春サバは脂肪含有度が低い(約3%)、秋サバの脂肪含有度は30%と高く、不飽和脂肪酸の供給源として優れている。ビタミンDやB12が非常に多く含まれている。

13. サバの輸出量及び輸出額の増加

- サバの輸出は前年比で約 50%増加し、合計量は 26 トンに上る。
- サバの輸出に関しては、日本が最も大きな市場であり、輸出額は 1 億 2 千 3 百万クローネに上る。

14. 水産物の管理

- ノルウェーの水産物産業は、ノルウェー産水産物の極めて高い品質及び安全性を確かなものにするため、協力的且つ重層化されたシステムを構築している。
- ノルウェーの水産物産業の継続的な成功は国全体の輸出産業で石油に続き二番目の比重を有しており、自国の経済と同様に国際的な食品の安全性に対する要求を満たし、期待以上のものを提供することで成り立っている。
- それを実現するため、食品の安全性の維持及び向上に注力している国家の多くの事務局は、品質管理を確かなものにするために品質管理方法の各ステップを監査し、魚類のエサの原料から国民の食卓に食品が運ばれるまでの全工程での安全性維持に傾注し、水産養殖産業の食品チェーン店にも協力を要請しながら綿密な監視及び調査システムを構築している。
- 水産省及び沿岸行政局は水産省及び沿岸行政局の事務局としての機能を有しており、法律及び規制の採択及び施行といった政策を通しての監督権限を行使することが可能である。

15. 米国によるノルウェー産サーモンに対しての厳しい関税の撤廃

- 米国国際貿易委員会 (USITC) はノルウェー産サーモンに 20 年間課していた重い関税の撤廃を決議した。
- 今後ノルウェー産サーモンは他のサーモンの生産国と同様の競合条件を持つことになる。
- ノルウェー水産物輸出評議会は、新鮮度の高いノルウェー産サーモン全体に於ける反不当廉売及び助成金に掛かる税の反対規制の両方を撤廃した USITC の決定に喜びの意を表している。
- 鮮度の高いノルウェー産サーモン全体に課せられた厳しい関税は元々 1991 年に施行された。
- たとえ約 24%掛かっていた反不当廉売の関税が撤廃されたとしても、ノルウェー水産物輸出委員会は、米国へのノルウェー産サーモンの輸出に於いて、即効性があり、且つ、顕著な増加にはそれ程期待の念を抱いていない。

16. 管理及び環境に関連する規制

- ノルウェー水産物輸出委員会は現在「エコ灯台」と認定されている。
- これにより、利益面で円滑に操業され、且つ、環境的にも優しい私的及び公的な事業の力添えとなっている。
- 「エコ灯台」として認定されるためには、環境活動の手本として幾つかの特有条件を満たす必要がある。
- 前述の条件に加え、ノルウェーは他国が追随する価値がある政策を幾つか施行している。
- ノルウェー水産物輸出委員会は倫理感も非常に肝要要素として捉えている。
- 労働者はノルウェー国内の一般的な制度、ノルウェー水産物輸出委員会と他の国際的に常識として捉えられている人権、並びに一般的な社会人としての振る舞いのマナーに準拠しなければならない
- ノルウェー水産物輸出委員会は、ノルウェー国内外での信頼性に係わる為、上記に準ずることを大重要なことであると考えている。

17. ノルウェー水産物輸出委員会はどのようにしてノルウェー産サーモンの宣伝活動を行っているか？

- 多国籍の参加者が多いエンターテイメント関連のイベントを有効活用している。
- ノルウェー水産物輸出委員会及びトロモソ市国際映画祭（*ノルウェー北部トロモソ県に位置する都市）は世界に極力品質の高い水産物を提供するという目的を共に持っている。
- 映画祭開催中は、世界中から集まる参加者達に最善の水産物を享受してもらう様に協力体制を取っている。
- ノルウェー水産物輸出評議会は三年連続でトロモソ国際映画祭の共催者達に寿司を振る舞う役割を担っていたが、昨年開かれた映画祭では、その結束された協力体制の成果を映画祭の参加者達に見てもらおう機会を得ることも出来た。
- 映画祭では「ジロー・ドリームス・オブ・スシ」が公開された為、映画の観賞に来た参加者全員に寿司を振る舞った。
- ノルウェー水産物輸出委員会は、映画祭にて出展する供給者に対してより良い食品を参加者に提供することが出来る様に出品食品の発案を助長することにも本映画祭を活用している。

- 一昨年、委員会はノルウェー人のシェフ達に寿司のレシピを会得してもらう目的で北京のレストランで働く無名なノルウェー人シェフを招聘した。
- そのレシピ講義の主な目的としては、ノルウェー産水産物に誇りを感じてもらふこと、並びに将来的に寿司レストランでノルウェー産水産物が優遇されることを期待するという意味合いもあった。

18.水産養殖業協会に関して

- 水産養殖業協会(ノルウェー語：FHL)は、商品がフィヨルドから小売業者～消費者の手に渡るまでの全ての価格チェーンをカバーしている。
- 約 500 の水産企業、養殖企業等が加入しており、約 8,000 人の会員で構成されている。加入企業は、多国籍企業から個人経営のような小さな企業まで幅広く、様々である。
- 協会員に共通していることは、効率的に働けるように安定した機構を必要としているということである。

➤ 統治

通常議会： 協会の上部であり、議会の決定権を持っている。

管理： 上部に幹部を持っており、経営上重役の監視下に置かれている。又、その下に水産養殖業、産業、環境、健康と品質等を対象にした異なった支部を持っている。

➤ FHL の今後の活動の展望及び課題

- 構成員の共通の関心事である、国家—国際機関—各機関に於いてより良い関係を維持する。
- 競争力と収益力を強化出来るあらゆるビジネスのために、より良い協力体制と開発に尽力する。
- 構成員である企業と雇用者達がより良い安定した関係を得られるよう産業の競争力強化に努める。
- 漁業や水産養殖業を営む構成員が万が一不満を持ったり、他の機関に何か言及したい場合、補助にあたる。
- 政府と世論に向けてこれらの漁業が強固で結束の固い組織であることを現す。

19. 養殖場からの魚類の脱出防止

漁場や水産養殖業協会（FHL）は2007年、魚の脱出ゼロビジョンを承認した。

群れに影響を与えたり、養殖所の収益にダメージを与える可能性があるため、養殖所からの魚類の脱出や野生の群れへ逃がすことのないように注力している。脱出する魚の数を最小限に抑える、ということ最大の目的としている。

養殖企業はこの問題を真剣に捉えており、殆どの企業がその防止に努め、成功を収めている。

サーモン、ニジマスやタラの養殖所からの脱出は、年々減少が顕著である。多くの河川で行われたモニター漁場からの公式データや報告された脱出レポートで確認されている。

20. 漁業関係者の給料に関して

この給料規定は2011年4月1日から施行されている。

➤ 対象

漁船で働いている漁師（小さな漁船で漁業を行う漁師の場合）

● チーフエンジニア

| クラス | 月額(クローネ) | | 日本円 |
|-----|----------|---|----------------------------------|
| | | | (レート換算: ¥14.5/クローネ、2012年3月30日時点) |
| 1 | 12.161 | ～ | ¥176 |
| 2 | 13.342 | ～ | ¥193 |
| 3 | 14.312 | ～ | ¥208 |
| 4 | 14.914 | ～ | ¥216 |
| 5 | 15.338 | ～ | ¥222 |
| 6 | 15.764 | ～ | ¥229 |

● エンジニア

月額 11.408 クローネ～

➤ 対象

前述の対象より、もっと大きな漁船で働いている漁師

* 鮮魚を大量に獲ったり、船上で冷凍処理したりすることが出来るような大きな漁船

● チーフエンジニア

月額 5.901 クローネ + 捕獲量によって変化する収益の2.5% + 食事

● エンジニア

月額 5.901 クローネ + 捕獲量によって変化する収益の2.25% + 食事

もし、チーフエンジニアやエンジニア、エンジニアアシスタントを雇用する場合は以下の給料を支払わなければならない。

2430002?

- チーフエンジニア

月額 2.44 クローネ

◇ 因みに、他の職業の給料(初任給)は以下の通りである。

- ✓ 教師 — 21006.33 クローネ/月
- ✓ 警察官 — 332000~クローネ/月

21. The Institute of Marine Research (IMR) に関して

- この機関は 700 人の従業員を抱えるノルウェーで最も大きな研究機関である。
- 目的はバレンツ海、ノルウェーの海、沿岸の水産文化やエコシステムについて政府にアドバイスを提供するための研究をすること。そのため、政府が彼らのオフィスのテナント料の 50% 以上を経済的に支援している。
- IMR のメインオフィスは Bergen (ベルゲン) にある。しかし、ノルウェー沿岸にも多くのオフィスを抱えている。
- IMR は水産業の未来を支えようと日々研究、調査している。

そのために、現在も多くのプロジェクト・研究がされているが、その中のいくつかを下記に抜粋する。

➤ ADMAR

様々なデータソース及びキーポイントとなっている生態学的プロセスを統合することによる海洋生物資源の順応的管理に従事している。IMR と CEES による共同プロジェクトである。

➤ Active management at the coastline

西ノルウェーの生産的な海岸資源を維持するための社会的関心が元となっているが、その沿岸の管理方法に関する要件が変化している。

今日、IMR は、脆弱な地域における(海の環境を破壊する可能性のある)開発に反対する立場を取っている。又、海洋生物資源をより良く管理することが出来る方法の開発も目指している。

➤ BarDcoRe

プロジェクトの目的は、バレンツ海の生態系の将来的な状況や構造に対する地球環境の変化の影響を見極めることである。

バレンツ海の生態系の気候や漁業状況に於ける過去の変化の影響の調査、又、生態系の状態、多様性や構造を数値として表す方法の開発、特定の環境や漁業予定計画下でのバレンツ海の生態系の将来的な状況を推測することなどによって研究を進めている。

➤ Sustainable fishing of shrimps in Skagerrak

スカゲラック海峡のエビの持続可能な捕獲
どれくらいのエビをスカゲラック海峡が抱えているのか。群れの数など。

➤ CRISP

CRISP は持続可能な捕獲量、品質、漁業経済の改革のための IMR の研究センターでもある。この研究センターは 2011 年 5 月に開設され、ノルウェーの国立研究会から毎年 1,000 万円の支援を受けている。この支援は 8 年間継続される予定である。

CRISP は、プロジェクトの名称というよりは研究センターの名前という意味合いが強いが、センター自体も補助金などを受けているためプロジェクトとして紹介されている。

引用元:ノルウェー漁業連盟 (<http://www.fhl.no/>)

➤ EcoFish

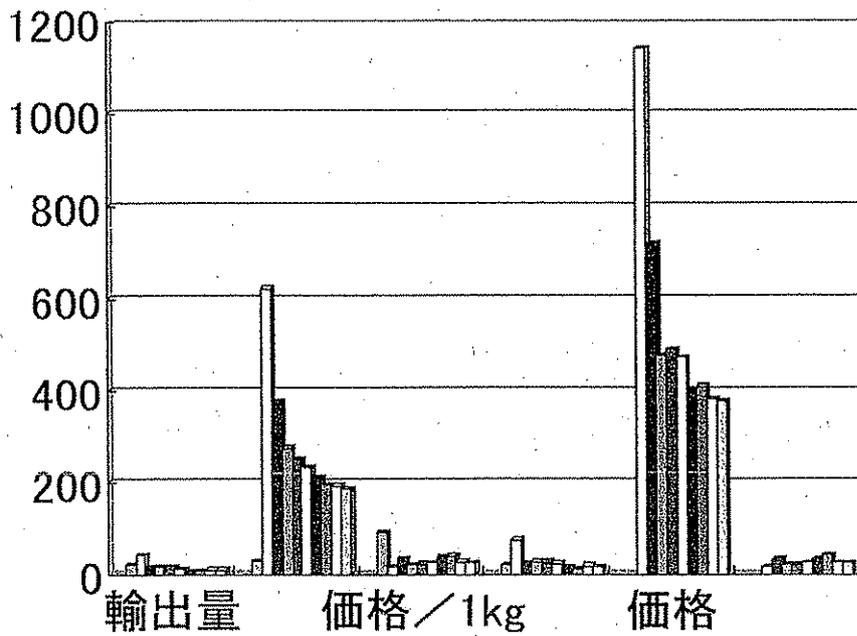
ノルウェーの研究会 (Norwegian Research Council) によって資金の提供を受けている戦略研究機関である。この研究の最終目的は、重要な生態系動態を調べることにより、どのように生態系が機能しているかなど、生態系を精査し、評価するための総合的科学的方法を開発することである。

このプロジェクトは 2009 年 12 月 31 日をもって終了した。

22.水産物の輸出货量及び価格データ

各市場 (国別) 向けノルウェーの魚介類輸出货量
(輸出货量はトン、価格は 1,000 クローネ表示)

| | 2012 年 2 月 未監査の 数字 | | | | 2012 年 1 月+2 月 未監査の数字 | | | | 2011 年 1 月+2 月 監査済の 数字 | | | |
|--------|-----------------------------|---------------|----------------|---------|-----------------------------|----------------|---------|-----------|---------------------------------|--|--|--|
| | 輸出货量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出货量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出货量 | 価格 | 価格/ 1kg | | | |
| 合計 | 215.525 | 4.410.21 7 | 20,46 ク ローネ | 416.611 | 8.556.0 11 | 20,54 ク ローネ | 409.656 | 8.827.133 | 21,55 ク ローネ | | | |
| EU27 | 101.624 | 2.359.13 0 | 23,21 ク ローネ | 200.434 | 4.513.7 03 | 22,52mo k | 195.287 | 4.988.463 | 25,54mo k | | | |
| ロシア | 41.206 | 622.450 | 15,11 ク ローネ | 74.057 | 1.143.0 64 | 15,44 ク ローネ | 65.466 | 959.976 | 14,66 ク ローネ | | | |
| フランス | 12.387 | 375.636 | 30,32 ク ローネ | 23.797 | 717.48 4 | 30,15 ク ローネ | 20.179 | 786.731 | 38,99 ク ローネ | | | |
| ドイツ | 14.897 | 272.656 | 18,30 ク ローネ | 25.429 | 476.70 8 | 18,75 ク ローネ | 32.510 | 519.376 | 15,98 ク ローネ | | | |
| デンマーク | 12.158 | 250.166 | 20,58 ク ローネ | 24.699 | 488.70 7 | 19,79 ク ローネ | 28.038 | 660.846 | 23,57 ク ローネ | | | |
| ポーランド | 10.320 | 232.768 | 22,56 ク ローネ | 21.431 | 472.64 8 | 22,05 ク ローネ | 21.283 | 632.857 | 29,73 ク ローネ | | | |
| スウェーデン | 6.197 | 211.026 | 34,05 ク ローネ | 12.834 | 399.45 0 | 31,12 ク ローネ | 10.912 | 348.255 | 31,91 ク ローネ | | | |
| ブラジル | 4.922 | 192.733 | 39,16 ク ローネ | 10.230 | 408.63 8 | 39,95 ク ローネ | 11.190 | 422.439 | 37,75 ク ローネ | | | |
| イギリス | 7.629 | 191.065 | 25,04 ク ローネ | 17.188 | 380.99 7 | 22,17 ク ローネ | 12.522 | 358.113 | 28,60 ク ローネ | | | |
| 日本 | 8.127 | 183.443 | 22,57 ク ローネ | 16.457 | 377.17 4 | 22,92 ク ローネ | 8.231 | 277.244 | 33,68 ク ローネ | | | |

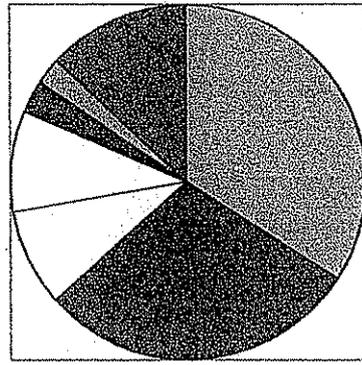


- 3-D 縦棒 1
- 合計
- ロシア
- フランス
- ドイツ
- デンマーク
- ポーランド
- スウェーデン
- ブラジル
- イギリス
- 日本

各種類におけるノルウェーの魚介類輸出量
(輸出量はトン、価格は1,000 クローネ表示)

| | 2012年 2月 未監査の数字 | | | 2012年 1月+2月 未監査の数字 | | | 2011年 1月+2月 監査済の数字 | | |
|---------|-----------------------|-----------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|
| | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg |
| 合計 | 215.525 | 4,410.217 | 20,46ク ローネ | 416.611 | 8,556.0 11 | 20,54ク ローネ | 409.656 | 8,827.13 3 | 21,55ク ローネ |
| サーモン | 70.241 | 2,141.038 | 30,48ク ローネ | 139.343 | 4,089.6 41 | 29,35ク ローネ | 109.472 | 4,648.17 6 | 42,46ク ローネ |
| ニシン | 59.808 | 623.702 | 10,43ク ローネ | 115.076 | 1,239.9 91 | 10,78ク ローネ | 150.852 | 1,107.30 0 | 7,34ク ローネ |
| タラ | 18.054 | 593.995 | 32,90ク ローネ | 34.760 | 1,152.9 10 | 33,17ク ローネ | 31.683 | 1,138.11 7 | 35,92ク ローネ |
| サバ | 18.810 | 249.804 | 13,28ク ローネ | 47.580 | 639.06 8 | 13,43ク ローネ | 40.452 | 464.300 | 11,48ク ローネ |
| その他の魚介類 | 27.394 | 235.288 | 8,59ク ローネ | 39.128 | 367.31 1 | 9,39ク ローネ | 36.462 | 379.953 | 10,42ク ローネ |
| マス | 5.080 | 160,928 | 31,68ク ローネ | 8.266 | 262.29 5 | 31,73ク ローネ | 5.358 | 244.061 | 45,55ク ローネ |
| ハドック | 6.035 | 104.138 | 17,26ク ローネ | 12.410 | 218.27 0 | 17,59ク ローネ | 10.107 | 183.897 | 18,20ク ローネ |
| エビ | 805 | 45.737 | 56,81ク ローネ | 1.336 | 76.424 | 57,20ク ローネ | 1.934 | 73.818 | 38,17ク ローネ |

<2012年2月時点の輸出額比率>



- サーモン
- ニシン
- サバ
- タラ
- ハドック
- マス
- その他

各加工タイプにおけるノルウェーの魚介類輸出货量
(輸出货量はトン、価格は1,000 クローネ表示)

| | 2012年 | | | | 2012年 | | | | 2011年 | | | |
|-------------------|------------------|-----------|---------------|------------|---------------------|----------------|---------|------------|---------------------|------|----|------------|
| | 2月 未監査の 数字 | 輸出货量 | 価格 | 価格/ 1kg | 1月+2月 未監査の 数字 | 輸出货量 | 価格 | 価格/ 1kg | 1月+2月 監査済の 数字 | 輸出货量 | 価格 | 価格/ 1kg |
| 合計 | 215.525 | 4,410.217 | 20,46ク ローネ | 416.611 | 8,556.011 | 20,54ク ローネ | 409.656 | 8,827.133 | 21,55ク ローネ | | | |
| 生魚 | 68.137 | 1,881.957 | 27,62ク ローネ | 132.522 | 3,529.762 | 26,64ク ローネ | 105.895 | 3,929.493 | 37,11ク ローネ | | | |
| 冷凍魚 | 85.198 | 900.546 | 10,57ク ローネ | 170.271 | 1,949.567 | 11,45ク ローネ | 169.470 | 1,693.346 | 9,99ク ローネ | | | |
| 冷凍魚 (切身) | 26.475 | 603.031 | 22,78ク ローネ | 50.513 | 1,147.802 | 22,72ク ローネ | 60.492 | 1,029.934 | 17,03ク ローネ | | | |
| 生魚 (切身) | 5.910 | 266.923 | 45,16ク ローネ | 11.561 | 527.357 | 45,62ク ローネ | 12.545 | 664.198 | 52,95ク ローネ | | | |
| その他 | 15.536 | 200.266 | 12,89ク ローネ | 26.363 | 367.288 | 13,93ク ローネ | 31.831 | 383.886 | 12,06ク ローネ | | | |
| 塩付魚 (切身 含む) | 4.023 | 126.119 | 31,35ク ローネ | 5.212 | 163.858 | 31,44ク ローネ | 6.344 | 216.862 | 34,19ク ローネ | | | |
| 干物 (切身 含まず) | 428 | 40.839 | 95,39ク ローネ | 842 | 90.123 | 107,03ク ローネ | 1.017 | 98.234 | 96,56ク ローネ | | | |
| エビと 貝類 | 709 | 39.620 | 55,87ク ローネ | 1.188 | 66.346 | 55,83ク ローネ | 1.208 | 57.587 | 47,66ク ローネ | | | |

生サーモンの切身に於けるノルウェーの輸出量
(輸出量はトン、価格は1,000 クローネ表示)

| | 2012年 2月 未監査の 数字 | | | 2012年 1月+2月 未監査の 数字 | | | 2011年 1月+2月 監査済の 数字 | | |
|--------|---------------------------|---------|---------------|------------------------------|---------|---------------|------------------------------|---------|---------------|
| | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg |
| 合計 | 4.713 | 206.386 | 43,79ク ローネ | 9.376 | 411.833 | 43,92ク ローネ | 8.567 | 512.477 | 59,82ク ローネ |
| EU27 | 3.855 | 162.757 | 42,22ク ローネ | 7.684 | 322.954 | 42,03ク ローネ | 6.031 | 348.838 | 57,84ク ローネ |
| フランス | 1.206 | 51.580 | 42,78ク ローネ | 2.628 | 111.882 | 42,57ク ローネ | 1.989 | 116.764 | 58,70ク ローネ |
| ポーランド | 691 | 24.715 | 35,75ク ローネ | 1.334 | 46.519 | 34,87mok | 1.226 | 59.326 | 48,41ク ローネ |
| スウェーデン | 362 | 17.505 | 48,41ク ローネ | 744 | 36.465 | 49,04ク ローネ | 566 | 37.982 | 67,06ク ローネ |
| 日本 | 332 | 16.760 | 50,43ク ローネ | 659 | 35.116 | 53,29ク ローネ | 465 | 28.689 | 61,64ク ローネ |
| イギリス | 348 | 16.793 | 48,32ク ローネ | 699 | 34.688 | 49,60ク ローネ | 653 | 38.419 | 58,87ク ローネ |
| アメリカ | 292 | 14.851 | 50,91ク ローネ | 579 | 29.139 | 50,35ク ローネ | 1.668 | 106.929 | 64,12ク ローネ |
| ギリシャ | 297 | 11.910 | 40,07ク ローネ | 478 | 18.902 | 39,54ク ローネ | 56 | 3.131 | 56,08ク ローネ |
| フィンランド | 255 | 9.224 | 36,14ク ローネ | 461 | 16.265 | 35,30ク ローネ | 33 | 1.900 | 56,96ク ローネ |
| スペイン | 173 | 7.829 | 45,38ク ローネ | 329 | 14.551 | 44,23ク ローネ | 393 | 24.669 | 62,80ク ローネ |

冷凍サーモンの切り身におけるノルウェーの輸出量
(輸出量はトン、価格は1,000 クローネ表示)

| | 2012年 2月 未監査の 数字 | | | 2012年 1月+2月 未監査の 数字 | | | 2011年 1月+2月 監査済の 数字 | | |
|---------|---------------------------|---------|----------------|------------------------------|---------|----------------|------------------------------|---------|----------------|
| | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg |
| 合計 | 2,501 | 138,061 | 55,20 ク ローネ | 4,994 | 289,203 | 57,91 ク ローネ | 4,293 | 317,850 | 74,04 ク ローネ |
| EU27 | 961 | 54,035 | 56,22 ク ローネ | 1,927 | 111,053 | 57,64 ク ローネ | 1,993 | 143,392 | 71,95 ク ローネ |
| アメリカ | 692 | 44,501 | 64,27 ク ローネ | 1,477 | 95,751 | 64,81 ク ローネ | 1,215 | 93,266 | 76,75 ク ローネ |
| スウェーデン | 315 | 21,816 | 69,15 ク ローネ | 683 | 44,382 | 65,02 ク ローネ | 495 | 36,412 | 73,56 ク ローネ |
| イスラエル | 261 | 10,843 | 41,62 ク ローネ | 382 | 16,080 | 42,12 ク ローネ | 246 | 15,634 | 63,48 ク ローネ |
| 日本 | 147 | 9,358 | 63,60 ク ローネ | 409 | 26,246 | 64,16 ク ローネ | 338 | 28,230 | 83,51 ク ローネ |
| ドイツ | 120 | 9,203 | 76,59 ク ローネ | 331 | 24,634 | 74,44 ク ローネ | 701 | 51,899 | 73,99 ク ローネ |
| フランス | 113 | 6,721 | 59,30 ク ローネ | 232 | 14,851 | 63,91 ク ローネ | 404 | 31,561 | 78,08 ク ローネ |
| カナダ | 89 | 6,488 | 72,53 ク ローネ | 159 | 11,437 | 72,00 ク ローネ | 151 | 12,508 | 83,10 ク ローネ |
| デンマーク | 185 | 5,454 | 29,49 ク ローネ | 301 | 9,005 | 29,95 ク ローネ | 172 | 9,045 | 52,55 ク ローネ |
| オーストラリア | 73 | 5,226 | 71,39 ク ローネ | 122 | 8,774 | 71,84 ク ローネ | 90 | 8,130 | 90,74 ク ローネ |

24300028

冷凍サバにおけるノルウェーの輸出量
(輸出量はトン、価格は1,000 クローネ表示)

| | 2012年 2月 未監査の 数字 | | | 2012年 1月+2月 未監査の 数字 | | | 2011年 1月+2月 監査済の 数字 | | |
|--------|---------------------------|---------|---------------|------------------------------|---------|---------------|------------------------------|---------|---------------|
| | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg | 輸出量 | 価格 | 価格/ 1kg |
| 合計 | 18.374 | 235.904 | 12,84ク ローネ | 46.699 | 611.830 | 13,10ク ローネ | 39.469 | 443.734 | 11,24ク ローネ |
| 中国 | 4.593 | 54.089 | 11,78ク ローネ | 11.805 | 146.282 | 12,39ク ローネ | 6.872 | 88.707 | 12,91ク ローネ |
| ロシア | 3.415 | 48.960 | 14,34ク ローネ | 6.184 | 89.376 | 14,45ク ローネ | 7.810 | 77.922 | 9,98ク ローネ |
| トルコ | 3.254 | 36.758 | 11,30ク ローネ | 6.231 | 69.231 | 11,11ク ローネ | 6.283 | 53.737 | 8,55ク ローネ |
| 日本 | 2.520 | 35.236 | 13,98ク ローネ | 6.186 | 88.189 | 14,26ク ローネ | 1.820 | 26.942 | 14,80ク ローネ |
| EU27 | 1.799 | 22.265 | 12,37ク ローネ | 8.718 | 112.192 | 12,87ク ローネ | 5.125 | 47.351 | 9,24ク ローネ |
| ウクライナ | 763 | 10.723 | 14,06ク ローネ | 1.917 | 26.187 | 13,66ク ローネ | 1.738 | 19.550 | 11,25ク ローネ |
| ポーランド | 583 | 6.523 | 11,19ク ローネ | 1.117 | 12.867 | 11,51ク ローネ | 2.167 | 19.094 | 8,81ク ローネ |
| リトアニア | 483 | 6.449 | 13,37ク ローネ | 2.042 | 28.230 | 13,82ク ローネ | 504 | 4.683 | 9,30ク ローネ |
| 韓国 | 454 | 5.949 | 13,10ク ローネ | 1.282 | 1.282 | 14,30ク ローネ | 4.982 | 72.023 | 14,46ク ローネ |
| シンガポール | 234 | 4.097 | 17,51ク ローネ | 335 | 5.867 | 17,49ク ローネ | 241 | 3.887 | 16,10ク ローネ |

23. 漁業関連規制: ノルウェーの経済漁業海域

1. ノルウェー王国は自国管轄の海域以外の経済漁業海域を制定した。
国王は、大きな海洋を含む漁業海域制定時期の決定権利を持っている。
2. 経済漁業海域の制定は、航海権利、問題視されている領海侵犯、海底ケーブル及び石油や天然ガス等のパイプラインに付随する権限には一切影響を及ぼさない。
3. ノルウェー国籍若しくはノルウェー国籍と同等の権限を有する人物以外が漁業や密漁、野生海洋生物資源に係わることは禁止されている。
4. 国王は、制定した漁業海域に於ける野生海洋資源の発掘及び漁業に関連する規制を発令する権限を持っている。
5. 故意若しくは過失であったとしても、規定された条例若しくは本法令に準拠しないいかなる者に対して罰則金の支払いが義務付けられている。
6. 本法令に準じない若しくは条例に違反した場合。
 - a) 所有者がいかなる者であれ、不法行為に用いられた船舶、船舶装置、捕獲道具を剥奪される。
 - b) 若しくは、全品と同等価値の賠償金を一括若しくは分割で支払うことが義務付けられている。罰則は、直接的な犯則者、代理で違反行為を犯した者、船舶所有者と共に従犯した者全員を対象として課せられる。

漁業関連規制: 魚類の輸出に関して

1. 法令は、再輸出されたもの及び、ノルウェー漁船船舶から外国若しくは外国船舶へ直接的に輸送されたものを含む魚類及び水産物関連製品の輸出に適用される。
2. 「Norges sjømatråd AS」(水産物評議会)は一企業である。
 - a) 共有される法律は、本法令によって提供されたものでない限りは水産物評議会に適用される。
 - b) ノルウェーの全ての州は水産物協議会に於いて定められた全条例を施行することが出来る。
3. 魚類及び水産物製品の輸出は本法令に則って登録された輸出者のみが行うことが出来る。
省庁は規制に則り、登録の必要条件に関する例外項目を含み、この登録システムに於ける追加の条例を発令する。
4. 省庁は規制に則り、特定の外国市場に向けて特定の魚類及び水産物製品の販売の交渉及び契約の履行を行う。
5. 省庁は料金の支払いを必要とする規則を發布することが出来る。
 - a) 個人輸出者から支払われる水産物評議会の年会費
 - b) 本法令の管轄下にある輸出製品の概算価値料金
6. 省庁は、本法令に定められた条例に則って生産された魚類及び水産物製品の輸出を管理するための規則を発令することが出来る。

7. 法に反する行為を行った者若しくは過失であっても行う意思があると判断されたいかなる者は、本法令の下での訴訟を行うための手続きに必要な情報を提示することが義務付けられている。
8. 故意若しくは過失であったとしても、規定された条例若しくは本法令に準拠しないいかなる者に対して罰則金の支払いが義務付けられている。
同様の罰則が従犯及び未遂に対しても適用される。

<情報の引用元>

✦ 資源管理関連

- ノルウェー漁業・海岸省
- ノルウェー水産輸出審議会
- ノルウェー水産業公式情報サイト (<http://www.fisheries.no/>)

✦ TAC 制度関連

- 駐日ノルウェー大使館
- ノルウェー水産輸出審議会
-

✦ 価格管理関連

- ノルウェー漁業・海岸省
- ノルウェー水産輸出審議会

✦ 助成金関連

- ノルウェー漁業・海岸省

✦ 観光招致関連

- Whale Safari(クジラウォッチング事業会社)
<http://www.whalesafari.no/page-default.asp?main=2&id=22>

✦ 水産物養殖

- ノルウェー水産輸出審議会

✦ 水産物輸出額関連

- ノルウェー水産輸出審議会

✦ 品質管理

- ノルウェー水産輸出審議会

✦ 関税関連

- ノルウェー漁業・海岸省

✦ 最低価格協定関連

- ノルウェー漁業連盟

✦ 給与関連

➤ ノルウェー教育委員会 雇用規定

✦ 関連規制関連

➤ ノルウェー官報

海外マグロ漁業調査

(2012年3月)

対象国：スペイン

株式会社 Zephyr Translation
〒516-0021 三重県度会郡南伊勢町宿浦 1183
TEL : 0599-69-3737 FAX : 0599-69-3737
Email : yuichi-taoka@zephyr-translation.com
HP : <http://www.zephyr-translation.com>

24300035

1. 概況

1-1 世界との比較 国際漁業とスペイン

2010-2011年度 ICCAT¹の資料²によると、2010年の ICCAT加盟国によるマグロ・カジキ類の漁獲総量は約64万2千トンでした。そのうち、大西洋および地中海（ICCAT水域）におけるEU全体の漁獲量は19万2千トンです。

90年代初頭の漁獲量（約30万トン）には及ばないものの、2007年の15万5千トンに比べて大幅に伸びたのは、大西洋南部におけるマグロ漁業の成長と、主にインド洋で活動していた旋網漁船が大西洋に戻ってきたためと考えられます。

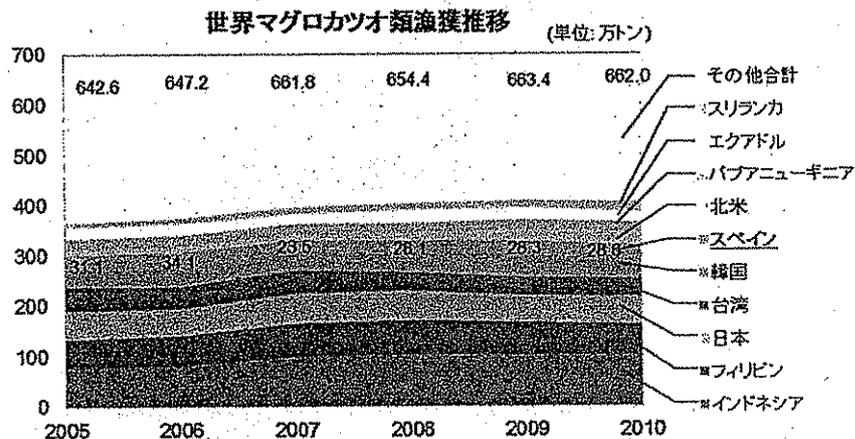
スペインのマグロ・カジキ類の漁獲量は11万6千トンで、EU内では抜きん出て多く、EU全体の半分以上を占めています（2位フランスは4万3千トン）。

しかし、上記は「ICCAT水域内」および「EU加盟国の中で」という前提における数値で、世界全体で見ると、インドネシア、フィリピン、日本などにはおよびません。

2010年の漁獲量（表1参照）は、28万5千681トンで、世界6位でした。

表1: マグロ・カツオ類漁獲量(2010年)

| 主要10カ国 | 漁獲量(t) | 主な魚種(%) |
|-------------|-----------|----------------------------------|
| 1 インドネシア | 1,021,208 | カツオ(31%) ヨコシマサワラ(14%) スマガツオ(12%) |
| 2 フィリピン | 608,513 | カツオ(37%) ソウダガツオ(25%) キハダマグロ(24%) |
| 3 日本 | 535,359 | カツオ(56%) キハダマグロ(14%) メバチマグロ(11%) |
| 4 台湾 | 371,949 | カツオ(45%) キハダマグロ(18%) ピンナガ(14%) |
| 5 韓国 | 369,143 | カツオ(59%) キハダマグロ(18%) サワラ(10%) |
| 6 スペイン | 285,681 | カツオ(49%) キハダマグロ(26%) メバチマグロ(9%) |
| 7 北米 | 250,967 | カツオ(76%) キハダマグロ(10%) ピンナガ(5%) |
| 8 パプアニューギニア | 208,717 | カツオ(77%) キハダマグロ(20%) メバチマグロ(3%) |
| 9 エクアドル | 204,422 | カツオ(48%) ソウダガツオ(18%) メバチマグロ(14%) |
| 10 スリランカ | 197,438 | カツオ(50%) キハダマグロ(25%) ソウダガツオ(5%) |
| 世界合計(上記含む) | 6,620,373 | |



表・グラフ: FAO Global Capture Production³より作成

※上記に挙げた ICCAT 資料では「マグロ・カジキ類」に13種が挙げられている一方、FAOは「マグロ・カツオ類」47種について言及しているため、数値が合致しない。

¹ International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

² Informe del Comité Permanente de Investigación y Estadísticas (ICCAT 調査統計委員会報告書)

www.iccat.es/Documents/Meetings/Docs/SCRC2011-Report-SPA.pdf

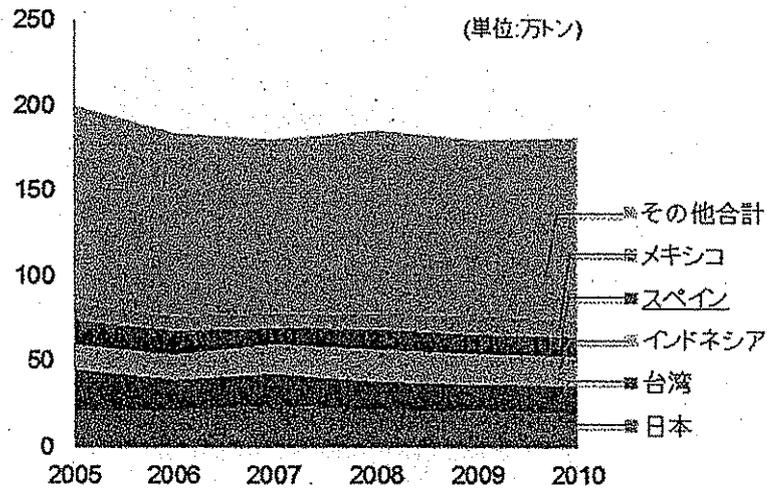
³ www.fao.org/figis/servelet/SQServlet?file=/usr/local/tomcat/FI/5.5.23/figis/webapps/figis/temp/hqp_10841.xml&outtype=html

マグロ主要5種（クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ）に限った場合、スペインは世界4位で、「マグロ漁業」については世界的にも重要な位置を占めていることが分かり、魚種別の傾向として日本のマグロ漁業との共通性がみられます。さらに絞り込んで、本調査のテーマ「クロマグロ」のみについて取り上げると、スペインの漁獲量は2,606tで3位となります（1位は日本で9,404t、2位メキシコは3,873t）。（表2参照）

表2: マグロ主要5種漁獲量(2010年)

| 主要5カ国 | 漁獲量(t) | 魚種(%) |
|------------|-----------|---|
| 1 日本 | 196,843 | キハダ(39%) メバチ(29%) ビンナガ(26%) クロマグロ(5%) ミナミマグロ(1%) |
| 2 台湾 | 169,283 | キハダ(39%) ビンナガ(30%) メバチ(29%) ミナミマグロ(1%) クロマグロ(0.2%) |
| 3 インドネシア | 166,842 | キハダ(57%) メバチ(23%) ビンナガ(20%) クロマグロ(0.4%) |
| 4 スペイン | 117,989 | キハダ(63%) メバチ(22%) ビンナガ(12%) クロマグロ(2%) |
| 5 メキシコ | 98,179 | キハダ(96%) クロマグロ(4%) |
| 世界合計(上記含む) | 1,819,713 | |

世界マグロ5種漁獲推移



表・グラフ: FAO Global Capture Production より作成

1-2 スペインのマグロ漁業 概況

農業食品環境省⁴の統計資料⁵によると、2010年スペイン国籍漁船の漁獲量総計は76万8千691トンでした。

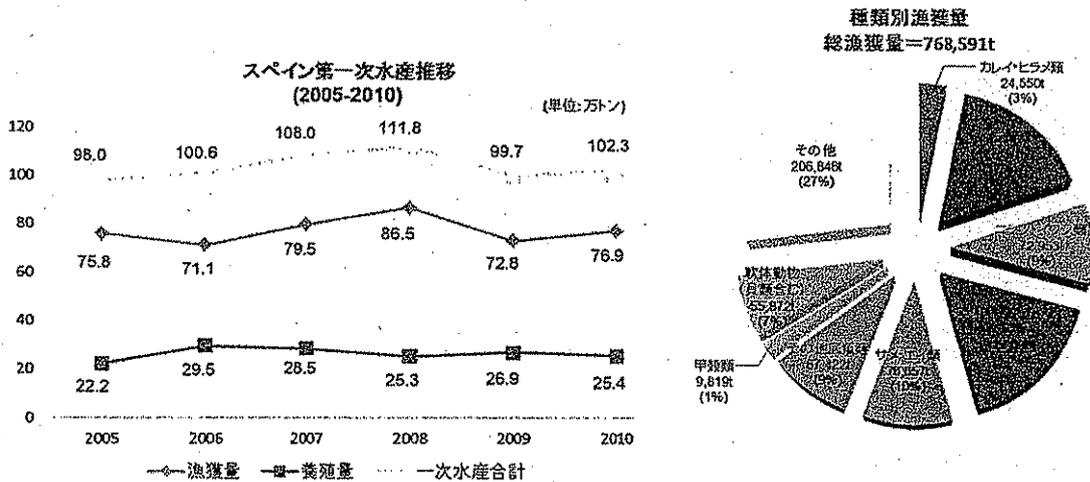
価格（生産額）に換算すると18億2,225万ユーロ、粗付加価値は8億3,350万ユーロで、国内粗付加価値総計(1兆625億9,100万ユーロ)の約0.8%に相当します。

上記生産額の内訳は国内水域が約43%、海外水域が56%ですが、粗付加価値で比較すると、海外水域は中間消費（特に燃料、船舶維持費など）が高額なため、国内水域における漁業が51%となり、海外漁業を上回ります。

上記漁獲総量のうち、マグロ・カツオ・カジキ類の漁獲量は12万7千96トン⁶です。生鮮食用ではタラ類に次いで2番目、冷凍・加工用でもサメ・エイ類に次いで2番目に漁獲量が多く、特に重要な位置を占めていることがわかります。

また、蓄養を主として養殖業も盛んで、全体で年間25万3千841トンを生産し、4億9,422万ユーロを計上しています（粗付加価値では1億5,634万ユーロ）。

後述するクロマグロの蓄養の割合は、重量では全体の0.7%しかありませんが、価格で換算した場合は5.3%となり、蓄養による重量単価が他の魚種に比べて高いといえます。



環境地方海域省⁷統計 (2011年10月版)⁸より作成

スペイン国籍で登録されている漁船の隻数は10,847隻でヨーロッパ第3位（1位はギリシャの17,167隻、2位はイタリアの13,525隻）ですが、総トン数では41万4,268トンで、2位英国（20万8,000トン）を大きく引き離してヨーロッパ1位です。

⁴ スペイン語名称: Ministerio de Agricultura, Alimentación y Medio Ambiente

⁵ Estadísticas pesqueras: Capturas de pesca marítima (漁業統計: 海洋漁獲) <http://www.magrama.es/es/estadistica/temas/estadisticas-pesqueras/pesca-maritima/estadistica-capturas-desembarcos/>

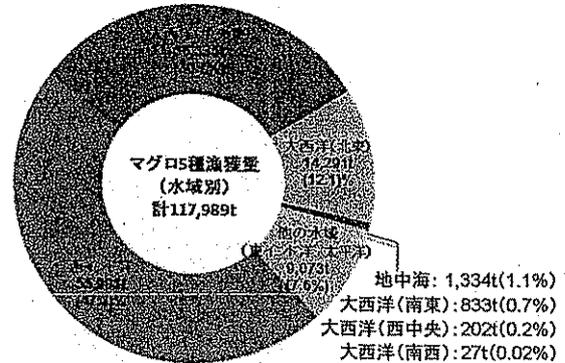
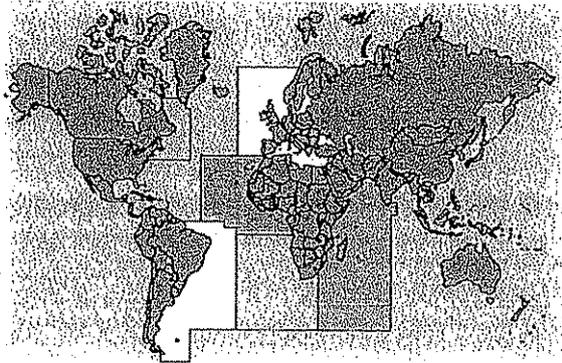
⁶ 前項で挙げたFAOデータでは「マグロ・カジキ類」の漁獲量と、スペイン水産省データでは、魚種の分類が違うためか、非常に大きな違いが出ています。データは個別のものとしてお取り扱いください。

⁷ スペイン語名称: Ministerio de Medio Ambiente y Medio Rural y Marino: 2011年12月の省庁再編により、現農業食品環境省

⁸ 漁業統計 (Estadísticas Pesqueras) http://www.magrama.es/es/estadistica/temas/estadisticas-pesqueras/Estadisticas_Pesqueras_2011-10_tcm7-187324.pdf

これらの漁船の活動水域は、大西洋（地中海含む）とインド洋が主で、マグロ5種の漁獲量は下記円グラフに記した通り、ほぼ同数となっています。

スペインのマグロ漁業の主要活動水域(主要5種 2010年)

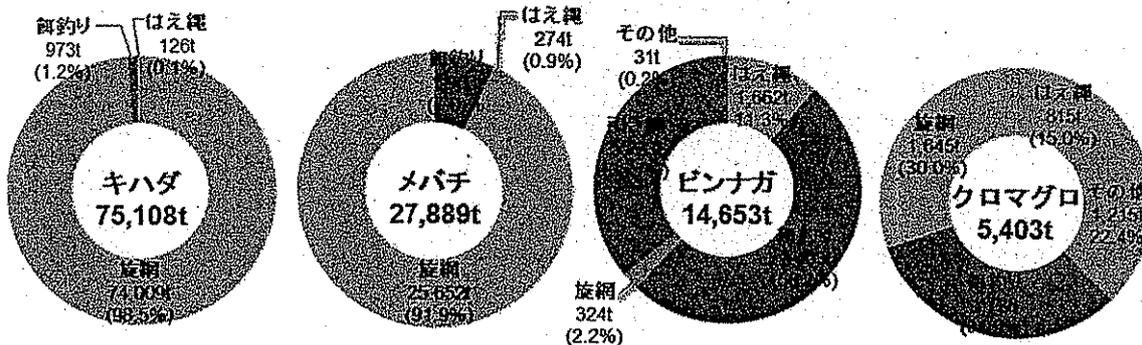


地図：農業食品環境省

グラフ：FAO Global Capture Production より作成

クロマグロについては、大西洋北東水域（1,535トン）、地中海（1,057トン）、大西洋中央東水域（14トン）でのみ、漁獲が許可されていますが、地中海ではクロマグロに集中しています。旋網による漁が主流で、この方法で漁獲されたクロマグロの約9割が生きたまま生簀へ移送、蓄養されます。

魚種・漁法別漁獲量(2010年)



FAO Global Capture Production より作成

※ミナミマグロは計14t、方法は100%はえ縄です。

※クロマグロについては規制が進み近年は様相が異なるため、詳細を「資源管理」項目のグラフ「スペインTAC」をご覧ください。また、元のデータの記述に則り「その他」としましたが、これはスペイン特有の定置網法「アルマドラバ」を指します。これについても次項「スペインのマグロ漁業の特性」項目で詳細を述べます。

1-3 市場と貿易

2010年、スペインの生鮮、冷凍、加工を含む水産物見掛消費量（漁獲+養殖+輸入-輸出）は、163万2千569トンでした。前述のとおり、スペインは漁業が盛んですが、内需も旺盛なため国内で消費される水産物の6割を輸入している状況です。なお、国内における消費は「家庭向け」が多く、2007年のFAOデータによると、水産物のひとりあたりの消費量は40.3kg/年で、日本の60.7kg/年にはおおよばないものの、欧州平均の20.5kg/年、世界平均の16.6kgのいずれも大きく上回っています。

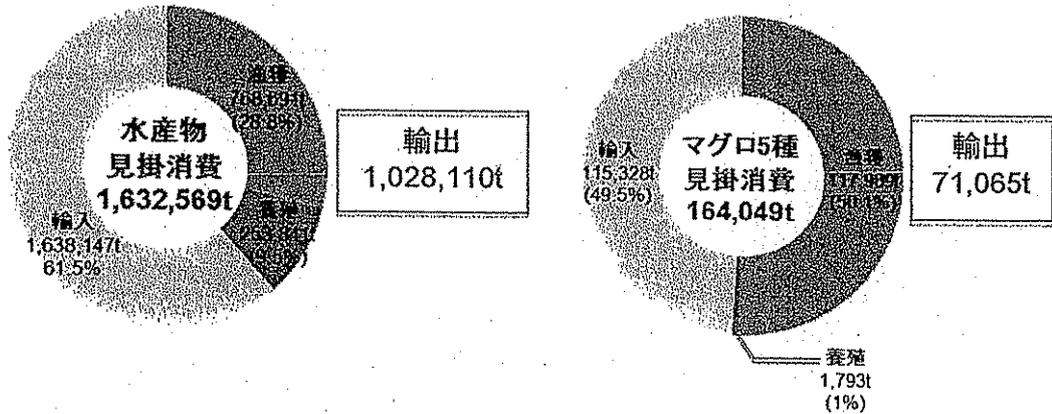


表3:輸入(マグロ5種)

| 魚種 | 取引量(t) | 取引額(千€) | 形態 | 取引量(t) | 取引額(千€) | 主要取引先 | 取引量(t) | 取引額(千€) |
|--------|------------|------------|----|-----------|------------|----------|-----------|-----------|
| キハダ | 88,633.70 | 146,007.90 | 生鮮 | 856.50 | 4,101.20 | セネガル | 176.50 | 939.20 |
| | | | 冷凍 | 85,777.20 | 141,906.70 | メキシコ | 17,257.40 | 28,616.80 |
| ピンナガ | 18,977.20 | 39,087.30 | 生鮮 | 2,550.50 | 8,163.40 | イタリア | 842.90 | 2,081.20 |
| | | | 冷凍 | 16,426.70 | 30,923.90 | 南アフリカ | 6,003.60 | 11,137.20 |
| クロマグロ | 1,371.90 | 7,101.80 | 生鮮 | 1,160.30 | 6,665.40 | フランス | 685.40 | 6,665.40 |
| | | | 冷凍 | 5.80 | 21.50 | コスタリカ | 3.00 | 10.50 |
| | | | 生魚 | 205.80 | 414.90 | フランス | 115.20 | 153.10 |
| ミナミマグロ | 119.70 | 432.20 | 生鮮 | 5.90 | 51.80 | ポルトガル | 2.50 | 8.60 |
| | | | 冷凍 | 113.80 | 380.40 | ポルトガル | 85.50 | 380.40 |
| メバチ | 8,228.40 | 11,682.60 | 生鮮 | 288.60 | 1,011.60 | ポルトガル | 228.20 | 810.00 |
| | | | 冷凍 | 7,937.80 | 10,671.00 | コートジボワール | 1,281.70 | 1,704.90 |
| 計 | 115,328.90 | 204,311.80 | | | | | | |

表4:輸出(マグロ5種)

| 魚種 | 取引量(t) | 取引額(千€) | 形態 | 取引量(t) | 取引額(千€) | 主要取引先 | 取引量(t) | 取引額(千€) |
|--------|-----------|------------|----|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| キハダ | 50,484.00 | 65,788.20 | 生鮮 | 262.5 | 1,690.50 | イタリア | 103.6 | 748.4 |
| | | | 冷凍 | 50,221.50 | 64,097.70 | セーシェル | 12,986.30 | 15,957.30 |
| ピンナガ | 3,970.80 | 6,212.50 | 生鮮 | 574.1 | 2,430.60 | フランス | 488.4 | 2,105.10 |
| | | | 冷凍 | 3,396.70 | 3,781.90 | マダガスカル | 2,673.80 | 2,529.20 |
| クロマグロ | 4,378.40 | 39,872.40 | 生鮮 | 2,383.40 | 37,129.60 | 日本 | 1457.2 | 25274.1 |
| | | | 冷凍 | 117.4 | 317.1 | イタリア | 61.2 | 193.8 |
| | | | 生魚 | 1,877.60 | 2,425.70 | フランス | 1558.4 | 1802.5 |
| ミナミマグロ | 13.90 | 49.10 | 生鮮 | 5.7 | 21.1 | フランス | 3.2 | 6.5 |
| | | | 冷凍 | 5.5 | 16.2 | イタリア | 5.5 | 16.2 |
| | | | 生魚 | 2.7 | 11.8 | ポルトガル | 2.5 | 11.3 |
| メバチ | 12,217.90 | 12,774.20 | 生鮮 | 55.7 | 564.5 | フランス | 29.1 | 211.8 |
| | | | 冷凍 | 12,162.20 | 12,209.70 | エクアドル | 5,923.70 | 6,294.00 |
| 計 | 71,065.00 | 124,696.40 | | | | | | |

Cámaras 貿易データベース⁹より作成

⁹ 全国商業会議所連盟(CAMARAS) <http://aduanas.camaras.org/>

表3輸出（マグロ5種）から算出すると、日本向けのクロマグロはキログラムあたり17.34ユーロで、同種平均の9.1ユーロを2倍近く上回ります。さらにビンナガ（1.5ユーロ）、キハダ（1.3ユーロ）、メバチ（1.0ユーロ）と比べてみると、価格の差が大きいことがよくわかります。これは日本向けのクロマグロが、主に高価な餌を与えて脂肪を蓄え、生食用にすばやく締めるなど、特別に手をかけた「蓄養クロマグロ」で、他の魚種・商品とは一線を画した高級食材であることを示しています。

なお、蓄養場から日本市場までの輸送費は購入側が負担する方式が主流のため、遠距離輸送によるコストは考慮されていません。

生食の習慣がないスペイン市場において、蓄養クロマグロ（項目1-4-2で後述）は上記のような高い価格では買い手がつきません。欧州または国内では、クロマグロはほとんどが一本釣りやはえ縄など、キログラムあたりの価格が5~6ユーロ、高くても10ユーロ程度のものが流通しています。

ECで定められた「商業最小寸法」¹⁰により、指定の寸法を下回る魚については、市場に出回ることなく、放流または放棄することが義務づけられています。しかし、マグロについては、この商業最小寸法よりも、資源管理のためにEU規則に基づいてスペインが定めた「生物学的最小寸法」¹¹が同等または小さく設定されているため、漁獲そのものが禁止されているのが現状です。

表5: マグロ最小寸法比較

| 魚種 | 生物学的最小寸法 (未満は漁獲禁止) | 商業最小寸法 (未満は取引禁止) |
|-------|-----------------------|---------------------|
| クロマグロ | 30kg または 115cm | 6.4kg/匹 |
| ビンナガ | 規制なし | 1.5kg/匹 |
| メバチ | 3.2kg | 3.2kg/匹 |
| キハダ | 3.2kg | 規制なし |

特に厳しく資源管理を行なっているクロマグロは、生物学的最小寸法により30kg未満のもの漁獲が禁止されています（表5参照）。

一本釣りやはえ縄漁では、漁獲後に魚が死んでしまうため、漁船に積載された総漁獲量の5%までを「事故枠」として認めており、漁港での水揚げ時に検査を受けた後、廃棄します。

アルマドラバ漁（定置網法、後述）では、漁獲時に目視で漁獲が可能か否かを確認しています。旋網漁は、マグロを生きたまま漁獲するため、寸法未満の魚は放流が原則ですが、数量管理の面で不透明性が指摘され、漁船にオブザーバー（行政による監査員）が同乗し、寸法を確認、記録しています。いずれの場合も死んだクロマグロを無断で廃棄することは、現行の規制法で禁じられています。

しかし、一部から、これらの規制にも拘らず、放棄した場合も漁獲可能割当量から差引かれてしまうため、市場価値の低いクロマグロが水揚げ前に無断で放棄されていると指摘されており¹²、特に死亡した状態でしか漁獲できないはえ縄漁船についても旋網漁と同じくオブザーバー制度の導入が求められています。

¹⁰ EC 規則 2406/96 特定水産品の販売に関する共通規則 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1996R2406:20050602:ES:PDF>

¹¹ Orden ARM/1753/2011, de 22 de junio, por la que se regula la pesquería de atún rojo en el Atlántico oriental y Mediterráneo. <http://www.boe.es/boe/dias/2011/06/25/pdfs/BOE-A-2011-11007.pdf>

¹² バルセロナ大学教授によるブログ記事 http://www.investigacionyciencia.es/11000033000309/Atunes_muertos.htm

1-4 スペインのマグロ漁業の特性

1) アルマドラバ漁 (定置網法)¹³

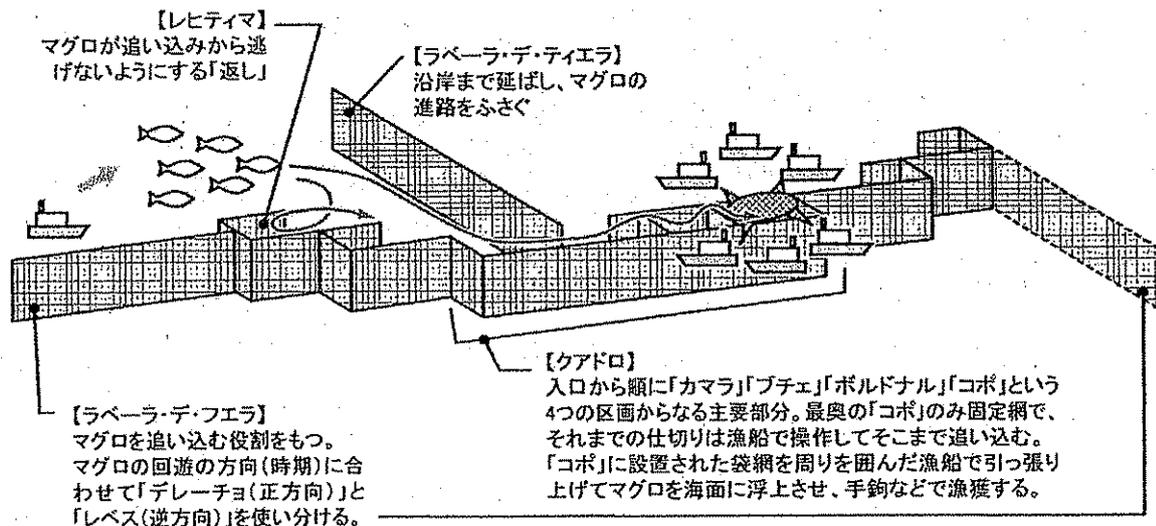
スペインのクロマグロ漁業の歴史は非常に古く、紀元前 7000 年にすでに漁獲を行っていたことを示す資料が存在しています。その後半島に居住したローマ人も手釣りでクロマグロを捕獲していたことがわかっています。現在でも使われているスペイン古来の定置網法「アルマドラバ漁法」は中世に定着し、当時で年間 1 万 5 千トンのクロマグロを漁獲していたと推測されています。アルマドラバ漁とは、回遊魚であるクロマグロが、5～6 月頃、産卵のために大西洋から温暖な地中海へと移動する習性を利用し、その回遊ルートのもっとも狭い場所である、ジブラルタル海峡沿岸で発展した漁法です。

沿岸から約 3km、水深 35m 程度の場所に、複雑な形状をもつ枠を設け、下部に鉛、上部にコルクの浮きを付けた網を張って垣網を作り、そこへマグロを追い込む仕組みとなっています。仕掛けの一番奥は袋網となっており、これを外周に配置された漁船から引き上げ、海面上に現れた魚を手鉤などで一匹ずつ捕獲します。(下図参照)



写真提供: Perez Ventana (ジャーナリスト)

アルマドラバ漁の仕組み



この漁法は旋網やはえ縄漁と比較した場合、捕獲前に数量を確認することができ、また 1 匹ずつ捕獲を行うので、漁獲量管理の上でとても実用的です。

2011 年にタンジールで開催されたシンポジウムで、ICCAT は「アルマドラバ漁法は ICCAT のデータ集計に多大な貢献をしており、資源状況を把握する上で非常に実用的である。その歴史的価値はもとより、資源の調査にも大いに役立つため、ICCAT は衰退しつつあるアルマドラバの早急な復興措置を加盟国各国に勧告すると共に、ユネスコの世界遺産への登録を検討する」と、その結論で述べました¹⁴。後述する資源管理に関わる規制の中で、禁漁期間が設けられていないのはこのアルマドラバ漁と(餌釣り以外の)竿・手釣りのみとなっています。

¹³ 参考資料: <http://www.tobarbate.com/almadra.htm>

¹⁴ ICCAT-GBYP クロマグロのアルマドラバ漁に関するシンポジウム
http://www.iccat.int/Documents/Meetings/Docs/GBYP_TRAP_SUMP_REP_FINAL_SPA.pdf

2) 地中海におけるマグロの蓄養¹⁵

スペインに限らず、欧州で行われている「クロマグロの養殖」とは、旋網漁で捕獲した若魚、または成魚を生簀で最大2年間、飼育する「蓄養」を指します。

スペインの場合、旋網漁で捕獲した地中海産クロマグロは、その大部分が蓄養場へと曳航されず、餌としてイワシやサバなど脂分の多い魚類を与え、およそ6ヶ月間蓄養、「収穫」の後、冷凍され、海外（9割が日本向け）へと輸出されています。

餌にイワシやサバなど脂肪分の多い魚を与えるため、「トロ」の部分が大きく、生簀内ですばやく締めることで「ヤケ」も出ない蓄養クロマグロは、日本での生食に特化した商品といえます。

生食の習慣がないスペインには「過剰品質」ともいえるもので、国内市場では買い手がつかず、地中海で蓄養されたクロマグロの9割が日本に向けて輸出されています。地中海のクロマグロ蓄養業は、高品質に見合った対価を支払う「日本」という買い手があるからこそ、成立するビジネスといえるでしょう。近年では欧米や中国、韓国でも蓄養クロマグロの需要が高まっていますが、これも日本食レストラン向けなど、生食文化の定着によるものと考えられます。

また、天然資源の漁獲を行いつつ、生簀内でクロマグロを生きたままストックしておける蓄養業は、漁獲の時期が制限されている天然マグロに比べ、1年中安定して市場へ供給することが可能となります。

年間の販売計画を立てやすく、脂肪分を蓄えることで価値を高められる蓄養は、魅力のあるビジネスで、クロマグロを生きたまま捕獲できる旋網業者が漁果のほぼ全数を蓄養に回しているのが現状です。これまで漁獲の際、クロマグロを締めていたアルマドラバ漁も、2011年から蓄養場へ生きたまま移送することを当局に申請して認可を得るなど、蓄養への傾倒が見られています。

1996年、三井物産とスペインの水産企業フエンテス・エ・イホス社による合弁会社、トゥナ・グランソ¹⁶社が蓄養したクロマグロが初めて市場に出されました¹⁷。90年代半ばから、マグロ輸入大国である日本では回転寿司店の開業ラッシュと、それに伴う「トロブーム」により、脂肪分の高いマグロの需要が高まり、トゥナ・グランソ社が捕獲した初の蓄養クロマグロは日本市場でキログラムあたり43ユーロ（当時のレートで約6,000円）と、天然マグロの3,000円に対して2倍の価格で査定されました。

その商用価値の高さと、安定した供給先（日本）の存在から、「大きなクロマグロビジネス

(ACTIVIDAD HACIA EL ATUN ROJO GRANDE)」と呼ばれたスペインの蓄養産業は、わずか数年で急速に成長し、2003年にはすでに地中海におけるスペインの水域内で、9か所の蓄養場が稼働していました。これらの蓄養場が集中するムルシア州では、1996年に310万ユーロだったマグロ生産額が、2002年には1億750万ユーロに飛躍しました。いかに蓄養業が急激に成長し、かつ大きな利益を生み出したかがわかります。

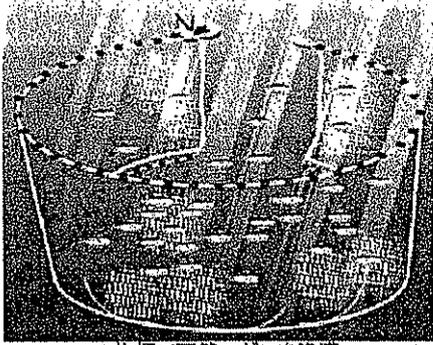
また、2000年以降は蓄養場から直接冷凍船で輸送する方式がはじまり、輸送費用の低減（輸送費用は輸入元が負担するため、単価は下がるものの最終的には生産業者の利益が向上）と冷凍保存による安定供給が実現され、それまでの生鮮・空輸に取って代わりました。2004年、日本に輸出された地中海蓄養クロマグロは9割が冷凍によるものでした。

¹⁵ 主にスペイン養殖監査機関 OESA 財団報告書 EL CULTIVO DEL ATUN ROJO (マグロ養殖について) から引用
<http://mazarron.mu.ieo.es/publicaciones/5238.pdf>

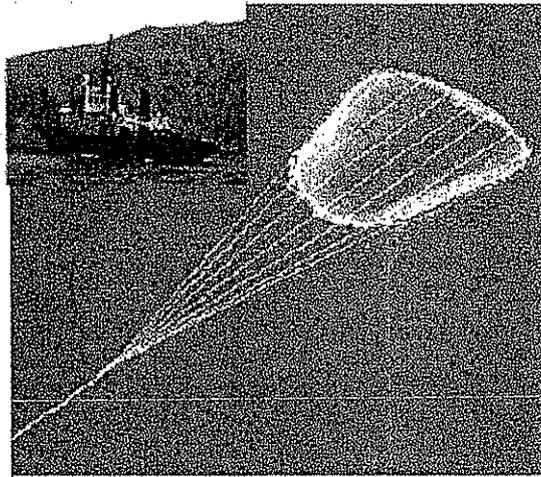
¹⁶ スペイン語で「脂がのったマグロ」の意味します

¹⁷ 地元有力紙「EL PAIS」による記事 http://elpais.com/diario/2010/11/07/sociedad/1289084405_850215.html

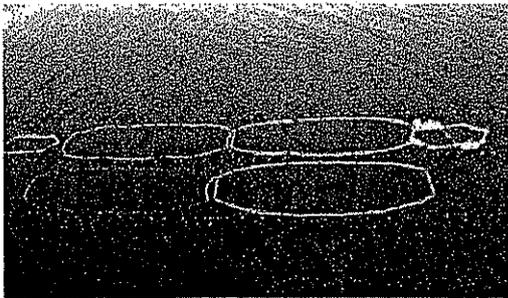
地中海クロマグロの蓄養



1. 旋網で天然マグロを漁獲



2. 旋網船から曳航船へ受け渡し
3. 蓄養場まで曳航



4. 蓄養場で6ヶ月間飼育
(餌にはイワシ、サバなど脂肪分の多い浮き魚を使用)



5. 銃などを用いてすばやく締める
(「ヤケ」が出ないようにする)



6. 冷凍船で日本へ輸出

写真提供：スペイン海洋機構

しかし2003年末になると、すでに日本のマグロ市場で供給過剰による価格低下の兆しが見え始め、2006年の価格は120kg以上のものでもキログラムあたり15ユーロ、120kg以下については13ユーロまで落ち込みました。漁獲から蓄養場への曳航や人件費まで含めると、キログラムあたり8~9ユーロのコストがかかるうえに、サバやイワシなどの餌料も乱獲による供給不足になったため、価格が高騰し、利益率が大幅に減少しました。

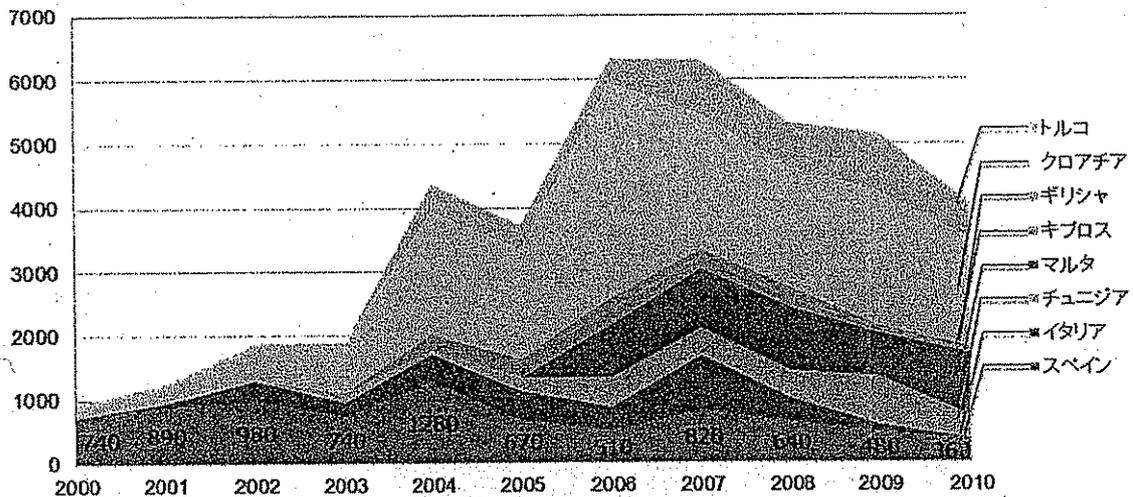
日本市場が中国や台湾から供給される安価なキハダやメバチへと移行している点も、輸出業績の不振につながりました。

価格の低下に伴って、生産コストの低減を迫られた蓄養業者は、曳航距離を短縮と、輸送費ならびに輸送途中の原魚死失を防ぐことを目的として、畜養場の拠点をスペイン・ムルシア州沿岸から原魚を捕獲する場所に近いクロアチアや、チュニジア、イタリア、マルタ、ギリシャ、トルコへと移し始めました。このため下記グラフでも分かる通り、これら後発国における生産量が増加し、逆にスペイン水域内の生産量が減少しています。

スペイン水域内における蓄養生産量は、ピーク時であった 2004 年の 1,280t に対して、2010 年には 360t まで減少しました。しかし、旋網漁による原魚捕獲と蓄養場への供給では依然として重要な役割を担っており、これら後発国における蓄養事業への資本参加や現地法人の設立の事例もあるため、スペインの蓄養業が衰退したとは一概には言えないでしょう（2010 年の水産省データでは 1,793t 計上）。

地中海における蓄養マグロ生産量

単位:トン



FAO Global Aquaculture Production¹より作成

現在、地中海全体の約 8 割を占める旋網漁によって捕獲されたクロマグロのほとんどが、蓄養場へと移送されています。蓄養業は地中海のクロマグロ漁業に大きな影響をあたえたといえるでしょう。

しかし、旋網船で漁獲されたクロマグロは直接漁港での陸揚げをしないため、正確な数量が把握できず、さらに曳航中のへい死も加わり、WWF やグリーンピースといった環境保護団体だけではなく、ICCAT やスペイン当局からも資源管理を行う上で必須な数量調査の妨げとなることが指摘されています。

本来蓄養業者と密接な関係にある旋網漁船側からは、蓄養場に対して、環境汚染や、大型の捕食魚であるクロマグロを恐れたほかの魚の漁獲が困難になったとの意見も出ています。

また旋網漁船に対しては、その漁獲量の多さから漁場の確保が困難になったはえ縄漁業者や、クロマグロの曳航中に仕掛けを壊されたとする定置網業者からも苦情が寄せられており、二重三重の対立関係を生み出してしまいました。

孵化を行わない地中海の蓄養業は、天然資源（原魚）の供給量変動に大きく左右されます。乱獲による原魚の枯渇に加え、ICCAT が捕獲割り当て量低減とその遵守徹底（監視システムやオブザーバー制度の導入）に努めている現在、ますます採算の合わない事業となりつつあり、早急かつ抜本的なビジネスモデルの見直しが急がれています。この蓄養業の現状に対して、スペイン政

府や民間企業が取り組んでいる完全養殖事業、計画については、本調査の「特殊な事例、近々の取り組みなど」の項目で挙げることにします。

3) EU最大のマグロ加工産業¹⁸

スペインの水産加工品産業（主に缶詰などを指す）は 2011 年に合計 34 万 6 千 48 トンを生産し、13 億 1,091 万ユーロの売上を計上しました。

総売上のうち、約 55%にあたる 6 億 8,000 万ユーロがマグロ由来の加工品によるもので、2 番目に多いムール貝由来の加工品の 7.4%を大きく引き離しています。

現在、スペインは EU のマグロ加工品総生産の 67.5%を占め、世界でもシェアの 14%（タイに次いで 2 位）を有する、マグロ加工品大国であるといえます。

2011 年のマグロ加工品の対外輸出は 9 万 4 千 841 トンで、全体輸出量約 13 万トンの 7 割以上を占めています。金額では水産加工物輸出合計 5 億 4,111 万ユーロのうち、4 億 1,384 万ユーロがマグロ加工品の輸出によるもので、主な輸出先はイタリア、フランス、ポルトガル、英国などの欧州諸国となっています。

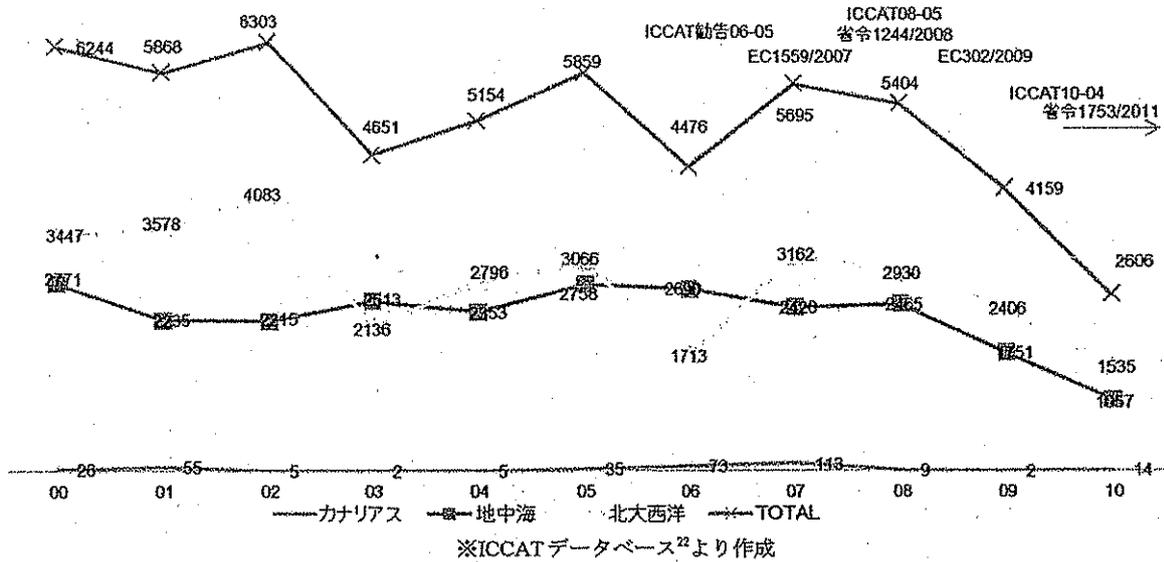
昨今の不況にもかかわらず、スペインのマグロ加工品産業は売上げを前年比（2010/2011 年）11.9%伸ばしており、今後マグロ資源の減少による原料不足が懸念されています。そのため、スペイン水産物加工品生産者協会（ANFACO-CECOPECA）は、2012 年 2 月に農業食品環境省を通じて欧州委員会へ対し、一部マグロ輸入の関税率を無税とする 2013 年から 2015 年のタリフクオータ枠を、現行の 1 万 5 千トンから 3 万トンに引き上げるよう、上申書を提出しました。

しかし、スペイン漁業者連盟（CEPESCA）は、原料品質および安全性の低下、国内雇用へのダメージを懸念し「現在、EU には十分な原料が確保されている。加工業者（ANFACO）による要請は、低コスト生産を狙っただけのもの」（CEPESCA ハビエル・ガラット総書記）と述べ、これに反発しています。

CEPESCA は 2012 年 3 月 16 日、ANFACO は 3 月 23 日にそれぞれ農業食品環境相および事務次官と会合を行い、それぞれの主張を伝えており、今後の動向が注目されます。

¹⁸スペイン水産海産加工品生産者協会 (ASOCIACION NACIONAL DE FABRICANTES DE CONSERVAS DE PESCADOS Y MARISCOS) http://www.anfaco.es/webs/webAnfaco/portales/anfaco/notasprensa_new/files/2012/Datos%20sector%202011.pdf

スペインのクロマグロ漁獲量推移
(2000～2010)



前頁で挙げた省令 1753/2011 は、これらの割当量を遵守するため、国内におけるクロマグロ漁業を下記の管理点を中心に統制することを主旨としています。

- 1) クロマグロ漁獲を許可された漁船リストの作成
- 2) 漁船ごとの割当量の配分
- 3) 水揚げ、積替えを行う漁港の指定
- 4) 漁港における検査項目の策定
- 5) 地中海における旋網漁および蓄養場に関する管理項目の策定
- 6) アルマドラバ漁管理項目の策定
- 7) オブザーバー（監査員）制度の策定
- 8) レジャー、スポーツフィッシングに関する規則の実施

2-2 規制法

クロマグロの資源管理に関連する勅告、規制、法規類は以下のとおりです。

-ICCAT 勅告

ICCAT 06-05 「東大西洋および地中海におけるクロマグロ回復のための数カ年計画を定める勅告」²³

ICCAT10-04 「東大西洋および地中海におけるクロマグロ回復のための数カ年計画を定める勅告」²⁴（上記 06-05 を改訂した、2012 年 3 月現在の現行規則）

²² ICCAT Nominal Catch Information TASK I

<http://www.iccat.es/es/t1results.asp?lspecies=BFT&lgear=blank&lyearf=2000&lyeart=2011&lflag=EU%2EEspa%F1a&btsearch=Search&gear=all&lorder=AreaCode&lregion=blank&cregion=all&offset=100>

²³ RECOMENDACIÓN DE ICCAT SOBRE EL ESTABLECIMIENTO DE UN PLAN DE RECUPERACIÓN PLURIANUAL PARA EL ATÚN ROJO EN EL ATLÁNTICO ESTE Y MEDITERRÁNEO <http://www.iccat.es/Documents/Recs/compendiopdf-s/2006-05-s.pdf>

²⁴ (勅告の号数以外同名) <http://www.iccat.es/Documents/Recs/compendiopdf-s/2010-04-s.pdf>

-EU 規制

EC 規則 302/2009「東大西洋および地中海におけるクロマグロ回復のための数年計画を定める規則」(同名の前規則 1559/2,007 を改訂、2009年4月18日施行)

EU 規則 640/2010「クロマグロ漁獲文書プログラムを定める規則」²⁵ (EC 規則 1984/2003 を改訂、2010年8月14日施行)

-スペイン

農業地方海域省²⁶ 省令 1753/2011「東大西洋ならびに地中海におけるクロマグロ漁業統制令」(2011年6月26日施行)

以下、スペイン省令を同国のクロマグロ資源管理体制概要の説明として要訳・引用します。

省令 1753/2011 東大西洋ならびに地中海におけるクロマグロ漁業統制令要約

- 国内・国外籍を問わず、すべての漁船に適用される
- クロマグロの漁獲は下記のいずれかの方法であることを条件とする
 - A) カンタブリア海北西漁場における生餌釣り漁
 - B) ジブラルタル海域での竿釣りおよび手釣り漁船による漁獲
 - C) はえ縄船、または手流し網による漁獲
 - D) 地中海水域における旋網漁
 - E) アルマドラバ漁
- 漁獲可能量割当は過去の実績と、雇用など社会経済への貢献度を基準に算出する
- 下記を副次的漁業として、スペイン割当量の3%にあたる政府管理枠内で漁獲を認める
 - A) カナリアス漁業海域で漁獲を行う竿釣り船
 - B) 北部海域におけるカツオ漁の竿釣り船
 - C) ジブラルタル海峡の家内性漁業船
 - D) レジャー用、または非営利の船舶
- 副次的漁業とは、クロマグロの漁獲量が各漁船の総漁果の5%を超えないものを指す
- 漁獲許可は第三者への委譲が可能であるが、漁法、譲渡の期限に応じて制限を設ける
- 陸揚げは政府が指定する漁港でのみ可能である
- 陸揚げの際は、当局が漁獲量などの審査を行う
- 禁漁期間: 全長 24m 以上のはえ縄船: 6月1日~12月31日/旋網船: 6月15日~5月15日/生餌釣り船: 10月16日~6月15日/レジャー船: 10月15日~6月15日
- 重量 30kg、体調 115cm を下回るクロマグロを漁獲してはならない
- 上記を意図せずに漁獲してしまった場合、5%までを「副次的漁業」として認める
- へい死したクロマグロを漁獲量から減算することを禁じる

²⁵ Regulation (EU) No. 640/2010 of the European Parliament and of the Council establishing a catch documentation programme for bluefin tuna *Thunnus thynnus* and amending Council Regulation (EC) No. 1984/2003. <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:194:0001:0022:ES:PDF>

²⁶ 省庁再編により、現 農業食品環境省

| |
|--|
| -洋上におけるクロマグロの積み替えを禁じる |
| -漁船は指定の漁港で検査を受けるべく、入港4時間前までに当局へ連絡を行う |
| -他のEU加盟国または第三国で陸揚げを行う場合も、スペイン当局への報告義務がある |
| -地中海の旋網漁、蓄養業に対しては特別な管理項目を設ける |
| -全長15mを超える漁船には、当局のオブザーバーが同乗する |
| -大西洋、地中海においてクロマグロの魚群探知を目的とした航空機およびヘリコプターの使用を禁じる（※旋網漁船へクロマグロ魚群の位置を報告するために使用されていた） |
| -レジャー、スポーツフィッシングは副次的漁業として認める。但し、生きた状態での放流を原則とし、クロマグロの漁獲を主旨とした競技の開催を禁じる |
| -本省令指定の文書が添付されていないもの、ICCATのTACが配当されていない第三国が漁獲したもの、TAC割当量をすでに漁獲し尽くした漁船が漁獲したものの、販売、陸揚、輸入、加工、輸出、蓄養場への供給、積替、転売を禁じる |
| -違反はスペイン国法3/2001漁業統制法に基づき罰せられる |

2-3 前規制との比較²⁷

下記の表に、同国のクロマグロ資源管理体制概要の説明として、前頁に記載した省令1753/2011と、改正前の統制法であった省令1244/2008に生じた変化点を対比します。（右側が1244/2008、左側が1753/2011）

| 省令1244/2008 (改正前) | 省令1753/2011 (改正後・現行法) |
|---|--|
| <p>第1条 主旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東大西洋」の定義に「経度45度」という具体的な境界線が補足されている。 | |
| <p>本省令は東大西洋ならびに地中海におけるクロマグロ漁業について（以下略）</p> | <p>本省令は経度45度を境とする東大西洋ならびに地中海におけるクロマグロ漁業について（以下略）</p> |
| <p>第2条 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の範囲に加え「外国籍漁船」が規制対象に追加されている。 | |
| <p>本省令は東大西洋および地中海においてクロマグロを漁獲する漁船またはアルマドラバ漁業者、スペイン海域内にある蓄養場に適用される。</p> | <p>本省令は東大西洋および地中海においてクロマグロを漁獲する漁船またはアルマドラバ漁業者、スペイン海域内にある蓄養場、ならびにスペインの漁港でクロマグロを積降する外国籍漁船に適用される。</p> |
| <p>第4条 割当量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曳網漁などで意図せず漁獲され、商用価値がないため死んだ状態で海に戻される小魚は、世界の総漁獲量の20%に達するとされている。生態系への影響の大きさを考慮し、前規制での「事故」という表現を「副次的」と改変した上で、へい死した漁果を漁獲量から差引くことを禁じている。 | |

²⁷ 一部解説にバルセロナ州立大学研究レポート(アンドレア・ブジュエロ・グリン氏による)を引用:
[http://minnie.uab.es/~veteri/21223/Atun%20rojo%20atlantico%20\(thunnus%20thynnus\).pdf](http://minnie.uab.es/~veteri/21223/Atun%20rojo%20atlantico%20(thunnus%20thynnus).pdf)

| | |
|--|---|
| <p>・副次的な漁獲の許容枠が 10%から 5%に引き下げられ、従来の「重量」の他、「個体数」がカウントの対象として計上されることになった。</p> <p>・前規制では、最小寸法に達していないクロマグロを意図せずに漁獲した場合は、それぞれの割当量から減算することは定められているが、割当量の項目にはその記載がなかったため、追記されている。</p> | |
| <p>第 3 項 下記の漁船が、A)または B)に該当する場合は事故で、C)は遊興としてクロマグロを漁獲する場合の対応枠とする。</p> <p>A)カナリアス漁業海域で漁獲を行う竿釣り船 B)北部海域におけるカツオ漁の竿釣り船 C)船舶登記帳の 6 番台に該当する船舶（レジャー用、または非営利の船舶）</p> <p>上記 A)、B)の事故による漁獲は、船上にある漁果総重量の 10%を超えてはならない。</p> | <p>第 3 項 下記の漁船が副次的にクロマグロを漁獲する場合の対応枠とする。</p> <p>A)カナリアス漁業海域で漁獲を行う竿釣り船 B)北部海域におけるカツオ漁の竿釣り船 C)ジブラルタル海峡の家内性漁業船 D)船舶登記帳の 6 番台ならびに 7 番台に該当する船舶（レジャー用、または非営利の船舶）</p> <p>副次的なクロマグロの漁獲は、漁船上にある漁果総重量または個体数の 5%を超えるクロマグロを船上に保有してはならない。また、これらの副次的な漁獲は、各々のグループの割当量から差し引くものとする。</p> <p>第 4 項 副次的な漁獲量から、へい死したものを減算することを禁じる。</p> |
| <p>第 6 条 漁獲権の譲渡</p> <p>・漁獲権の譲渡については、2項目であった前規制から、当局への事前報告の義務、漁法グループを超えて割当量を譲渡する場合の制限、各グループに生じた余剰分の配分を行う主管官庁の明確化、有期譲渡と無期譲渡の区別化などが細分化され、項目数が 7項目に増えている。</p> | |
| <p>第 1 項 漁船所有者は自身が保有する漁船に配分された割当量を、一部ないし全体を、無期または有期を問わず、同じ漁法で認可をうけている第三者に譲渡できる。</p> <p>第 2 項 第 3 条で述べたグループのいずれかにおいて割当量の余剰分が生じた場合、それぞれに割当てられた配分率ならびに同グループ内での配分率に応じて均等に配分する。</p> | <p>第 1 項～第 3 項（当局への事前報告ならびにその手順や条件を新たに定めている）</p> <p>第 4 項 各船団は自身が保有する漁船に配分された割当量を、一部ないし全体を、無期または有期を問わず、<u>同一グループに登録されている第三者に譲渡できる。</u></p> <p>第 5 項 無期譲渡を行う場合、譲渡者は同時に漁獲割当量の全体を譲渡するものとする。即ち、譲渡者は以降、クロマグロ漁業の権利をすべて譲渡したことになり、<u>漁獲認可登録から除外されるものとする。</u></p> <p>第 6 項 各漁船保有者は、配分された漁獲割当量を他のグループに属する漁船またはアルマドラバ漁業者へ譲渡することができるが、<u>この場合は有期に限るものとする。</u></p> <p>第 3 条で述べたグループのいずれかにおいて割当量の余剰分が生じた場合、漁業養殖資源総局がそれぞれに割当てられた配分率ならびに同グループ内での配分率に応じて均等に配分する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第8条 禁漁期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象に「レジヤー船」が追加されている。 ・前規制に引き続き、大型のはえ縄船、旋網船、生餌釣り船が規制対象となっているが、いずれも期間が長くなっている。特に地中海において資源管理を複雑にしていると指摘されてきた旋網船については大幅に漁獲可能期間が短縮されている。 | |
| <p>下記期間を禁漁期間とする。</p> <p>全長 24m 以上のはえ縄船：6月1日～12月31日</p> <p>旋網船：7月1日～12月31日</p> <p>生餌釣り船：11月15日～5月15日</p> | <p>下記期間を禁漁期間とする。</p> <p>全長 24m 以上のはえ縄船：6月1日～12月31日</p> <p>旋網船：6月15日～5月15日</p> <p>生餌釣り船：10月16日～6月15日</p> <p>レジヤー船：10月15日～6月15日</p> |
| <p>第9条 最小寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前規制に引き続き、最小寸法は 30kg または 115cm を維持しているが、事故（副次的）でこれを下回る漁獲を行った場合の許容枠が狭くなっている。 | |
| <p>第3項 上記以外の漁船が意図せず 10～30kg のクロマグロを漁獲してしまった場合、当該船舶の総積載個体数に対して 8% の個体数まで偶発的漁獲として認める。</p> | <p>第3項 上記以外の漁船が意図せずに 10～30kg のクロマグロを漁獲してしまった場合、当該船舶の総積降個体数に対して、5% の個体数まで事故枠として認める。</p> |

3. 市場価格統制²⁸

スペインを含む EU の水産市場は、共通農業政策を規範として 1970 年に定められた「共通漁業政策」の一環である、「共通市場組織（欧州内単一市場の設立）」により、加盟国の生産活動および市場を統合し、下記を目的として統制を行っています。

- 1) 市場の安定
- 2) 高品質商品の安定供給
- 3) 消費者への適正な価格による供給
- 4) 漁業者の生活水準の保証

水産業の共通市場組織を統制する現行法は EC 規則 104/2000「漁業ならびに養殖産業の共通市場組織を定める規則」で、同規則では水産市場を下記 4 項目を主として管理することを定めています。

- 1) 市場取引における共通規則の制定：単一市場必須の条件であり、品質・価格など、様々な条件の統合を主旨とする。その一環として 104/2000 では消費者表示（商品名、原産地、生産方法など）の統一が図られている。
- 2) 生産者団体設立支援：104/2000 では、生産者団体を市場の安定と統制に不可欠な要素として取り上げ、これらの設立・活動を支援することが決定された。
- 3) 直接的介入による市場価格調整システムの設定
- 4) 第三諸国との貿易

EU による共通市場組織の市場への介入は直接的であり、供給過剰などにより市場価格が一定額を下回った場合は余剰分の回収も行っています。

この統一市場制度の中で、生産者団体（2005 年の時点で、16 カ国 203 団体）は自発的に資源の管理や乱獲の阻止、市場に求められる水産物の安定供給を目標とした水産物生産計画を立案・実行している点で、とても大きな役割を果たしているといえます。生産者団体が立案する計画は、市場取引だけではなく、漁獲や養殖についても取りまとめるため、団体内部で違反がある場合は内部規定によりこれを罰する義務があります。このようにして需要と供給のバランスをとり、市場の安定化を担っているのが生産者団体です。

各水産物の参考価格は、年次的に閣議で決められていますが、市場における価格が一定の水準を下回った場合、生産者団体は EU からおよそ 1,000 万ユーロ程度の損失補てんを受けることができます。（ただし、価格の低下が生産過剰による需要増大であった場合などはこの限りではない）

近年では、供給延期助成制度が導入されています。これは市場の需要が低下した時に、保存期間の長い商品について供給を一旦据え置き、価格が回復した時期を見計らって再度市場に出すというもので、据え置き中は商品の 18% まで助成されるほか、保管設備使用についても支援が行われます。

²⁸ 欧州委員会 OCM 説明ガイド (LA ORGANIZACIÓN COMUN DE MERCADOS. FICHA INFORMATIVA) より
http://ec.europa.eu/fisheries/documentation/publications/cfp_factsheets/market_es.pdf

4. 特殊な事例、近々の取り組みなど

スペインのマグロ漁業に関連する最新情報および取り組み

4-1. カナリア諸島の竿釣り漁業が割当に異議²⁹

2008年にクロマグロ資源回復計画に基づく省令が発令されて以来、伝統的に漁業が盛んであったにも拘らず、カナリアス州（カナリア諸島を管轄とする地方自治体）の漁業者は単独でクロマグロ漁獲認可のグループを形成できず、国が管理する副次的漁業枠に含まれることになりました。

カナリア諸島の伝統漁業は、竿釣り・手釣りによるものです。全く同質マグロ漁法を行なうジブラルタル海峡水域ではスペインTACのうち6.3%の割当量を配分されているのに対し、カナリア諸島は、副次枠3%のうちわずか1.21%しか許可されていません。

カナリアス州の農業畜産漁業水産委員会のファン・ラモン・エルナンデス委員長は、2012年2月、アリアス・カニエーテ農業食品環境相と会合を行い、現行法を改正し、カナリア諸島の漁業者にスペインのTACのうち7%を配分するよう要請しました。

カナリア諸島の漁業者が相応の割当量を配分されないのは、同地方の漁業が季節に左右されやすい短期型漁業であることと、他の魚種も漁獲する複合的漁業を行っていることによるものです。現行法では相応の割当を受けるためには「過去の漁獲実績」が配分基準の6割と大きく作用するため、マグロを専門的に漁獲してきた他の地方と比較すると、不利であることは否めません。

昨年2011年、政府当局はカナリアス州に対処し、配分された割当量に達したとして、4月7日に同地方のクロマグロ漁業の早期終了ならびに以後の漁獲の全面禁止を命じており、カナリアス側は少なすぎる割当量に異議を唱えています。



写真提供: Lancelot Digital

4-2. スペイン海洋機構が3年連続でクロマグロ繁殖に成功³⁰

フェルナンド・デ・ラ・ガンダラ研究主任が率いる、スペイン海洋機構ムルシア県センターの研究チームが、ホルモン誘発剤を使用せずに3年連続でクロマグロの生簀繁殖に成功しました。孵化後の生存確率も昨年、一昨年を大幅に上回る見通しです。研究は直径25m、深さ20mの海上生簀で60匹ほどの親魚を用いて進められています。

この研究プロジェクト（SELFDOTT PROJECT）に参加し、生物学者アントニオ・ベルモンテ氏を招聘して

親魚の管理にあたっているカラデロス・デル・メディテラネオ社（リカルド・フエンテス・グループ）は、一日で1,000万個の魚卵を得たと発表しました。



写真提供: スペイン海洋機構(IEO)

²⁹ カナリアスのニュース配信サイト LANCELOT DIGITAL 記事より <http://www.lancelotdigital.com/el-gobierno-regional-reclama-para-canarias-un-7-de-la-cuota-espanola-de-pesca-de-atun-rojo/>

³⁰ EL PAIS 紙より http://elpais.com/diario/2011/10/17/sociedad/1318802404_850215.html

スペイン海洋機構 (Instituto Español de Oceanografía: IEO) は現在海洋センター9 箇所、養殖研究センター5 箇所などの他、全長 68m をはじめとして 6 隻の調査船をする科学技術省管轄の公的研究機関です。

IEO では、今後仔魚から若魚までの飼育に重点を置き、将来的に完全養殖の達成を目標としています。研究チームは、太平洋におけるマグロ養殖に功績のある瀬岡学氏を招聘し、協力を仰いでいます。

利害・国境を越えた養殖研究の発展に貢献を目的として、今回孵化に成功したクロマグロの一部はフランスやイタリアなど、同様の研究を行っている機関へ提供しました。

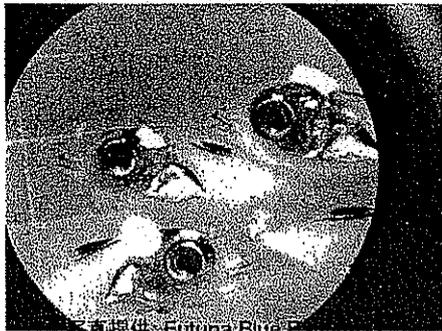
これまでの成果をさらに発展させるべく、機構は昨年 11 月から 7,000m³ の大型タンク 4 基の建設を始めており、完成後には 150kg 台の親魚を同タンク内で飼育することが可能となります。

※IEO の養殖研究の詳細について、同機関にインタビューを行いました。追加資料として「クロマグロ完全養殖への取り組み (DOTT プログラム) スペイン海洋機構 (Instituto Español de Oceanografía、略称 IEO) インタビュー」を添付します。

4.3. グルーポ・バルフェゴ社の観光招致³¹

クロマグロの蓄養と輸出を主とする企業、グループ・バルフェゴ社 (タラゴナ県アメトラ・デ・マル市) は、地元市議会の協力を得て、2012 年 5 月より「ツナ・ツアー」を実施。100 万ユーロを投入した観光船 (定員 60 名) で、洋上にある養殖場や、解体の現場、流通システムの見学、試食会、さらに希望者にはマグロの群れと一緒に泳ぐ潜水コースまで用意されています。参加費は 1 人あたり 50 ユーロを予定しており、同社代表によると、7,000 人の集客を見込んでいるそうです。

4.4. フトゥナ・ブルー・エスパーニャ社³²の繁殖プログラム



写真提供: Futuna Blue España

2008 年にカディス県サンタ・マリア港に設立されたマグロ蓄養会社フトゥナ・ブルー・エスパーニャ社は、2011 年夏、試験的にクロマグロのキャプティブ・ブリードに成功し、多大な数の稚魚を得ることができたと発表しました。

同社は従来の蓄養業者とは違い、自社内で繁殖させた魚卵を孵化させ、稚魚を 25~50g まで養育して、蓄養業者へと販売を行う予定。「天然マグロの捕獲は年々厳しく規制され、今後は蓄養業者の需要が増えることが見込まれている。その需要を満たすには安定した『素材の供給』が必須であり、そこにビジネスチャンスがある」同社ミゲル・リエレ

ーナ代表が、専門誌 ipac. アクイクルトゥーラ誌に語っています。

クロマグロの繁殖については、2005 年に日本がその生態を明らかにし、繁殖に成功しました。フトゥナ・ブルー・エスパーニャ社は、日本およびオーストラリアでの成功事例に基づき、従来の繁殖方法の懸案事項である「魚卵の入手」と「稚魚の生存率の向上」の達成を狙うことで革新性を打ち出しており、カイアシ類を飼料とすることで、稚魚の生存率の向上に対して成果が得られています。現在、試験的に稼働している孵化・養育場は、オーストラリアでヒラメおよびマグロの養殖に成功したベント・ユルップ博士が設計、運用の指導にもあたっています。同社はすでに飼料となるカイアシの養殖タンクを完成。2012 年中にクロマグロの繁殖設備を建設する予定で、3~4 年後に年間 50 万~100 万匹の稚魚を供給する見込みです。プロジェクト全体の予算は 1000 万ユーロ。投資会社 SEPIDES が資本参加しています。

³¹EL PAIS 紙より http://elpais.com/diario/2011/10/31/catalunya/1320026847_850215.html

³²養殖業界機関雑誌 ipac. Acuicultura 誌より

http://www.ipacuicultura.com/noticias/en_poriada/17824/futuna_blue_espana_apuesta_empresarial_por_la_cria_de_atun_rojo-pl.html

追加資料 I

クロマグロ完全養殖への取組み (DOTT プログラム)

スペイン海洋機構 (Instituto Espanol de Oceanografia、略称 IEO) インタビュー

本調査の項目のひとつ (4-2) として挙げたスペインのクロマグロ養殖について、スペイン海洋機構 (以下 IEO) にインタビューを行いました。IEO は同国における蓄養の先駆者であるフエンテスグループと共同でクロマグロの完全養殖プロジェクトを推進する行政研究機関です。下記にインタビューへの回答を IEO から提供された資料と合わせて記載します。

ヒアリング対象:

IEO ムルシア研究センター/フェルナンド・デ・ラ・ガンダラ研究主任 (ビデオ会議)

同 マドリッド本部/エラディオ・サンタエリヤ生物学ディレクター 兼顧問

同 マドリッド本部/サンティアゴ・グライニョ広報部長

場所・日時:

IEO マドリッド本部会議室、2012年4月12日(木)、11:00~12:00

質問事項:

完全養殖への挑戦、スペインの DOTT プロジェクトとは

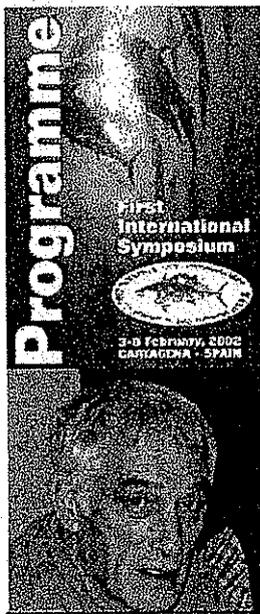
日本の完全養殖研究 (主に近畿大学) との比較

スペインの養殖 (蓄養) の現状

—本日はインタビューに応じていただき、ありがとうございます。早速ですが、IEO が進めているクロマグロ完全養殖プロジェクト『SELFDOTT』について、これまでの経緯や実績を教えてください。

SELFDOTT プロジェクトは、2008 年から 2011 年にかけて行ったクロマグロの完全養殖の研究です。ここに至るまでに、DOTT³³、REPRO-DOTT³⁴、国内の研究 (ADAR-AJAR³⁵、CULTISAR) という複数のプロジェクトを経てきました。

初期 (2000~2002年) : DOTT グループ結成と、第1回マグロ養殖シンポジウムの開催



当時地中海では、天然資源からの漁獲を行い生簀へ移して 6 ヶ月間蓄養し、市場 (主に日本) へと供給するクロマグロの蓄養業が急成長していました。クロマグロの天然資源が減少する中で、養殖業の役割について検討するため、イスラエルの研究者であるゴードン氏が関連団体や企業に呼びかけて 2000 年に設立したのが、「DOTT グループ」です。IEO もこれに参加しました。DOTT グループはヨーロッパでは初めてとなる、第 1 回マグロ養殖シンポジウム開催 (2002 年、スペイン・カルタヘナ市で開催) のための、基金設立を欧州委員会に申請しました。このシンポジウムにはマグロ養殖について既に研究が進んでいた、日本やオーストラリア、米国からの参加の他に、世界各国から養殖に携わる専門家が参加しました。このシンポジウムで出された結論のひとつが、「養殖は乱獲によるクロマグロ資源の低下に対する、有効な解決策である」というものであり、完全養殖の必要性が確認されました。

← (上) DOTT グループのシンポジウムプロジェクト

(下) DOTT 設立を提唱したヒレル・ゴードン氏

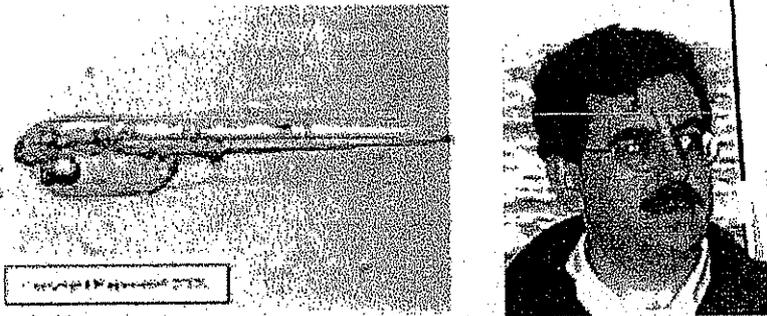
DOTT グループ: 2000 年設立。以後の欧州における養殖研究の方向性を決定付けた。

34 Domestication of *Thunnus thynnus*, the bluefin tuna (BFT). Strategies for European Development in the Context of a Global Market

35 Advances in Domestication of Bluefin tuna. Capture and Domestication of the bluefin tuna juveniles

第2期 (2003~2006年) : REPRO-DOTTプロジェクト (第5次フレームワーク事業)、飼育環境下の採卵・ふ化に成功

DOTT グループは EU の研究開発事業にマグロ養殖研究プロジェクト (2003~2006) を応募し、EU の第 5 次フレームワーク事業³⁶に選定されました。この頃のプロジェクトは「REPRO-DOTT」と命名され、その目的は「クロマグロの飼育環境下 (生簀内) での繁殖」を実証することでした。研究チームは魚卵を得ることに成功し、目的を達成しました。



↑ (左) REPRO-DOTT チームがふ化に成功したクロマグロの仔魚
(右) REPRO-DOTT リーダー、アントニオ・ガルシア氏 (IEO)

REPRO-DOTT: 前述の DOTT チームが 2003 年から 2006 年にかけて進めた、飼育環境下におけるクロマグロ繁殖の可能性を実証する研究プロジェクト。同じく EU の第 5 次フレームワーク事業の予算で実施された。チームはクロマグロの採卵に成功し、目的を達成。

第3期 (2006~2007年) : 国内・地方自治体レベルで研究を推進

以降、スペイン国内レベルでの研究が続けられました。そのうちのひとつがムルシア州政府、カルタヘナ大学および DOTT グループ設立当初からの民間パートナー、リカルド・フエンテス社³⁷が立案した ADAR-AJAR プロジェクトです。この段階では天然資源から獲得した稚魚 (1kg 程度まで) の取扱について検証を行いました。



↑ADAR-AJAR プロジェクト: 天然資源から獲得した稚魚を飼育場へ移送する際と、その後の飼育方法など、稚魚の取り扱いについて問題点の洗い出しと対策の検討を目的とした実験。2006年1月から2007年12月にかけて行われた。研究資金は18,000ユーロで、IEO、フエンテス・グループ、ムルシア州地方自治体が負担。

³⁶ EUにおける産業政策の一環である研究開発予算。EU政策を反映した公募条件がECから発表され、その条件に合致したプロジェクト(応募)に対して、トップダウン方式で助成を行う。年間予算は合計5000億円程度。
(詳しくは→http://www.jetro.go.jp/file/report/05000818/05000818_003_BUP_0.pdf)

³⁷ リカルド・フエンテス・グループ(Grupo Ricardo Fuentes)社は地中海マグロ蓄養会社の最大手

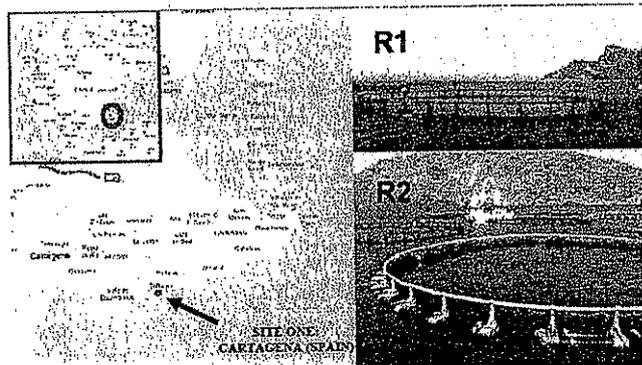
第4期 (2008~2011年) : SELFDOTT プロジェクト (第7次フレームワーク事業+民間)、産卵から仔魚・稚魚飼育に関する研究と、現行の蓄養業への展開を目的とした技術向上、高効率かつ持続可能な合成飼料の開発

2007年、再びEUの研究開発事業に応募。2008年~2010年を期限とする、SELFDOTTプロジェクトが成立しました。第7次フレームワーク事業に採択された同プロジェクトは、これまでの研究をさらに進め、仔魚および稚魚の養殖の基礎を確立することが目的とされ、「経済的側面だけでなく、環境保護にも持続可能な高効率飼料の開発」も研究テーマに含まれることになりました。



SELFDOTT プロジェクトは2008年1月にスタートし、スペインのカルタヘナと、マルタに試験場が設置されました。SELFDOTTの研究チームは概ね、当初(DOTT)のメンバーで構成されていましたが、これまでのリカルド・フエンテス社以外に国際的魚飼料メーカー、スクレッディング社や、マルタのマルタ・フィッシュファーム社が新たに参加し、民間企業との協力体制が強化されました。

方法は2006年のREPRO-DOTT当時のものを踏襲し、ホルモン誘発剤を使用する形で行いましたが、初年(2008年)は何故か魚卵を得ることができませんでした。

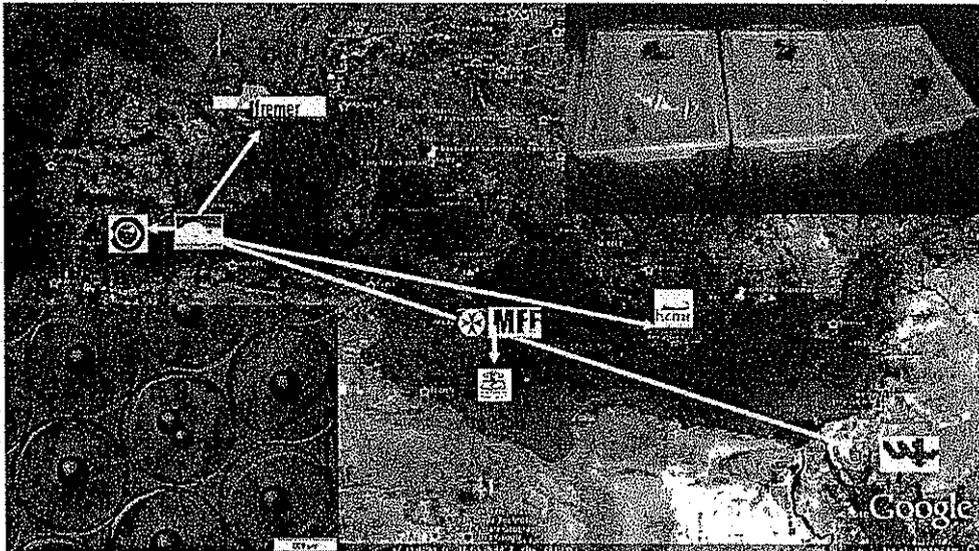


←ムルシア州カルタヘナ市の試験(産卵)場
カラデロス・デル・メディテラネオ社(フエンテスグループ)が所有する水深6mの海上の円形生簀に、天然資源から捕獲した60~80kgのクロマグロ55匹を放流し、産卵させた。
2009年はホルモン誘発剤を使用して1億6000万個、翌2010年はホルモン誘発剤を使用せずに自然産卵でほぼ同数の魚卵を得ることに成功。

翌 2009 年も同じ方法で継続したところ、カルタヘナ試験場で多量（1 ヶ月間で 1 億 6000 万個）の魚卵を採取することができました。SELFDOTT では生簀の周りにカーテンを張り、海流による魚卵の流出を防いでいますが、それでも全数を防ぐことはできません。流れ出てしまった（回収できなかった）魚卵も含めると、産卵数はもっと多かったはずですが、一方、マルタ試験場の方はこの年も魚卵を得ることはできませんでした。

2010 年はホルモン誘発剤を使用せず、自然条件下での繁殖（産卵）に成功しました。しかし、マルタ試験場ではホルモン誘発剤を使用しても、やはり魚卵を得ることはできませんでした。

2009 年および 2010 年にスペインで採取した魚卵は、現在研究拠点である IEO マサロン（ムルシア州）研究所で仔魚飼育研究に用いることにしました。また、一部の魚卵はプロジェクトの計画に則り、SELFDOTT に参加している他の研究所に発送し、それぞれの仔魚研究に使用しました。発送先はフランス、クレタ島、イスラエルです。フランスは車で 10 時間程度の距離であり、輸送は比較的簡単でした。問題はクレタ島とイスラエルです。マグロの産卵は午前 2 時ごろに行われ、その後 24 時間から 30 時間程度でふ化します。輸送中にふ化すれば仔魚は死んでしまうため、遠距離輸送は非常に難しいのです。特にイスラエルの研究所は同国南部に位置しており（テルアビブ空港からの距離が長い）、魚卵の輸送自体が大きな課題となりました。最終的に空輸でなんとかギリギリの状態で送り届けることができました。

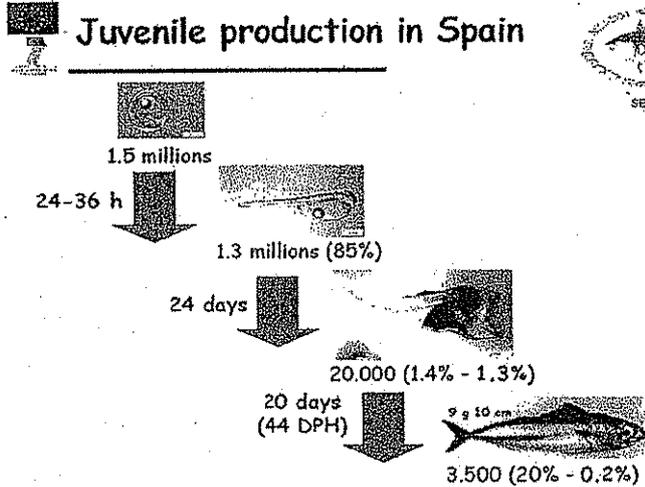


↑カルタヘナ試験場からの魚卵輸送先（プロジェクト参加機関）
クロマグロの魚卵は産卵から 24 時間から 30 時間程度でふ化してしまう。スペイン国内（IEO 研究所）、フランスは陸路でも対応可能。ギリシャ、イスラエルには空輸を行い、ふ化寸前で届けることができた。

仔稚魚の生存期間は 2009 年の魚卵からふ化したもので 73 日間、2010 年のものは 110 日間でした。SELFDOTT プロジェクトは当初 2010 年に完了する予定でしたが、初年度に魚卵を得られなかったこともあり、研究が遅れていたため、EC に 1 年間の延長を申し入れました。EC は研究期間の延長は認めてくれましたが、追加資金は下りませんでした。そのため、プロジェクトのメンバーがそれぞれ研究開発費を負担し、研究を継続することにしました。こうして 2011 年も継続された研究プロジェクトでは、再び自然産卵に成功。2 億個の魚卵を獲得し、仔魚の生存期間も延びました。また、2011 年はホルモン誘発剤を使用した上で、全体で 100 万個程度という少ない結果ではありましたが、マルタ試験場でも魚卵を得ることができました。これらの魚卵は再び、フランス、クレタ島、イスラエルに輸送されました。

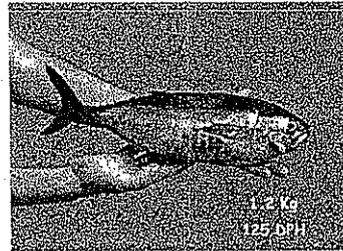
仔魚については、2011 年にふ化したクロマグロが、現在も一部が生存しており、順調に成長したものは体重 2kg に達しています。

しかし仔稚魚を地上の飼育施設から海上の生簀に移した際のへい死率（減耗率）は非常に高く、90%を超えました。これはマグロ研究の課題であり、近畿大学の研究でも同様の現象が確認されています。マグロの完全養殖研究の最大の課題のひとつが、この仔稚魚のへい死による稚魚の減耗です。



←産卵から稚魚に至るまでの生存率
稚魚のへい死率は依然として90%を上回っている。スペインだけではなく、日本でも直面している、完全養殖研究最大の課題だ

↓1.2kgに達した稚魚
現在は2kgのものも生存中



2011年11月、SELFDOTTプロジェクト終了に伴い、報告会をマドリードで開催し、世界から専門家を招待して情報交換を行いました。その中で、プロジェクト期間中から現在にいたるまで密接な協力関係にある近畿大学の家戸敬太郎教授とも相互的に研究成果の発表を行いました。報告会は「マグロの完全養殖研究は大幅に進歩しているが、民間レベルでの実用にはまだ至らない」という結論に達しました。

—上記減耗率の他に、実用化までにクリアしなければならない課題はありますか？

仔稚魚の減耗が完全養殖のボトルネックとなっていることは間違いありません。その他にも商業的な問題も残されています。例えば、2011年6月にふ化したマグロが現在も生存していますが、その体重はようやく2kgに達したところです。しかし30kg未満のマグロを流通させることはEU内で禁止されています。そのため、実用段階に入る前に30kg未満の稚魚や若魚の流通を可能にする法整備も必要です。

現在、生存している若魚はリカルド・フェンテス社の蓄養場で飼育されています。これらが4年を生き延びて親魚となれば、ライフ・サイクル完結となり、日本で行われている研究と同じ成果を得たこととなりますが、蓄養場での実用化はその結果を待たなければなりません。

—SELFDOTTプロジェクトが終了した今、これからはどのように研究を続けていきますか？資金はどのようにして調達しますか？

現在、IEOではSELFDOTTプロジェクトによって得られた成果を、公的資金を用いてプロジェクトに参加した民間企業にフィードバックしていくことを検討しており、その手続きが近々完了する予定です。それと並行して、現在間接的にEUの助成を受けて繁殖研究用の飼育タンクを建設しています。これが完成すると、産卵から飼育までのプロセスを詳細に管理することができるようになります。

前述の通り、2010年まではEUの研究開発事業（フレームワーク事業）予算によるものでしたが、プロジェクト終了後の追加予算は下りなかったため、延長期間である2011年は一部民間企業の出資により継続されていました。

2012 年は新しいプロジェクトを立ち上げていますが、今回は一部研究も含まれるものの、主な目的は研究成果を民間企業に移譲していくことにあります。今後は EU のフレームワーク事業ではなく、FEDER（欧州地域開発基金）で運営され、民間企業の研究開発費助成を行う、スペイン経済競争力省の CDTI（産業技術開発センター）基金の助成から費用を捻出します。前述の飼育タンク建設の資金も FEDER/CDTI 基金によるものです。

前述の通り、CDTI の助成は民間企業の研究開発を対象としています。そのため研究成果が基本的に公開されていたこれまでとは異なり、民間企業による営利活動の一環となるため、一連の守秘義務が発生します。

IEO が参加した完全養殖研究の段階と資金源

| プロジェクト名 | 期間 | 主な目的・研究テーマ | 主な資金源・費用 |
|------------|-----------|---|--|
| DOTT | 2001～2002 | マグロ養殖シンポジウムの開催 | EU(第5次フレームワーク事業) |
| REPRO-DOTT | 2003～2006 | 飼育環境下におけるクロマグロ繁殖の実証 | EU(第5次フレームワーク事業) 242万ユーロ(内、EC負担150万) |
| ADAR-AJAR | 2006～2007 | 天然資源から漁獲した稚魚の取り扱いおよび飼育実験 | ムルシア州政府、カルタヘナ大学、民間(フエンテスグループ)共同出資 18,000ユーロ |
| CULTISAR | 2006～2007 | 天然資源から漁獲した親魚の飼育と、タンク内産卵実験 | IEO 18,000ユーロ |
| SELFDOTT | 2008～2011 | 完全養殖の実用化に向け、産卵から仔稚魚飼育に至るまでの総合的な研究 | ・EU(第7次フレームワーク事業) 440万ユーロ(内 EC 負担 297 万) ・2010年12月31日以降、1年間の延長。その分の費用は参加メンバー(主に民間)が出資 |
| 新プロジェクト | 2011～現在 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの研究成果を、民間企業へフィードバックする 地上に産卵用のタンクを建設し、親魚の産卵時期や条件を調節する | FEDER(欧州地域開発基金)＝スペイン経済競争力省 CDTI 基金、IEO 425万ユーロ(内、70%が CDTI)※ ※タンク工費のみ FEDER/CDTI 基金は民間企業の研究開発事業に対する助成金。この場合、フエンテスグループの研究開発に対して助成。これまでの公的研究から営利研究へと変化。 |

—日本の完全養殖と SELFDOTT の大きな違いは？

2010 年に奄美大島で開催された、クロマグロ養殖 40 周年国際シンポジウムに招待されました。マグロの完全養殖研究に 40 年の歴史をもつ日本と、わずか 10 年のスペインでは蓄積された知識量に大きな隔たりがあります。仔稚魚の生存率の問題だけではなく、全体的な研究データの量で、スペインは日本に及びません。日本はすでにタイヘイヨウクロマグロのライフサイクルを 2002 年に完結し、人工飼育下の養殖マグロも第三世代に達しています。完全養殖の実用化までかなり近い位置にあるといえるでしょう。一方、スペインはようやく飼育環境下におけるクロマグロの管理で、日本と同じ課題を確認しはじめたという段階です。従って、現在は「ここが日本の研究とは異なる」といえる比較材料は、スペイン側にはないといえます。

強いていうならば日本の研究とスペインの違いは、マグロの品種が違うという点にあります。類似していますが、タイヘイヨウクロマグロとタイセイヨウクロマグロは別種です。タイセイヨウクロマグロの完全養殖を研究しているのは DOTT グループだけです。私たちはようやく飼育環境下で後者の稚魚を得ることに成功した段階で、これらが親魚になるまでの過程はこれから確認していくこととなります。タイセイヨウクロマグロがどのように成長していくかによって、この品種独特の課題が生まれる可能性があります。これらの課題を解決することが、スペインの研究の特性となるでしょう。

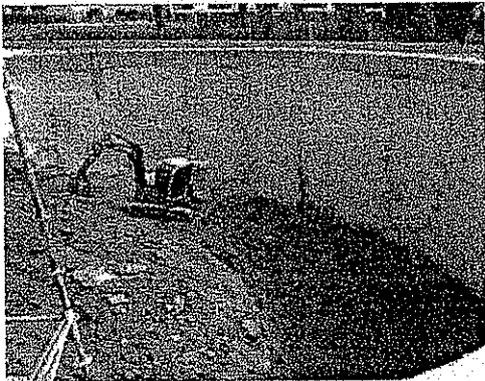
—日本の完全養殖はホルモン誘発剤を使用すると認識していますが、SELFDOTT では自然産卵に成功しています。ここが違うのではないのでしょうか？

日本の完全養殖研究はホルモン誘発剤を使用していません。私も同じ質問を 2005 年に近畿大学の澤田教授にしたことがあります。その時も誘発剤を使用していないという回答を得ています。

—その他、日本とスペインで異なる点がありますか？

日本の繁殖場は閉塞した湾内に設置されています。これは海流による影響が大変少なく、採卵がし易いというメリットがあります。スペインでは地理的条件のため、同じようにはできません。スペインの産卵場は海流の早い洋上に設けられています。これについては先ほど、SELFDOTT の説明の中でも触れました。

海流による魚卵の流出を防ぐため、親魚を飼育するタンクを地上に建設しています。タンクが完成すれば、人工の環境下で親魚の管理を行うことができるようになります。例えば、自然の産卵期以外の季節でも魚卵を得ることができる、など大きなメリットが見込まれています。この方法はすでに鯛やスズキ、カレイなどで実用化されています。



この類の飼育タンクは、オーストラリアでミナミマグロ用、インドネシアとパナマでキハダ用に建設されています。クロマグロについては私たちより前に、スペイン南部でフトゥナ・ブルー・エスパーニャ社が建設したものがああります。

IEO も現在工事を進めているほか、日本でも長崎県で同様のタンクを建設しているという情報が入ってきています。

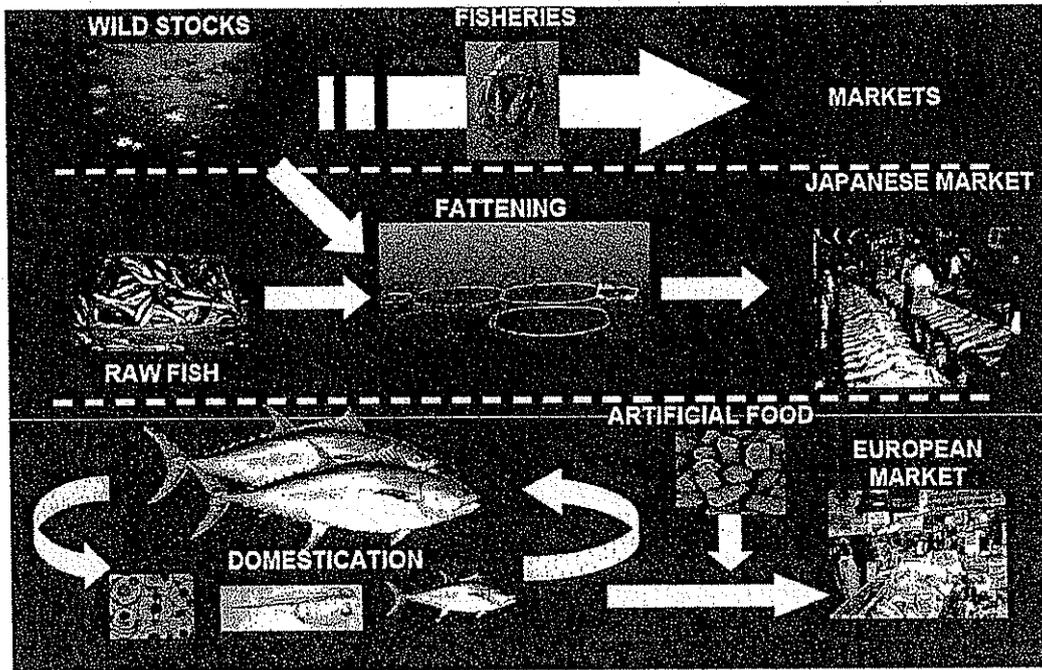
—完全養殖に成功した場合、天然資源やマーケットにどのような恩恵をもたらしますか？

タイセイヨウクロマグロの漁獲は、現在世界で最も規制の厳しいものと言っても過言ではありません。2007 年に ICCAT 勧告に基づいて実施されたクロマグロ資源回復計画により、近年は資源量に回復の兆候が見られているようです。

一方、環境保護団体や一部の国がタイセイヨウクロマグロをワシントン条約の絶滅危惧種認定を提議し、国際取引の禁止を求めた事例などから分かるように、各方面の圧力もあるため TAC が増えるとも考えられません。つまり、TAC は今後数年間、現在の値を維持し続けることが予測されます。

近年蓄養クロマグロの需要は日本だけではなく、欧米や中国、韓国などでも高まってきています。しかし TAC が変わらない限り、蓄養ではこれらの新しいマーケットの要求を満たすことができません。この不足分を埋めて需要と供給のバランスを整えられるのは完全養殖マグロ以外にないとされており、養殖研究に対する期待が高まっています。

また環境保護の面でクロマグロの養殖実用化には、飼料となる魚の養殖も進めなければなりません。現在の蓄養ではペルー産のカタクチイワシを主に、小型の浮き魚が飼料としてマグロに与えられていますが、こちらも無尽蔵に獲れるというわけではありません。クロマグロが鯛やスズキ、鮭と同じレベルで養殖されるには、植物由来など持続可能な材料による配合飼料の開発が不可欠です。特に近年は中国がカタクチイワシの魚粉を大量に購入しており、漁獲の制限や価格の高騰が懸念されていますので、配合飼料の研究は早急に進めなければなりません。



1 クロマグロ流通の現状と、完全養殖マグロの展望

上段：天然マグロはそのまま、または蓄養後、市場に流れている

中段：小型の浮き魚を餌として蓄養されたクロマグロは日本へと輸出されている

下段：完全養殖マグロは、配合飼料などで飼育され、欧米などの新しいマーケットでの不足分を補う

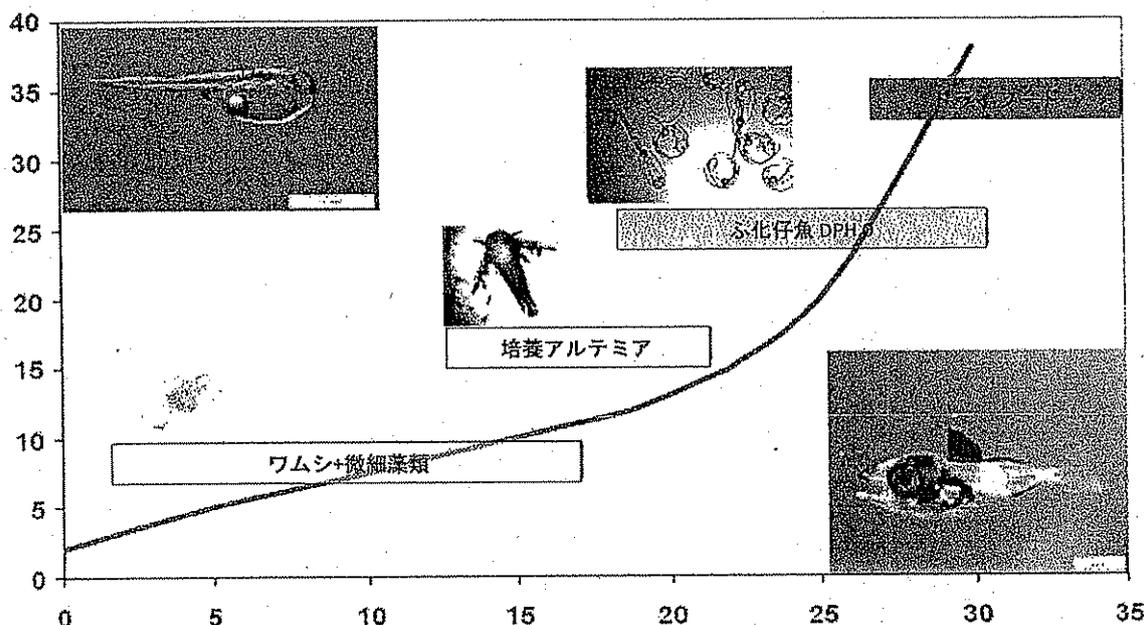
フトゥナ・ブルー・エスパーニャ社（以下、フトゥナ）では、カイアシ類を飼料とすることで仔稚魚の生存率を高めたと発表していますが？

質問に答える前に、クロマグロの摂餌について説明します。

クロマグロの摂餌は大きく分けてふたつの時期に区分されます。ふ化からおよそ1g程度に成長するまでを仔魚（Larve）と呼び、この期間中はプランクトンや他の仔魚など、生きた餌しか摂取しません。その後稚魚（Juvenil）となってから飼料や他の魚を与えて飼育することになります。仔魚の期間中、最初はマグロの仔魚の入っている水槽内に微細藻類を入れて、プランクトンの一種であるワムシ類を培養し、これを餌とします。その後、アルテミア類という別のプランクトンを与えます。こちらは飼育槽の外で培養します。アルテミア類については飼料向けに品種改良された卵が市販されており、これを購入してふ化させ、飼料として与えています。その後、ふ化から15日ほど経過すると、魚食性が強くなり、他の魚の仔魚、または他のマグロの仔魚を捕食（共食い）するようになります。

ちなみに、仔魚の共食いについて環境団体から「マグロの仔魚に更に小さなマグロの仔魚を与えるのは道徳的ではない」として批判の声を受けたこともありました。しかし、これはクロマグロの自然な習性なのです。

日本の場合、非常に産卵数・仔魚の数が多く、ふ化の時期をマグロと同じくするブダイの仔魚が使用されています。スペインの場合ブダイは手に入らないので、何か代替種を検討しなければなりません。現在は鯛を使用していますが、マグロと産卵の時期が異なる（マグロは夏に産卵、鯛は冬）のが難点です。そのため、鯛の産卵時期を人工的に操作してマグロに合わせなければなりません。技術的な問題はないのですが、コストがかかってしまいます。



↑クロマグロの仔魚 (1g 程度まで) の発育過程と摂餌の変化

縦軸：体長 / 横軸：日数

ふ化から1ヵ月ほど経過したところで「稚魚」となり、配合飼料を与えて飼育できるようになる。

この段階を過ぎてふ化から1ヵ月ほど経過するとクロマグロは「稚魚」となり、ようやく魚粉（ペルー産小型浮き魚）など配合飼料を与えられるようになります。先ほど述べた、研究中の「植物由来の配合飼料」とはこの段階以降で与えるものです。

さて、フトゥナが提唱しているのは仔魚期（ワムシ→アルテミア→他の仔魚）をすべて「カイアシで賄う」というものです。IEO では仔魚の飼育をカイアシだけで出来るか、という点について少なからず疑問を持っています。

カイアシは北ヨーロッパで、鱈の養殖などに用いられていますが、鱈には魚食期もなく、マグロとは生態が異なります。日本とオーストラリアでもカイアシを使用した実験を行ったが、当時は成果が得られなかったと聞いています。IEO では日本が40年にわたって培ってきた事例に基づいて、飼育の研究をしています。

ただし、カイアシ類は地球上でも最も種類が多い生物として知られており、マグロの仔魚の餌として適合するものがないとは言い切れません。フトゥナがカイアシだけで仔魚の飼育に成功したなら、日本ともIEOとも異なる、まったく新しい手法として成立するでしょう。

—なぜ、スペインはマグロの養殖研究が盛んなのでしょうか？どのような政治的、または歴史的背景があるのでしょうか。

スペインにはマグロの蓄養で世界市場をリードするリカルド・フエンテス社があります。同社は自身の分野であるからという理由はもちろんですが、積極的に研究を支援してくれています。また、IEO やムルシア地方自治体といった行政機関もスペインがこの分野で世界的に認められるよう、支援をしています。

ムルシアのセンターがある地域は、鯛やスズキ、海老の養殖研究に40年の実績があり、この分野におけるスペインの地位を高めてきました。それだけに設備に関するノウハウや、研究者達の知識・技術レベルも高く、マグロの養殖研究に挑戦し力を注ぐのも、ごく自然な流れだといっても良いでしょう。30年前に鯛やスズキの養殖に成功した研究者（既に故人）の子が、現在マグロの仔魚飼育の責任者となっています。世代交代も順調に進んでいるということです。

当然、地中海マグロの蓄養がムルシア州ではじまったというのも大きな要因のひとつです。それだけに地元企業や地方自治体の関心も高く、IEO もムルシアに重要な研究施設を有していたため、官民一体となって、研究プロジェクトに取り組んでいるのが強みです。

— 養殖研究は天然資源保護のためにはじまったといえますか？

はい。研究プロジェクトの初期段階、つまり DOTT グループによるシンポジウムの目的は、「養殖によってクロマグロの天然資源を保護する」というものでした。つまり、過剰な漁獲による天然資源の減少の問題がなければ、当然、養殖研究の推進が提案されることもなかったでしょう。

— 日本の企業などが今後の IEO の研究に協力し、その技術を譲渡してもらうことは可能でしょうか？

IEO は公的機関ですので、どのような協力でも歓迎します。日本とは数年前、近畿大学と技術提携契約を結ぶ計画もありました。しかし、澤田教授とメールによる交渉が数度行われたのみで、それ以上は進展しませんでした。

また前述の通り、IEO が行っている研究は現在リカルド・フェンテス社へ対して助成を行う CDTI 基金の出資で進められているため、研究の成果物の所有権は同社にあります。同社の企業営利を考えると、技術の全部譲渡は難しいのではないかと思います。ただし、研究過程における情報交換など、日本の団体や企業と協力できるのであれば、是非とも前向きに検討したいところです。

— 研究チームに瀬岡学氏が参加されていますが、経緯を教えてください。

SELFDOTT プロジェクトは年次大会を開催し、各国からマグロ養殖に関連する専門家を招待して意見や情報を交換することにしていました。2009 年の大会に近畿大学の家戸教授を招待したところ、当時近畿大学に在籍していた瀬岡教授の紹介を受けました。SELFDOTT チームのミロナス教授（ギリシャ）からも彼の名前は聞いていたので同年にもう一度開催された SELFDOTT の大会に家戸教授と瀬岡教授を招待しました。

その時瀬岡教授から「スペインで研究に協力したい」という申し出がありました。リカルド・フェンテス社、ムルシア州地方自治体、カルタヘナ大学は、当時地元金融機関が行っていた「カルタヘナ大学における新学科創設基金」を活用し、瀬岡氏をカルタヘナ大学教授として招聘することを考えました。その後、カルタヘナ大学に新学科が創設され、瀬岡教授は近畿大学を離れて、スペインで教壇に立つことになりました。現在、彼は SELFDOTT チームの研究に大きく貢献してくれています。人格、知識ともにすばらしい人物で、事務室を共有できることを大変誇りに思っています。

— 瀬岡教授はどのようなテーマで SELFDOTT チームに参加されていますか？

当初、マグロの仔魚とその飼育に関して、日本とスペインの研究の違いを比較する目的で瀬岡教授を招聘しました。現在はチームの指導をしてもらい、またチームからも彼にタイセイヨウクロマグロに関する情報を提供し、相互的な知識の蓄積ができています。

— 和歌山県の近畿大学の施設を訪問されたとのことですが、スペインで行われている研究の成果を、日本でも適用できると思われますか？

これまでにも述べてきたとおり、IEO の研究は近畿大学の手法をモデルとしています。もしも三重県がマグロの完全養殖をするのであれば、わざわざスペインの技術を導入するよりも、最先端かつ隣の県という地理的なメリットもある和歌山県の技術を適用する方が自然だと思います。もちろん、三重県とスペインの間でマグロの完全養殖に関連した協力関係が築ければ、すばらしいと思います。

—他に何かアドバイスはありますか？

近畿大学の功績を考えれば、スペインから日本にマグロの完全養殖についてアドバイスできることはあまりないでしょう。ただ、タイヘイヨウクロマグロについても天然資源の枯渇が問題視されている今、マグロの養殖は大変意義のあるテーマであり、その点で近畿大学の研究は世界中で注目されていることを認識してもらえればと思います。

現在、スペインは稚魚の海上生簞移動の際のへい死率という、近畿大学と同様の問題を抱えています。言い換えれば、スペインも日本のレベルに近づいてきたということです。これは家戸教授ともお互いに話し合ったことですが、今こそ力を合わせて現在ある課題をクリアしていければと考えています。

なお、日本政府とスペイン政府間で数年前にマグロ漁業に関する技術協定が結ばれ、相互的な情報交換などが定められています。それに伴う公的助成制度を活かして、両国の交流ができればと思います。

—現在、完全養殖の実用化に反対しているグループなどはありますか？ 例えば、完全養殖が確立されれば、旋網業者の漁獲が減ってしまうようなことも考えられますが。

スペインにあるマグロ旋網業者（フェンテス・グループとバルフェゴの2社）は、同時に蓄養業者なので、反対はありません。むしろ養殖の研究には積極的な立場をとっています。

環境団体からは、餌として養殖に用いられる浮き魚の漁獲を問題視する声が挙がっています。彼らは市場価値の低い魚を犠牲にして、高級食材を生み出すという行為に異議を唱えています。

特にマグロは「大食い」であり、研究で向上されているものの、摂餌量に対する成長率が低いため、「安価な魚を多量に消費して高級魚を育てるのは間違っている」というのが、彼らの言い分です。

私たちは食糧問題を解決するのであれば、それに適した別の魚の養殖があると考えています。一方クロマグロは元々、高価な食材を扱う一定の市場に向けられたものです。現存する市場と、天然資源の両方を保護することが私たちの使命だと考えています。

—クロマグロは日本で大変珍重されているが、スペインでの国内市場はどうですか？

現在行われているクロマグロの蓄養はそもそも、日本で好まれる形にマグロを太らせるという形で始まりました。もちろんスペインの市場に合わないというわけではありませんが、従来、寿司や刺身などで生食する習慣のないスペインには、蓄養マグロは価格が高く、市場での買い手がつきません。生食用のクロマグロに高い対価を支払う日本市場に、商品がほとんど流れていくのはそのためです。

ただし、欧州では現在日本食ブームが起きており、寿司や刺身といった日本の食文化が徐々に定着しているため、今後は需要も増えると思います。マグロの完全養殖が実用段階に入れば、これまでどおり日本向けの輸出が多いとは思いますが、米国や欧州での需要に対応できるようになります。日本食レストラン向け、または個人向けであることは変わりませんが。

天然マグロについてはスペイン国内にもそれなりの需要があります。たとえば、スペイン南部のバルバーテ地方はマグロをさまざまな形で料理することで有名な地域です。しかし、日本ほど付加価値の高いマグロを消費することはありません。

ちなみに、バルバーテはスペイン特有のアルマドラバ漁が盛んな地域です。アルマドラバ漁は通常、漁獲する際にマグロを締めますが、今年からは生きたまま捕獲し、蓄養場に移送することが許可されました。これまで旋網漁のマグロだけが蓄養されていましたが、今後はアルマドラバのマグロも蓄養されることとなります。これは今日（2012年4月12日）入ってきたニュースです。

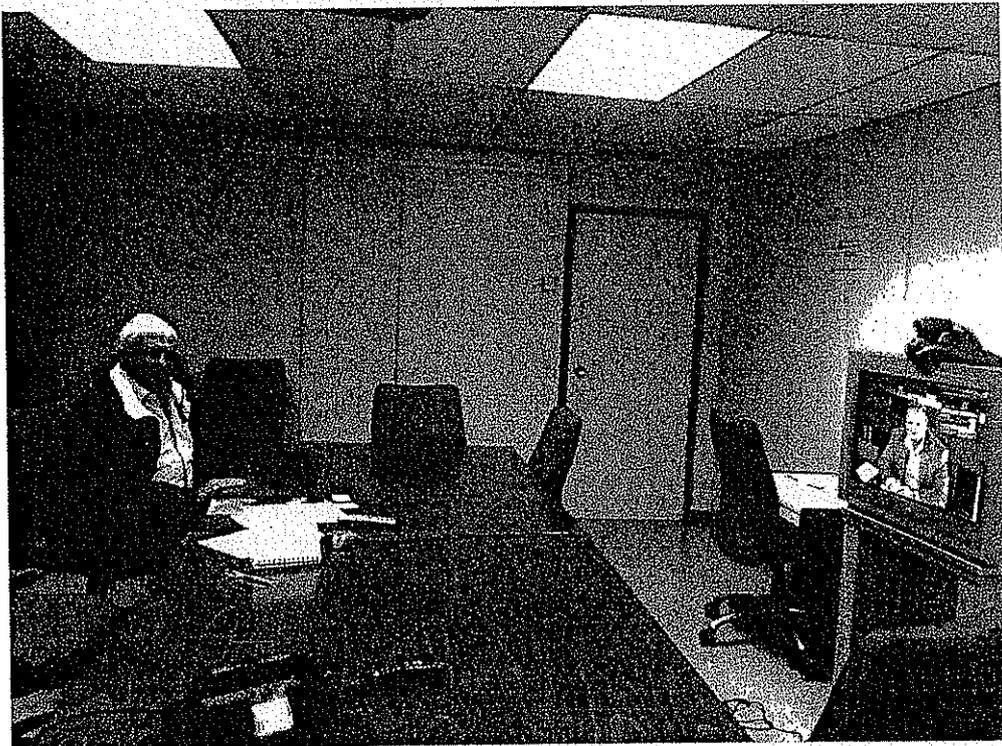
—何故ほとんどのクロマグロが蓄養されるのでしょうか？天然マグロの価値はそれほど低いのでしょうか。

天然マグロに価値がないわけではありません。アルマドラバ漁で漁獲された天然マグロも、日本市場では高く評価されています。しかし天然資源からの漁獲は時期に限られます。アルマドラバは5～6月の1ヵ月間だけ漁獲を行うので、市場へ安定した供給ができません。一方、蓄養場でストックしておけば、コストの安い小魚で飼育し、価値を上げつつ、いつでも出荷が可能な状態を保てます。つまり、1年中いつでも市場に、高品質のクロマグロを供給し、市場価格を管理できるというメリットがあります。

また、蓄養にはもうひとつの長所があります。それは生簀から漁獲するため、即殺できるという点です。日本の市場では、締め方の悪いマグロは「ヤケが出る」（味が変わる）と言われ、売りものになりません。それまでアルマドラバで漁獲された天然マグロが「世界一品質が高い」と言われつつも「世界一締め方が悪い」とされ、蓄養にとって代わられたのはこのためです。スペインではマグロを生食する習慣がなかったため、日本市場の要求を認識していませんでした。蓄養業は日本の業者との提携で発達したもので、ヤケが出ないための工夫（活け締めなど）がなされています。天然マグロよりも蓄養マグロが珍重されるのは、このためでもあります。

—本日は貴重なお話をありがとうございました。最後に、本調査の依頼者である村林県議に何か伝えることはありますか？

IEOの研究とスペインの養殖業に興味を示していただき、うれしく思います。これまでに何度か日本を訪れましたが、大変すばらしい国であるという印象を持っています。今後とも何かお役に立てることがあれば、何なりとお問い合わせください。



↑マドリード市内にあるIEO本部会議室（Corazon de Maria 通り8番、4階）

右（モニター）：フェルナンド・デ・ラ・ガンダラ主任（ムルシア研究センターからビデオ会議）

左：エラディオ・サンタエリャ顧問

※上記インタビューの大部分（研究について）がガンダラ主任による回答。資金など管理面について、サンタエリャ氏が回答してくれました。

資料 I 主要参考文献一覧

【統計資料および公的機関などによる資料】

- ・FAO 統計資料 *Global Capture Production / Global Aquaculture Production*
<http://www.fao.org/fishery/statistics/en>
- ・スペイン全国商業会議所連盟 貿易データベース *BASE DE DATOS DE COMERCIO EXTERIOR*
<http://aduanas.camaras.org/>
- ・スペイン農業食品環境省 漁業統計[2011年10月] *Estadísticas pesqueras: Capturas de pesca marítima*
<http://www.magrama.es/es/estadistica/emas/estadisticas-pesqueras/pesca-maritima/estadistica-capturas-desembarcos/>
- ・ICCAT 調査統計委員会 (SCRC) 報告書[2011年10月] *Informe del Comité Permanente de Investigación y Estadísticas (SCRS)*
www.iccat.es/Documents/Meetings/Docs/SCRC2011-Report-SPA.pdf
- ・スペイン養殖監査機構 (OESA 財団) クロマグロ養殖に関する報告書 *El cultivo del Atún rojo (Thunnus thynnus)*
<http://ipazarron.mu.ieo.es/publicaciones/5238.pdf>
- ・スペイン水産海産加工品生産者協会「海産・養殖由来水産加工、保存、準保存製品産業について」[2012年3月10日]
ANFACO-CECOPESCA, EL SECTOR INDUSTRIAL TRANSFORMADOR, CONSERVERO Y SEMICONSERVERO DE PRODUCTOS DEL MAR Y DE LA ACUICULTURA
http://www.anfaco.es/webs/webAnfaco/portales/anfaco/notasprensa_new/files/2012/Datos%20sector%202011.pdf
- ・欧州委員会刊行物「共通市場組織概要」*La organización común de mercados. Ficha informativa*
http://ec.europa.eu/fisheries/documentation/publications/cfp_factsheets/market_es.pdf
- ・アルマドラバ漁解説 (Barbate 市観光サイト) *LA ALMADRABA*
<http://www.tobarbate.com/almadra.htm>
- ・ICCAT-GBYP クロマグロのアルマドラバ漁に関するシンポジウム報告[2011年5月25日]
SIMPOSIO ICCAT-GBYP SOBRE LAS PESQUERÍAS DE ALMADRABAS DE ATÚN ROJO
http://www.iccat.int/Documents/Meetings/Docs/GBYP_TRAP_SUMP_REP_FINAL_SPA.pdf

【規制類】

- ・ICCAT10-04 東大西洋および地中海におけるクロマグロ回復のための数ヶ年計画を定める勧告
RECOMENDACIÓN DE ICCAT SOBRE EL ESTABLECIMIENTO DE UN PLAN DE RECUPERACIÓN PLURIANUAL PARA EL ATÚN ROJO EN EL ATLÁNTICO ESTE Y MEDITERRÁNEO
<http://www.iccat.es/Documents/Recs/compendiopdf-s/2010-04-s.pdf>
- ・EC 規則 302/2009 東大西洋および地中海におけるクロマグロ回復のための数ヶ年計画を定める規則 [2009年4月6日]
Council Regulation (EC) No 302/2009 of 6 April 2009 concerning a multiannual recovery plan for bluefin tuna in the eastern Atlantic and Mediterranean, amending Regulation (EC) No 43/2009 and repealing Regulation (EC) No 1559/2007
http://www.from.es/multimedia/302-2009_tcm85-47901.pdf
- ・農業地方海城省省令 1753/2011 東大西洋ならびに地中海におけるクロマグロ漁業統制令[2011年6月26日]
Orden ARM/1753/2011, de 22 de junio, por la que se regula la pesquería de atún rojo en el Atlántico oriental y Mediterráneo.
<http://www.boe.es/boe/dias/2011/06/25/pdfs/BOE-A-2011-11007.pdf>
- ・EU 規則 640/2010 クロマグロ漁獲文書プログラムを定める規則[2010年8月14日]
Regulation (EU) No. 640/2010 of the European Parliament and of the Council establishing a catch documentation programme for bluefin tuna Thunnus thynnus and amending Council Regulation (EC) No. 1984/2003.
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L:2010:194:0001:0022:ES:PDF>

【その他、新聞、機関紙など】

- EL PAIS 紙記事「ブラックマーケットがクロマグロを食い尽くす」[2010年11月7日] *El mercado negro devora atún rojo*
http://elpais.com/diario/2010/11/07/sociedad/1289084405_850215.html
- バルセロナ州立大学研究レポート「タイセイウクロマグロ - 絶滅危惧種 -」
ATÚN ROJO ATLÁNTICO (Thunnus Thynnus)-UNA ESPECIE en PELIGRO de EXTINCIÓN-
[http://minnie.uab.es/~veteri/21223/Atun%20rojo%20atlantico%20\(thunnus%20thynnus\).pdf](http://minnie.uab.es/~veteri/21223/Atun%20rojo%20atlantico%20(thunnus%20thynnus).pdf)
- LANCLOT DIGITAL「地方自治体がカナリアス州にクロマグロ7%の割当を要求」[2012年1月26日]
<http://www.lancelotdigital.com/el-gobierno-regional-reclama-para-canarias-un-7-de-la-cuota-espanola-de-pesca-de-atun-rojo/>
- EL PAIS 紙「クロマグロ工場まであと一歩」[2011年10月17日] *El atún rojo de piscifactoría, a punto*
http://elpais.com/diario/2011/10/17/sociedad/1318802404_850215.html
- EL PAIS 紙「クロマグロを観光招致に」 *El atún rojo como atractivo turístico* [2011年10月31日]
http://elpais.com/diario/2011/10/31/catalunya/1320026847_850215.html
- ipac. *Acuicultura* 誌「フトウナ・ブルー・エスパーニャ社、クロマグロ繁殖ビジネスに挑戦」[2011年11月2日]
Futuna Blue España, apuesta empresarial por la cría de atún rojo
http://www.ipacuicultura.com/noticias/en_portada/17824/futuna_blue_espana_apuesta_empresarial_por_la_cria_de_atun_rojo.html

【インタビュー・ヒアリング先】

- ・スペイン海洋機構 *Instituto Español de Oceanografía*
フェルナンド・デ・ラ・ガンダラ 研究主任 / エラディオ・サンタエリヤ 顧問

資料購入費

24300070

領 収 証

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

収入印紙

村林さとし事務所 様

〒 5,000.-

23年 11月 21日

領収証番号 111122-3005



(内訳) 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

| 品名 | 号 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------------------|---|----|------|------|----|
| 自治体法律顧問シリーズ Q&A議会の危機管理 | 4 | 1 | 5000 | 5000 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

領 収 証

No.

村林北事務所様

H23年12月26日

〒 2415

但し 緑の会推進券

上記金額正に領収致しました

収入印紙

| | |
|-----|------|
| 現金 | 2415 |
| 小切手 | |
| 図書券 | |
| 内訳 | |

新刊書籍・雑誌の専門店
南勢堂書店

山本 隆

〒516-0101 三重県伊賀郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762



24300072

領 収 証

No.

村林 志比 事務所様

平成24年 2月 6日

〒 17786

但し 惣 小 経 済 学 1 冊

上記金額正に領収致しました

収 入
印 紙

| | | |
|---|-----|------|
| 内 | 現金 | 1786 |
| | 小切手 | |
| | 図書券 | |
| 訳 | | |

新刊書籍・雑誌の専門店
南 勢 堂 書 店

山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

印

No.

領 収 証

村林さん 奉送済様

昭和24年 2月 6 日

〒 1,470

但し 海保貯蓄 4冊

上記金額正に領収致しました

収 入
印 紙

| | | |
|---|-----|------|
| 内 | 現金 | 1470 |
| | 小切手 | |
| | 図書券 | |
| 訳 | | |

南 勢 堂 書 店

山 本 隆

〒516-0101 三重県桑名郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762



No.

領 収 証

村林 さん 事務所 様

平成 24 年 2 月 6 日

〒 39901

但し 水巻保険料 1冊化

上記金額正に領収致しました

収 入
印 紙

| | |
|-----|------|
| 現金 | 3990 |
| 小切手 | |
| 図書券 | |
| 内 訳 | |

新刊書籍・雑誌の専門店
南 勢 堂 書 店
 山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
 TEL (05936) 6-0176・FAX 6-1762

印

No.

領 収 証

林林社 事務所 様

神 24 年 2 月 5 日

〒 37782

但し 三重県 志摩市 志摩市

上記金額正に領収致しました

収入印紙

| | |
|-----|-------|
| 現金 | 37782 |
| 小切手 | |
| 図書券 | |
| 内 訳 | |

新刊書籍・雑誌の専門店
南 勢 堂 書 店
 山 本 隆
 〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
 TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

印

平成 23 年 5 月分 新聞代領収書

村林 弘 事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|-------------|--------|-----|---------|
| 中日新聞 | ¥2,900 | 産 全 | ¥2,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | ¥2,800 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ新聞朝夕刊 | | 合計 | ¥8,690- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥4325を政務調査費から支出。

平成 23 年 6 月分 新聞代領収書

村林 弘一 事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | | | |
|-------------|---|--------|-----|---|--------|
| 中日新聞 | 〇 | ¥2,900 | 産 全 | 〇 | ¥2,950 |
| 朝日新聞 | | | | | |
| 毎日新聞 | | | | | |
| 伊勢新聞 | 〇 | ¥2,800 | | | |
| 日本経済新聞 | | | | | |
| 中日スポーツ新聞朝夕刊 | | | | | |
| 合計 | | | | ¥ | 8,690- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2,325を政務調査費から支出。

平成 23 年 7 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|---------|----|---------|
| 中日新聞 | 〇¥2,900 | 産 | 〇¥2,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 〇¥2,800 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝タ刊 | | | |
| 合計 | | ¥ | 8690- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 電話 66-0406

上記金額の5割に相当する ¥4345 を政務調査費から支出。

平成 23年 8 月分 新聞代領収書

村林 弘 事務所 様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|--------|----|--------|
| 中日新聞 | 05,900 | 産 | 05,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 05,840 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝夕刊 | | | |
| 合計 | | ¥ | 8690- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所 南 66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成 23 年 9 月分 新聞代領収書

村林さとし 事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 中日新聞 | 〇¥2,900 | 産全 | 〇¥2,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 〇¥2,840 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝夕刊 | | | |
| | | 合計 ¥ | 8690- |

川口新聞店

南勢町五ヶ所浦
☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2345を政務調査費から支出。

平成 23年 10月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|--------|-----|--------|
| 中日新聞 | | 産 全 | 05,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 05,840 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝夕刊 | | | |
| | | 合計 | ¥5790- |

川口新聞店

南勢町五ヶ所浦
☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

24300082

平成 23 年 1 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 中日新聞 | | 産 本 | 072,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 072,840 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝夕刊 | | | |
| 合計 | | | ¥5790- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成23年12月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|--------|----|---------|
| 中日新聞 | | 産 | ¥2,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | ¥2,840 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝夕刊 | | | |
| | | 合計 | ¥5,790- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成 24年 1 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|--------|---------|----|---------|
| 中日新聞 | | 産全 | 0円2,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 0円2,880 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ | | | |
| 新聞朝夕刊 | | | |
| 合計 | | | ¥5,790- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成 24 年 2 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|-------------|---------|-----|----------|
| 中日新聞 | | 産 全 | 072,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 072,800 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ新聞朝夕刊 | | | |
| | | 合計 | ¥57,900- |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成 24 年 3 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 中日新聞 | | 産 全 | 042,950 |
| 朝日新聞 | | | |
| 毎日新聞 | | 備考 | |
| 伊勢新聞 | 042,800 | | |
| 日本経済新聞 | | | |
| 中日スポーツ新聞朝夕刊 | | | |
| 合計 | | ¥57,900 | |

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥28,950を政務調査費から支出。

24300087

領収書

| | | | |
|----|----|----|---------|
| 区域 | 全戸 | No | お別れかわせぬ |
|----|----|----|---------|

お名前 村林エリ事務所様

23年 10月分

| 品名 | 数量 | 金額 |
|------|----|----------|
| 1 雑費 | 1 | 3007 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | ¥3007-00 |


Yoko Center 南勢
 糸川 昌良 (Sei)

〒517-0501 志摩市阿原町湯方3373-30
TEL 0593(43)2721

領収印 

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

領 収 書

| | | | |
|-----|-----|-----|--------|
| 区 域 | 全 戸 | No. | お問い合わせ |
|-----|-----|-----|--------|

お名前 村林 エレシ 事務所 様

23年 11月分

| 品 名 | 品 柄 | 数 量 | 金 額 |
|-----|------|-----|---------|
| 1 | 読売新聞 | 1 | 3007 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 合 計 | | | ¥3007-円 |



読売センター南 勢 良 奈 州 員

領 収 印



〒517-0501 志摩市阿児町勢方3373-30
TEL 0599(43)2721

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支払。

領収書

区帳 001 全戸 0000 訪問台帳 No.00358

お名前 村林 さとし事務所様
五ヶ所浦

23年 12月分

◇左記の通り領収しました

| 銘 | 柄 | 部数 | 金額 |
|----|------|----|--------|
| 1 | 読売新聞 | 1 | 3,007 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 合計 | | | 3,007円 |

領収日 年 月 日
読売新聞・又ポーツ報知ご愛読ありがとうございます。

読売新聞南勢専売所
志摩市阿児町鵜方 3373-30
Tel.0599-43-2721



上記金額の5割に相当する¥1503を致務調査費から支出。

領収書

区域 001 金戸 0000 お問合せNo 00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

24年 1月分

◇左記の通り領収しました

| 品名 | 部数 | 金額 |
|--------|----|-------|
| 1 読売新聞 | 1 | 3,007 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | 3,007 |

領収日 年 月 日
読売新聞より報告させていただきます。

読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3373-30



上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

領収書

区域 001 全戸 0000 関係合 世 № 00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

24年 2月分

◇左記の通り領収しました

| 経 | 柄 | 部数 | 金額 |
|-----|------|----|---------|
| 1 | 読売新聞 | 1 | 3,007 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 合 計 | | | 3,007 円 |

領収日 年 月 日
[Redacted]

読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鶴方 3 3 7 3 - 3 0



※異議をお寄せください。

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

領収書

区域001 全戸0000 お問合せNo.00358

お名前 村林 さとし事務所様
五ヶ所浦

24年 3月分

| 号 | 種別 | 部数 | 金額 |
|---|------|----|-------|
| 1 | 読売新聞 | 1 | 3,007 |
| 2 | | | |
| 3 | 合計 | | 3,007 |

△左記の通り領収しました

領収日 年 月 日
読売新聞・又ポ一ツ報知ご愛読あ
りがとうございます。

読売新聞南勢専売所 TEL:0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方3373-30



上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支玉。

廣 報 費

24300094

領 収 証

科林さとし事務所様

23年6月28日

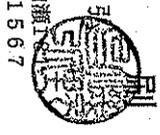
〒 71-552-1

但し県政したの上印刷・新聞紙代が8割でした
上記金額正に領収致しました 6/30

| | |
|-----|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | |
| 記 | |

機 野 印

〒516-0111
三重県度会郡南伊勢町内瀬江
TEL 0599-66-1567



印



全体の金額の89%が田のうち
8割にあたる71552円を政務調査費から支出。

9 費用は

現金

全体の金額 89,441 円の説明

予備として、500 枚を印刷した為、1 枚あたり 2,0262 円で計算すると 1,063 円になる。
(500 枚×2,0262 円×1.05=1,063 円)

90,504 円から予備の分の 1,063 円引いて計算して 89,441 円にしました。
全体の 89,441 円の 8 割にあたる 71,552 円を政務調査費から支出しました。

内訳の説明

広報費、需要費

印刷代として

18,650 枚×2,0262 円×1.05=39,677 円 (端数調整の為、39,678 円を 39,677 円にする)
印刷代 39,677 円のうち 8 割で按分すると 31,741 円となる。(39,677 円×0.8=31,741 円)
この金額を広報費、需用費にする。 /

通信運搬費

新聞折込・錦・南島送料として

18,650 枚×2.3 円×1.05=45,039 円 (新聞折込代)
9 件×500 円×1.05=4,725 円 (錦・南島送料)
45,039+4,725=49,764 円となる。

この金額のうち 8 割で按分すると 39,811 円となる。(49,764 円×0.8=39,811 円)
この金額を通信運搬費とする。

8 割の按分根拠

内容はすべて政務調査費で支出するのに適正な内容だと考えておりますが、政務調査費以外の用途で使用するかもしれないという可能性を考慮して、念のため 8 割で按分しました。

516-0101
三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦

千516-0111 三重県度会郡南伊勢町内瀬181

請求書

伝票No. 000608

五ヶ所浦(村林さとし後援会)様

機野印刷

機野昌

TEL 0599-66-1567 FAX 0599-66-
取引銀行 百五銀行五ヶ所支店 普通321

請求日 2011年 6月 3日

担当: 



| 商品コード | 商品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 03141000 | 県政レポートA4 1/0 | 19,150 | 枚 | 2.0262 | 38,800 | |
| 03200000 | 新聞折込料立替金 | 18,650 | 枚 | 2.3 | 42,895 | |
| 03300000 | 錦・南島送料 | 9 | 件 | 500 | 4,500 | |
| | | 税抜額 | 86,195 | 消費税額 | 4,309 | 合計 |
| | | | | | | 90,504 |

24300097

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



写真提供：伊勢新聞社

2011年6月号

2つの副委員長職を拝命



石破政調会長が来県し、知事をまじえた意見交換会に出席する

いつもありがとうございます。ふたたび県議会議員をさせて頂くことになりました、村林さとしです。

この5月には役職の改選があり、議長に山本教和県議が満場一致で選ばれました。

私は県土整備企業常任委員会の副委員長となりました。防災対策のハード面について取り組みたいと考えています。また、東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会の副委員長にも就

任しました。副委員長職を2つも拝命するという大仕事ではありますが、頑張ります。

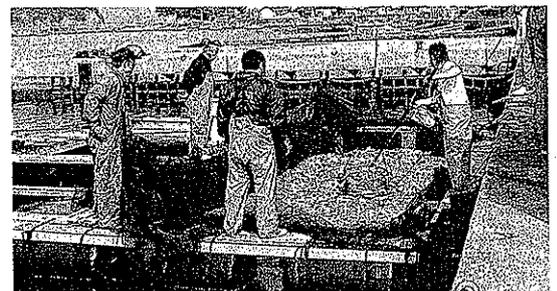
本会議場で一般質問をします。

6月10日(金)午前11時から正午まで(三重テレビ放送で生中継の予定です。)

この6月10日金曜日、午前11時から12時までの1時間、一般質問をさせて頂けることになりました。三重テレビで生放送されますので、ぜひご覧ください。質問項目は変わるかもしれませんが、「過疎の本質に切り込む必要があるが知事はどう考えるのか」や「津波により40億円もの被害を受けた県内の漁業をどう支援するのか」などを考えています。

皆さん、これからもいろいろ教えてください。よろしくお願ひします。

24300098



養殖魚の被害(礫浦)

発行
編集

村林さとし事務所
村林さとし後援会

〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL:0599-67-0067 FAX:0599-67-0068

領 収 証

村林さとし事務所 様

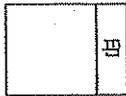
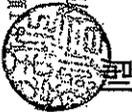
24年3月21日

〒 72,000-1

但し県政レポート印刷・新聞折込代のみ別記
上記金額正に領収致しました 328円

機 野 印

〒516-0111
三重県度会郡南伊勢町内瀬
TEL 0599-66-1567



| | | |
|---|-----|---|
| 内 | 現金 | ✓ |
| 訳 | 小切手 | |
| | | |
| | | |

全体の金額の 90000円のうち
8割にあたる 72000円を政務調査費から支子。

由 (備 考)

全体の金額 90,000 円の説明

予備として、50 枚を印刷した為、1 枚あたり 2.09 円で計算すると 109 円になる。
(50 枚×2.09 円×1.05=109 円)

90,109 円から予備の分の 109 円引いて計算して 90,000 円にしました。
全体の 90,000 円の 8 割にあたる 72,000 円を政務調査費から支出しました。

内訳の説明

広報費、需要費

印刷代として

18,500 枚×2.09 円×1.05=40,598 円

印刷代 40,598 円のうち 8 割で按分すると 32,478 円となる。(40,598 円×0.8=32,478 円)
この金額を広報費、需用費とする。

通信運搬費

新聞折込・錦・南島送料として

18,500 枚×2.3 円×1.05=44,677 円 (新聞折込代)

9 件×500 円×1.05=4,725 円 (錦・南島送料)

44,677+4,725=49,402 円となる。

この金額のうち 8 割で按分すると 39,522 円となる。(49,402 円×0.8=39,522 円)
この金額を通信運搬費とする。

8 割の按分根拠

内容はすべて政務調査費で支出するのに適正な内容だと考えておりますが、政務調査費以外の用途で使用するかもしれないという可能性を考慮して、念のため 8 割で按分しました。



村林さとし

県政レポート

県政かわら版

2012年2月号

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております、村林さとしです。

一般質問をします

この3月2日金曜日、午後1時から2時までの1時間、一般質問をさせて頂けることになりました。三重テレビで生放送されますので、ぜひご覧ください。

質問へ向けての問題意識

現在、行政のいう『治水』とは、降った雨を山から海へ速く流すことです。これでは川は排水路のようになってしまうのではないのでしょうか。海・山・川を一体に元気にすることが本来の治水ではないのでしょうか。これからの行政には、山から海まで全体を見通して、その川の本来のあり方、その川の本来の姿とは、どうあるべきなのか考えることが必要なのだと考えています。

また、昔から日本人がしてきたような、川が本来持っている力を活かしていける治水に転換するべきです。これまでの『治水』のあり方が、「川の水が長く濁ってしまう」、「川の底に土砂がたまっていく」、一方で「海の砂浜は切れていってしまう」などの問題、ひよっとすると磯焼けの問題などにまで、つながってしまっているのではないだろうか、というような問題意識を持っています。

皆さん、これからも色々教えて下さい、よろしくお願い致します。

24300102



電動船進水式に出席された鈴木英敬知事（神前浦にて）

事務所費

24300103



賃貸借契約書

くまの灘漁業協同組合（以下「甲」という。）と村林の漁業協同組合（以下「乙」という。）との間において、くまの灘漁業協同組合が所有する五ヶ所浦支部旧購買店舗（以下「店舗」という。）に関し、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は店舗を乙に賃貸し、乙はこれを賃借し、事務所として使用するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日までの1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出がない場合は、この契約は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は毎月末日までに現金又は甲指定の金融機関に振り込み支払するものとする。

（契約の解除）

第4条 本契約の解除については、甲乙3ヶ月前までに申し出るものとする。
2 乙が、本契約に違反したときは、甲は、事前の催告なくして、この契約を解除することができる。

（転貸等禁止）

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、この契約によって取得した権利を第三者に譲渡し、又は、本店舗を第三者に転貸してはならない。

（毀損・滅失に対する責任）

第6条 乙又はその関係人がその責に帰すべき事由により店舗建物並びに設備器具等を滅失又は毀損したときは、補填又は修理し、その費用並びに損害金は乙の負担とし、甲の指定した日までに弁償しなければならない。

（費用負担）

第7条 乙は、電話・ガスについては、直接関連会社と使用契約を締結するものとするが、電気・水道料金については、甲が相当と判断する基準をもってそ

の負担配分を行う。

(駐車場)

第8条 甲は、店舗に隣接する駐車場に乙の使用分として3台分を用意するものとする。また、駐車料金については、賃料の中に含まれるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は賃貸借物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約各条項を誠実に履行するものとし、この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ1通を保有する。

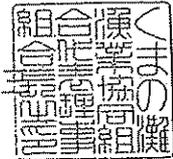
平成19年6月18日

甲 (賃貸者)

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地

くまの灘漁業協同組合

代表理事組合長 清水 清



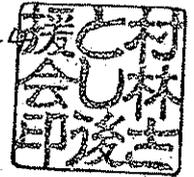
乙 (賃借者)

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

村林とし後援会

会計責任者

河口 敬



24300105

No. 003389

領 収 証

23年 6 月 22 日

村林 士とし 専務 所 様

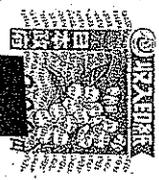
| | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 円 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|

但し 6分 値引き

上記金額正に受領致しました



三重外湾漁業協同組合



内 訳
現金 5000
小切手

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 003441

領 収 証

2023年 7月 22日

木村 林 工 事 所 様

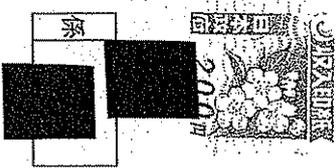
| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 円 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |

但し 7月分 賃金料

上記金額正に受領致しました

 三重外湾漁業協同組合 JRF

内 訳
現金等 50,000
小切手等



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 003489

領 収 証

23年 8月22日

村林さとし 事務所 様

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|

但し 8A分 雑管料

上記金額正に受領致しました

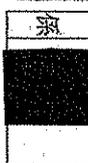
内 訳

現金等 50000

小切手等



三重外湾漁業協同組



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 008288

領 収 証

23年9月26日

村林 さん 事務所 様

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 円 | 千 | 百 | 十 | 元 |
| | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |

但し 9月分 賃金 ¥

上記金額正に受領致しました

三重外湾漁業協同組合



内 訳
現金 ¥ 50000
小切手 ¥

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 008398

領 収 証

23年10月25日

村林士とし事務所 様

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|

但し 10月分 管定料

上記金額正に受領致しました

 三重外湾漁業協同



内 訳
現金等 50,000
小切手等

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 011452

領 収 証

23年12月26日

村林さとし事務所 様

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | ¥ | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|

但し 12月の 値引

上記金額正に受領致しました

 三重外湾漁業協同組合

内 訳
現金 50000
小切手



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 011487

領 収 証

24年 1月 23日

村 林 士 比 事 務 所 様

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|

但し 1万円 控除あり

上記金額正に受領致しました



三重外湾漁業協同組合



内 訳
現金 ￥ 50,000
小切手 ￥

上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. 011587

領 収 証

24年 2月 24日

株式会社 事務部 様

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 円 | 千 | 百 | 十 | 元 |
| | | 5 | 0 | 0 | 0 |

但し 2月分 賃金

上記金額正に受領致しました

三重外湾漁業協同



内 訳
現金 50000
小切手 50000

上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

事 務 費

24300117

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

平成 23 年 6 月 14 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

下記、金額を平成 23 年 5 月 25 日口振振替により
領収いたしました。

| | |
|--|-----------|
| 平成 23 年 5 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 10,856 円 |
| 内 電話料金等 | 10,340 円 |
| 内 消費税相当額 | 516 円 |
| 金種 振額名 | * * * * * |
| 口座 番号 | * * * * * |
| ※ 請求方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
務署 察 認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 接橋

2丁目 149



上記金額の2割15分相当する¥2714を政務調査費から支出。

24300118

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

平成 23 年 7 月 12 日発行

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 23 年 6 月 27 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|---|---------|
| 平成 23 年 6 月分 | |
| 預収金額 (Amount paid) | 9,063 円 |
| 内 電話料金等 | 8,632 円 |
| 消費税相当額 | 431 円 |
| 金融機関名 | ***** |
| 口座番号 | ***** |
| ※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
区 税務署 承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥2265を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

平成 23 年 8 月 11 日発行

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 23 年 7 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|---|----------|
| 平成 23 年 7 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 10,286 円 |
| 内訳 | |
| 電話料金等 | 9,797 円 |
| 消費税相当額 | 489 円 |
| 金融機関名 * * * * * 口座番号 * * * * * | |
| ※表示方法の変更 (指示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区大須
4丁目 9-60



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三郷支店



料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する¥2571を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

平成 23 年 9 月 13 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 23 年 8 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|---|---------|
| 平成 23 年 8 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 9,674 円 |
| 内 電話料金等 | 9,214 円 |
| 内 消費税相当額 | 460 円 |
| 金融機関名 * * * * * 口座番号 * * * * * | |
| ※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60

NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥2,818を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会様

平成23年10月13日発行

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成23年9月26日口座振替により領収いたしました。

| | |
|---|---------|
| 平成 23 年 9 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 8,419 円 |
| 内 電話料金等 | 8,019 円 |
| 内 消費税相当額 | 400 円 |
| 金融機関名 | ***** |
| 口座番号 | ***** |
| ※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様は、料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納付につき名古屋中税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区大須
4丁目 9-60



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥210xを政務調査費から支出。

24300122

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

平成 23 年 11 月 10 日発行

右記、金額を平成 23 年 10 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|--------------------|----------|
| 平成 23 年 10 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 10,562 円 |
| 内 電話料金等 | 9,870 円 |
| 内 消費税相当額 | 492 円 |
| 金額機関名 | ***** |
| 口座番号 | ***** |

※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様または、
料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋中
区税務署 承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-80



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割5分は相当する¥2590を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

平成 23 年 12 月 13 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記金額を平成 23 年 11 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|---|---------|
| 平成 23 年 11 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | |
| 内 電話料金等 | 9,517 円 |
| 内 消費税相当額 | 475 円 |
| 金融機関名 | ***** |
| 口座番号 | ***** |
| ※表示方法の整理(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区大須
4丁目 9-60



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店



料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003

津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割15分に相当する¥2498を政務調査費から支出。

24300124

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

平成 24 年 1 月 12 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 23 年 12 月 26 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|---|----------|
| 平成 23 年 12 月分 | |
| 預収金額 (Amount paid) | 10,131 円 |
| 内 電話料金等 | 10,602 円 |
| 内 消費税相当額 | 529 円 |
| 口座振替番号 | ***** |
| 金融機関名 | ***** |
| ※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告類
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区大須
4丁目 9-60



NTT 西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥2782を政務調査費から支出。

24300125

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

平成 24 年 2 月 10 日発行

お客様番号 (0599) 67-0067

右記、金額を平成 24 年 1 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|--|----------|
| 平成 24 年 1 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 10,942 円 |
| 内 電話番号等 | 10,422 円 |
| 内 消費税相当額 | 520 円 |
| 金融機関名 | ***** |
| 口座番号 | ***** |
| ※ 振込方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納付につき名古屋中務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区大須
4丁目 9-60

NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0008
津市 桜橋
2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥2735を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

平成 24 年 3 月 13 日発行

お客様番号 (0599)67-0067

平成 24 年 2 月分

右記、金額を平成 24 年 2 月 27 日口座振替により
領収いたしました。

| | | |
|--|--------|----------|
| 領収金額 (Amount paid) | | 11,022 円 |
| 内 | 電話料金等 | 10,498 円 |
| 訳 | 消費税相当額 | 524 円 |
| 金融機関名 | | ***** |
| 口座番号 | | ***** |
| ※表示方法の変更 (黒表示ししくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT 西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥2735を政務調査費から支出。

24300127

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

平成 24 年 4 月 11 日発行

お客様番号 (0599) 67-0067

右記、金額を平成 24 年 3 月 26 日口座振替により
領収いたしました。

| | |
|---|----------|
| 平成 24 年 3 月分 | |
| 領収金額 (Amount paid) | 12,155 円 |
| 内 電話料金等 | 11,577 円 |
| 内 消費税相当額 | 578 円 |
| 金融機関名 | ***** |
| 口座番号 | ***** |
| ※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。 | |

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-80



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥3038を政務調査費から支出。

24300128

人 件 費

24300129

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に水曜日と日曜日をのぞく週5日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は3日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

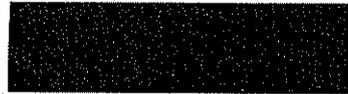
契約年月日 平成23年5月1日から平成23年9月30日まで

雇用者

村林



契約者



備考

給与は月定額120,000円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に1ヶ月に20日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は3日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成23年10月1日から平成24年3月31日まで

雇用者

村林



契約者



備考

給与は月定額100,000円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に木曜日と日曜日をのぞく週5日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は3日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで

雇用者

村林



契約者



備考

給与は月定額130,000円とする。

24300132

領収証

No.

料 林 さん 事務所 様 23年 5月 31日

金額

¥ 17,200.00

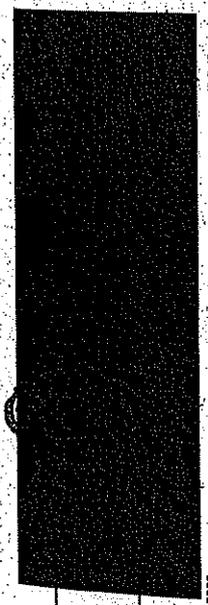
内
消費税等

但 4,235 月分 給与
上記正に領収いたしました

現金

小切手

株 HISAGO #778



上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

株式会社事務所 様

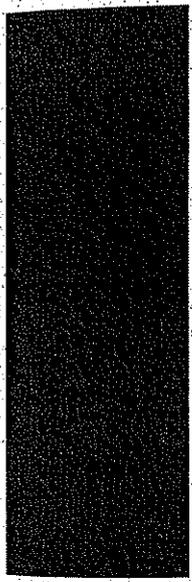
23年5月31日

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | ¥ | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|

内 消費税等
 目 H23 5月分給与
 上記正に領収いたしました。

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

株 NISSAO #778



係

印

上記金額の2割15分相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さくら事務所様

23年 6月 30日

金額

¥ 120,000

消費税等

上記正に領収いたしました

11 23 6月分給与

[]

現金

小切手

11 HISAQ#778

上記金額の2割5分は相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

株式会社 森永製菓

様

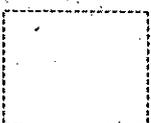
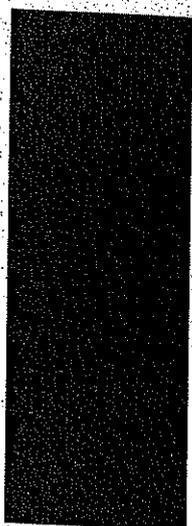
22年 8月 30日

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | ¥ | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|

内 消費税等 但 H23 6月分給付
 上記正に領収いたしました

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

〒115-0007 778



上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

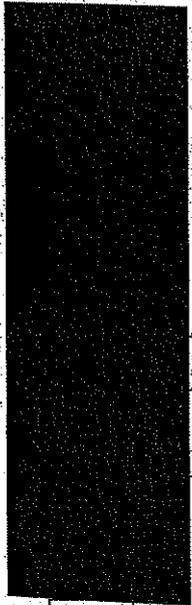
村林 541 事務所 様 23年 7月 30日

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|----|---|---|---|---|---|---|

内
消費税等
但 423 円分 給付
上記正に領収いたしました

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

※ Hisao #778



上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

株式会社事務所 様

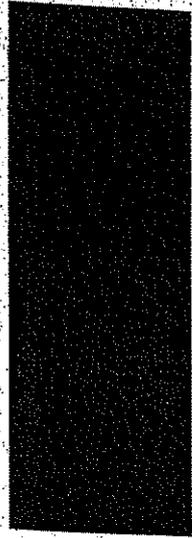
23年7月30日

| | | | | |
|----|---|-----|-----|--|
| 金額 | ¥ | 130 | 000 | |
|----|---|-----|-----|--|

内
消費税等
但H23 7月給分
上記正に領収いたしました

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

株 HISAOK#78



上記金額の2割15分に相当する¥2500を政務運営費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所様

23年 8月31日

金額

¥ 120,000

内

消費税等

但 H 23 8月分給与
上記正に領収いたしました

現金

小切手

村 HISAOK #778

上記金額の2割15分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

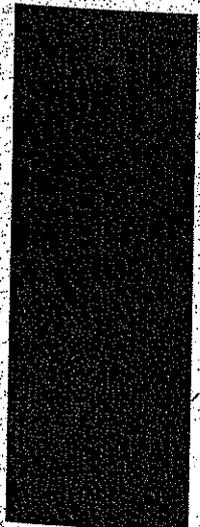
林とし事務所 様 23年8月31日

| | | | | |
|----|---|--------|--|--|
| 金額 | ¥ | 130000 | | |
|----|---|--------|--|--|

内 消費税等 但 7123 8月分給与 上記正に領収いたしました

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

株 #13000 #778



印

上記金額の2割5分は、相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林北事務所 様

23年 9月 30日

金額

12000

内

消費税等

1423 9月分給与

上記正金領収した表U

現金

小切手

特記事項 #778



上記金額の2割5分相当額 ¥30000 を政務調査費から支出。

領収証

No.

木村 雄二 事務所

様

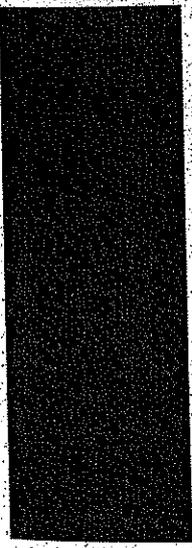
23年 9月 30日

| | | |
|----|---|--------|
| 金額 | ¥ | 130000 |
|----|---|--------|

内
消費税等
目 1428 9月分給付
上記正に領収いたしました

| | |
|-----|--|
| 現金 | |
| 小切手 | |

〒115-0047 東京都千代田区千代田 4-7-8



係

上記金額の2割5分は相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さくら事務所様

23年10月31日

金額

¥ 100,000

内

消費税等

日 11月23日 10月分給与

上記正に領収したと承知した

現金

小切手

住 HISA00 #778

上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務(調査費)から支出。

領収証

No. _____

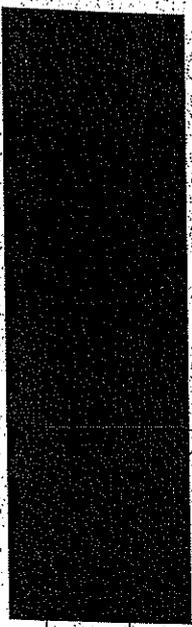
株式会社事務所 様 23年10月8日

金額 ￥130000

内 消費税等 日 H23 10月分給付
上記に領収いたしました

| | |
|-----|--|
| 現金 | |
| 小切手 | |

〒116-0078



上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林 サトル事務所様

23年11月30日

金額

¥ 100,000.00

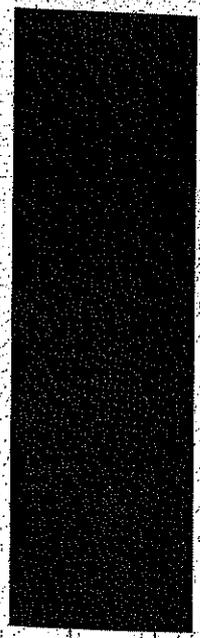
内
消費税等

日 11月23日 給与
上記正に領収いたしました。

現金

小切手

株 HISSOC #778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

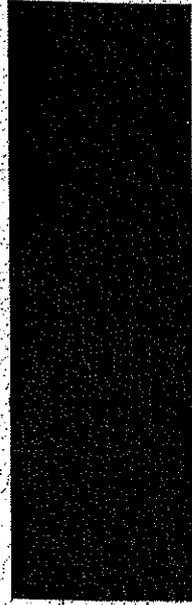
林冬と事務所 様 23年11月30日

| | | |
|----|---|--------|
| 金額 | ¥ | 130000 |
|----|---|--------|

内 消費税等
 甲 1423 11月分給付
 上記正に領収いたしました

| | |
|-----|--|
| 現金 | |
| 小切手 | |

〒113-8500 #778



上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所 様

23年12月30日

金額

¥100,000.00

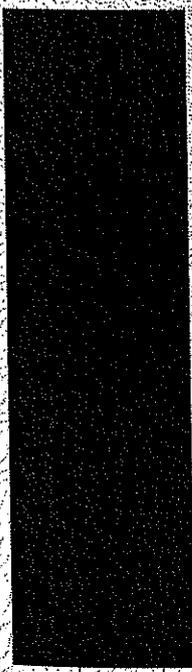
H23 12月 納付

現金

内
消費税等

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| 現金 | | | | | |
| 小切手 | | | | | |

株 #11500 #776



上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

株式会社 事務所

様

23年12月30日

金額

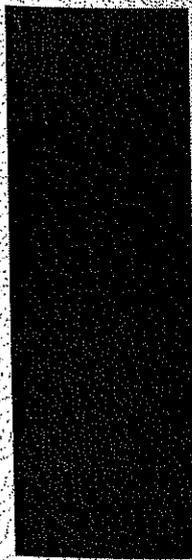
¥130000

内
消費税等

1123 12月分納付
上記正金額に付の引当

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

4415100#778



年

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費の支出。

領収証

料林 事務所 様

24年 1月 31日

金額

¥100,000.00

内
消費税等

目
H 28 / A 5 2 2 5
上記正に領収したと認む

現金

小切手

〒11400778

上記金額の2割5分は相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

株式会社 事務所 様

平成 年 月 日

金額

¥ 150,000

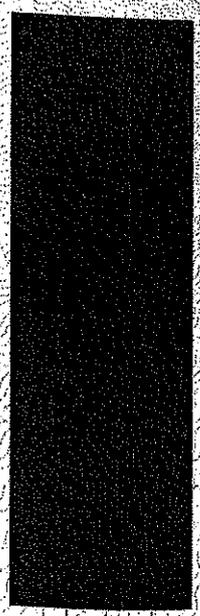
内
消費税等

包 H24.10.27
上記正に領収した金額

現金

小切手

株 #15100 #778



上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

村林とく事務所様

2024年2月29日

金額

¥100,000

内

消費税等

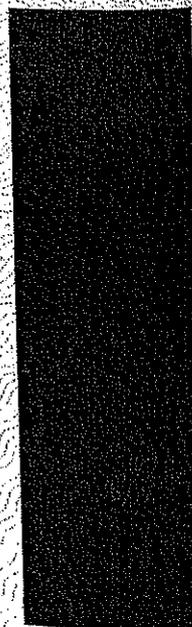
但

A28215

上記に領収した(票)

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 現金 | | | |
| 小切手 | | | |

村林事務所 #778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

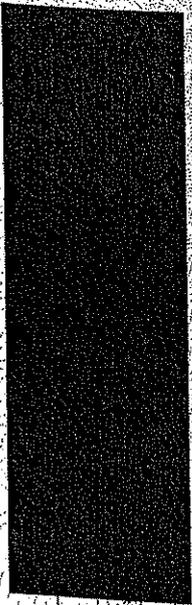
株式会社 業務所 様 平成 12 年 12 月 29 日

| | | | | | | | | | |
|----|---|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額 | ¥ | 130000 | | | | | | | |
|----|---|--------|--|--|--|--|--|--|--|

内 消費税等 11,922.00円

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 現金 | | | | |
| 小切手 | | | | |

株式会社 #778



上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

村林さん事務所様 2024年3月21日

金額

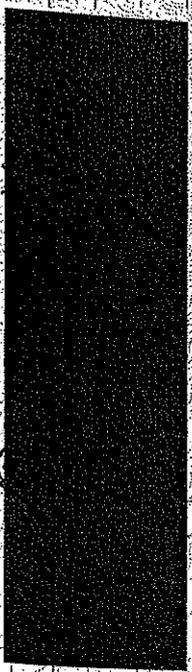
¥100,000

内 消費税等 11,200
目 188,800

現金

小切手

任意口座 #778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

株主様 平成29年9月22日

金額

¥ 20,000

内
消費税等

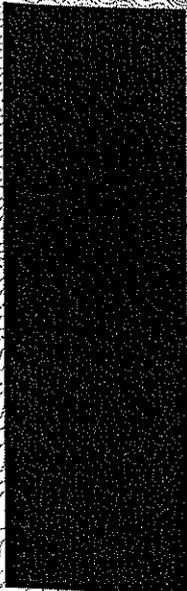
目 10% 2,000

上記に領収した金額

現金

小切手

4-105606#778



上記金額の2割(5分)相当する¥2,500を政務調査費から支出。